

屋 外 広 告 物 講 習 会
参 考 資 料

近畿各自治体の条例による規制等 概要

令和6年（2023年）1月18日

枚 方 市

目 次

I 各自治体の禁止地域・許可地域等	
1 各自治体の禁止物件一覧表	3頁
2 各自治体の禁止区域・場所一覧表	10頁
3 各自治体の許可対象地域・場所一覧表	24頁
4 各自治体の適用除外一覧表（禁止地域・許可地域）	31頁
II 各自治体の許可期間	
1 府県	39頁
2 滋賀県内	40頁
3 京都府内	41頁
4 大阪府内	41頁
5 兵庫県内	42頁
6 奈良県内	43頁
7 和歌山県内	43頁
III 各自治体の許可手数料	
1 滋賀県内	46頁
2 京都府内	51頁
3 大阪府内	53頁
4 兵庫県内	56頁
5 奈良県内	60頁
6 和歌山県内	61頁
IV 各自治体の許可基準	
1 滋賀県内	63頁
2 京都府内	108頁
3 大阪府内	118頁
4 兵庫県内	139頁
5 奈良県内	184頁
6 和歌山県内	202頁
V 各自治体の担当課・係（許可、業登録等窓口一覧）	
1 滋賀県内	216頁・218頁
2 京都府内	216頁・219頁
3 大阪府内	216頁・220頁
4 兵庫県内	217頁・221頁
5 奈良県内	217頁・222頁
6 和歌山県内	217頁・223頁

この参考資料は、令和5年12月時点の近畿各自治体の条例等の概要をまとめたものであり、内容は随時改正等されます。

詳細や最新の概要については、各自治体の窓口でご確認ください。

I 各自治体の禁止地域・許可地域等

I 各自治体の禁止地域・許可地域等

1. 各自治体の禁止物件一覧表

禁止物件

良好な景観形成や風致の維持又は公衆に対する危害防止の観点から、一定の物件について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止しています。

禁止物件でない場合でも、所有者の同意が必要であり、また、道路上であれば道路法（道路占用許可）、道路交通法（道路使用許可）による規制が行われています。

2. 各自治体の禁止区域・場所一覧表

禁止区域・場所

良好な景観形成や風致の維持又は公衆に対する危害防止の観点から、一定の区域・場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止しています。

禁止区域・場所であっても、一定規模以下の自己用広告物などは掲出することができます。

3. 各自治体の許可対象地域・場所一覧表

許可対象地域・場所

広告物の表示又は掲出物件の設置をする場合、許可が必要となる区域・場所は、近畿地区の各自治体が、それぞれの地域の事情等に応じて定めています。

4. 各自治体の適用除外一覧表（禁止地域・許可地域）

適用除外

屋外広告物の全てを規制の対象とするのではなく、社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物については、条例の規定の全部又は一部の適用を除外しています。

この場合、許可申請が不要であったり、禁止区域でも掲出が可能であったりします。

ただし、大きさなどの規格や管理義務などは守らなければなりません。

1. 各自治体の禁止物件一覧表

物件名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	類するもの	○	○	○ (擁壁)	類するもの
地下道の上屋			○			○
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗またはこれらに類するもの)	○ (知事指定以外禁止)	○	○ (知事指定区域内は全て禁止。区域外は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板のみ禁止。)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、立看板、その他これに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	類するもの	○	○	○	類するもの
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	類するもの	○	○	類するもの	類するもの
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗またはこれらに類するもの)	○ (知事指定以外禁止)	○ (禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。	○ (知事指定区域内は全て禁止。区域外は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板のみ禁止。)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、立看板、その他これに類するもの)
里程標	○	類するもの		○		類するもの
路上変電塔		○				○
照明塔	○	○		○	○	○
煙突		○		○		○
ガスタンク・水道タンク		類するもの		○		類するもの
公衆便所		○			○	
石垣	○ (公用または公共用)	類するもの		○	○	○
火の見やぐら	○	○		○	○	
航路標識				○		
アーケード				○ (支柱への、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)		
その他知事・市長が指定する物件				○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物					○	
地下鉄道上屋						
防火水槽及びその防護柵	○					
道路情報管理施設				○		
カーブミラー	○	○		○		○
パーキングメーター				○		
パーキングチケット発給施設				○		

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり札 等、広告旗、立看 板等)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○		○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札 等、広告旗、立看 板等)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突		○	○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公共・公用のも の)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が 指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)			○ (未指定)	
文化財保護法による建造物						
地下鉄道上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー	○	○		○		
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○ (交通安全施設(ガードレール等))	○	○	○	○	○ (歩道柵、ガードレール)
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するもの) ※第一種地域は全ての広告物は不可	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突			○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公共・公用のもの)	○ (公共・公用のもの)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が指定する物件		○		○ (道路の路面)		○ (道路の路面)
文化財保護法による建造物						
地下鉄道上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー		○				○
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	滋賀県	京都府			大阪府	
	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	○ (擁壁)	○ (擁壁)	○ (擁壁)		○
地下道の上屋					○	○
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○	○	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○ (歩道柵、ガードレール)	○ (歩道柵、ガードレール)	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○ 類するもの	○
消火栓・火災報知機	○		○	○		○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○(電波塔)	○	○	○	○
送受信塔	○	○(電波塔)	○	○		○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○ 類するもの	○ (公共団体が設置するものに限る)
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ 簡易広告物等	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
里程標	○	○	○	○	○	
路上変電塔	○	○ (変圧器)	○	○	○ (路上変圧器)	
照明塔	○		○	○		
煙突	○	○	○	○		
ガスタンク・水道タンク	○	○ 高架水槽等	○	○		
公衆便所	○	○	○	○		
石垣	○ (公用または公共用)	○ 擁壁	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)		
火の見やぐら	○	○ 物見塔	○	○		
航路標識		○ 標識 (バス停留所の標識を除く)				
アーケード		○(支柱)				
その他知事・市長が指定する物件	○ (道路の路面)		○ (道路の路面)	○ (未指定)		○ (未指定)
文化財保護法による建造物		○			○ (禁止地域として指定)	○ (禁止地域として指定)
地下鉄道上屋						
防火水槽及びその防護柵	○		○	○		
道路情報管理施設		○				
カーブミラー		○	○	○		
パーキングメーター		○				
パーキングチケット発給施設		○				

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○	○	○
地下道の上屋	○	○	○	○	○	○
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ 表示の方法等の基準あり	○ (禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。	○ 表示の方法等の基準あり(景観形成重点地区内は禁止)	○ (禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。
里程標	○					
路上変電塔	○ (電力用地上設置機器)	○ (電力用地上設置機器)			○ (電力用地上設置機器)	
照明塔	○					
煙突						
ガスタンク・水道タンク						
公衆便所						
石垣						
火の見やぐら	○	○			○	
航路標識						
アーケード	○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)			○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設						
カーブミラー						
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木(景観法の指定による)を禁止物件とする自治体がある

物件名	大阪府	兵庫県				
	吹田市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○		○	○(擁壁)	○	○
地下道の上屋	○	○				
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔		○	○ (路上受変電設備)		○	
照明塔		○	○	○	○	○
煙突			○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク			○	○	○	○
公衆便所		(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
石垣			○	○	○	○
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識			○	○		○
アーケード	○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱へのはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (支柱への、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)
その他知事・市長が指定する物件		(未指定)	(未指定)	(未指定)	(未指定)	(未指定)
文化財保護法による建造物		(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道上屋		○				
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設			○	○	○	○
カーブミラー			○	○	○	○
パーキングメーター			○	○	○	○
パーキングチケット発給施設			○	○	○	○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	兵庫県			奈良県		和歌山県
	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○ (擁壁)	○ (擁壁)	○ 類するもの
地下道の上屋						○
街灯	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○ 類するもの
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○ 類するもの	○ 類するもの	○ 類するもの
電柱	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
里程標	○	○	○	○		○ 類するもの
路上変電塔				○	○	○ 類するもの
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突	○	○	○			○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○			○ 類するもの
公衆便所		(禁止地域として指定)		○ (禁止地域として規制)	○	
石垣	○	○	○	○	○	○
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識		○				
アーケード	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等)		○ (支柱にはり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物		(禁止地域として指定)		(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設	○	○	○			○
カーブミラー	○	○	○	○	○	○
パーキングメーター	○	○		○		
パーキングチケット発給施設	○	○		○		○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

2. 各自治体の禁止区域・場所一覧表

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
第1種低層住居専用地域	第2種地域		○			
第2種低層住居専用地域			知事指定 (未指定)	○	○	○
第1種中高層住居専用地域			知事指定 (未指定)	○		○
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域	第2種地域 (地区なし)			○		
景観地区	第2種地域 (地区なし)	○ (地区なし)	知事指定 (未指定)	○		○
準景観地区		○ (地区なし)				知事指定 (指定済)
風致地区	第2種地域	特別風致地区	知事指定 (未指定)	○	○	○
特別緑地保全地区	第2種地域 (地区なし)		知事指定 (未指定)	○		○ (地区なし)★
重要文化財の周囲	第1種地域	○	○	○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
重要有形民俗文化財 の周囲	第1種地域			○		知事指定 (未指定)
史跡名勝天然記念物 の周囲		○	○	○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
伝統的建造物群保存地区	第1種地域 (地区なし)		知事指定 (未指定)	○	○	○
文化財保護条例等 による指定地域	第1種地域	○	○	○	○	知事指定 (指定済)
保安林		○ (風致保安林)	知事指定 (未指定)	○	知事指定 (指定済)	○
道路及び接続地域	知事指定 (第1種・第3 種・第4種地域)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	知事指定 (第3種地域)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
軌道及び接続地域	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
索道及び接続地域	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)
航路から展望される地域						
河川及びその付近	知事指定 第2種地域	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)
海浜及びその付近		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)
湖沼				知事指定 (指定済)		知事指定 (未指定)
港湾		知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)
広場		知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)	知事指定 (指定済)	知事指定 (未指定)
公園	第2種地域 (都市公園)	○ (都市公園)		○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)
緑地		○ (都市公園)		○ (都市公園)		
保存樹林				○		知事指定 (未指定)
溪谷				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
高原				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
山岳				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
空港				知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)

※ ★：これらの他に生産緑地地区

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
火葬場		○		○	○	知事指定 (未指定)
葬祭場		○		○		
官公署		○		○		○
学校		○		○		○
研究所						
図書館		○		○		○
美術館		○		○		○
音楽堂						
公会堂		○		○		○
記念館						
体育館		○		○		○
天文台						
記念塔						
博物館		○		○		○
公民館		○		○		○
科学館						
社寺・教会		○		○		知事指定 (指定済)
病院		○				○
公衆便所		○		○	禁止物件として規制	
御所・離宮						
古墳・墓地		○	○	○	墓地	知事指定 (未指定)
御陵		○			○	
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等					保存区域 第1, 2種保存 地区	
近郊緑地特別保全地区					○ (地区なし)	
国立・国定公園				○		
条例による県立公園				○ (自然公園)	○	
原生自然環境保全地域				○		○
自然環境保全地域	知事指定 第2種地域			○		○
環境緑地保全地域				○		
その他知事・市長の 指定地域	特別規制地域 (未指定)			○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
高速自動車国道	知事指定 第3種地域	知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
自動車専用道路		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
新幹線	知事指定 第3種地域	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		
主要交差点周辺					知事指定 (指定済)※1	
都市景観形成地域						
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域						○

※1：奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域に指定された路線における信号を有する交差点の周辺30mの範囲

区域・場所名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
第1種低層住居専用地域	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
第2種低層住居専用地域						第2種地域 (地区なし)
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域				第1種地域 (地域なし)		
景観地区	○ (指定なし)	第2種地域 (未指定)		第1種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
準景観地区						
風致地区	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第1種地域
特別緑地保全地区	○ (指定なし)	第1種地域		第1種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
重要文化財の周囲	市長指定 (指定済)	第1種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
重要有形民俗文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の 周囲	市長指定 (未指定)	第1種地域	第2種地域 (未指定)	第1種地域	○	第2種地域 (未指定)
伝統的建造物群保存地区	○	第1種地域		特別地域	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
文化財保護条例等によ る指定地域	市長指定 (未指定)	第1種地域 (未指定)	第2種地域 (未指定)	第1種地域	市長指定 (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
保安林		市長指定 (未指定)	第2種地域 (未指定)	第1種地域 (未指定)		第2種地域 (未指定)
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)	第4種地域 市長指定 (指定済)	第2種地域 第4種地域 第5種地域	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
鉄道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
軌道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (未指定)
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		第2種地域			市長指定 (景観計画・河 川軸)	第2種地域
海浜及びその付近						
湖沼		第2種地域 (琵琶湖)				
港湾						
広場						
公園	○ (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第1種地域	○ (都市公園)	第2種地域
緑地	○ (都市公園)	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
保存樹林		第2種地域	第2種地域	第1種地域 (未指定)		第2種地域 (未指定)
溪谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
火葬場						
葬祭場						
官公署						
学校						
研究所						
図書館						
美術館						
音楽堂						
公会堂						
記念館						
体育館						
天文台						
記念塔						
博物館						
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制
御所・離宮						
古墳・墓地	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○ (地域なし)	第2種地域
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等	○ (商業地域を除く。)					
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園	○ (特別地域に限る)				○ (特別地域に限る)	
条例による県立公園	○ (特別地域に限る)					
原生自然環境保全地域			第2種地域			第2種地域 (地域なし)
自然環境保全地域			第2種地域			第2種地域 (地域なし)
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)		第1種地域	第1種地域から第4種地域及び特別地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
高速自動車国道	市長指定 (指定済)					
自動車専用道路						
新幹線						
都市景観形成地域		市長指定 (彦根市景観計画) 第2種地域から第6種地域	市長指定 (長浜市景観まちづくり計画) 第1種・第3種・第4種地域	市長指定 (近江八幡市風景計画)	市長指定 (草津市景観計画)	市長指定 (守山市景観計画) 第1種から第5種
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域		第2種地域	第2種地域			

区域・場所名	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
第1種低層住居専用地域	第2種地域	第2種地域	第2種規制地域	第4種地域	第1種地域	第1種地域
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域				第8種地域		
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域	第2種地域					
景観地区		○ (指定なし)	○ (指定なし)	第4種地域	第1種地域 (地区なし)	第1種地域
準景観地区						
風致地区	第2種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域	第4種地域		第1種地域
特別緑地保全地区		第2種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第4種地域	第1種地域 (地区なし)	
重要文化財の周囲	第1種地域	第1種地域	第2種規制地域	第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
重要有形民俗文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲		第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域	第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
伝統的建造物群保存地区		第2種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	○ (指定なし)	第1種地域 (地区なし)	第1種地域
文化財保護条例等による指定地域	第1種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域		第1種地域	第1種地域
保安林	第2種地域			第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
道路及び接続地域	第2種地域 第5種地域	第2種地域	第2種規制地域 第3種規制地域 (市長指定)	第1種地域 第3種地域 第4種地域 (市長指定) 第5種地域	第3種地域	第1種地域 第4種地域 (市長指定)
鉄道及び接続地域	第5種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域 第3種規制地域 (市長指定)	第4種地域 (市長指定) 第5種地域	第3種地域	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
軌道及び接続地域		第2種地域 (地区なし)	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (市長指定)	市長指定 (指定なし)	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
索道及び接続地域		第2種地域 (地区なし)	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (市長指定)	市長指定 (指定なし)	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		第2種地域 (景観計画・河川敷)		第2種地域 (景観計画・重点地区)		第1種地域
海浜及びその付近						
湖沼						
港湾						
広場						
公園	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第4種地域 (都市公園)	第1種地域 (都市公園)	第1種地域 (都市公園)
緑地	第2種地域 (都市公園)	第2種地域	第2種規制地域	第2種地域		第1種地域
保存樹林				第4種地域		第1種地域
溪谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
火葬場						
葬祭場						
官公署						
学校						
研究所						
図書館						
美術館						
音楽堂						
公会堂						
記念館						
体育館						
天文台						
記念塔						
博物館						
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所	禁止物件	禁止物件	禁止物件として規制	禁止物件	禁止物件として規制	禁止物件
御所・離宮						
古墳・墓地		第2種地域	第2種規制地域	第4種地域	第1種地域	第1種地域
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園		第2種地域 (特別地域)				第1種地域
条例による県立公園		第2種地域 (特別地域)				第1種地域
原生自然環境保全地域	第2種地域			第4種地域 (市長指定地域除く)	第1種地域	
自然環境保全地域	第2種地域			第4種地域 (市長指定地域除く)	第1種地域	
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域		第2種地域 (未指定)		第4種地域 (第1種地域～ 第3種地域除く)		
高速自動車国道	第2種地域	第2種地域 (IC付近含)	市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			第1種地域
自動車専用道路			市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			
新幹線			市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			
都市景観形成地域		市長指定 (甲賀市景観計画) 第1種・第2種	市長指定 (野洲市景観計画) 第1種規制地域 第3種規制地域		市長指定 (高島市景観計画) 第1種・ 第2種・ 第3種地域	
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域	第2種地域		第2種規制地域 (市長指定地域を除く)			

区域・場所名	滋賀県	京都府			大阪府	
	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
第1種低層住居専用地域	第3種地域				市長指定 (未指定)	・第1種低層の全部
第2種低層住居専用地域						・第2種低層は市長指定 (未指定)
第1種中高層住居専用地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域						
景観地区	第3種地域 (地区なし)		○ (地区なし)		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
準景観地区						
風致地区	第3種地域		○ (特別風致地区)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
特別緑地保全地区	第3種地域 (地区なし)	○			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
重要文化財の周囲	第3種地域	○	○		市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
重要有形民俗文化財の周囲		○				
史跡名勝天然記念物の周囲	第3種地域	市長指定 (指定済)	○			市長指定 (指定済)
伝統的建造物群保存地区	第3種地域			○		市長指定 (未指定)
文化財保護条例等による指定地域	第3種地域		○	○		市長指定 (指定済)
保安林	第3種地域	○	○	○	市長指定 (未指定)	
道路及び接続地域	第4種地域 第5種地域		市長指定 (指定済)	町長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
軌道及び接続地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
索道及び接続地域	第4種地域					市長指定 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近	第3種地域	河川及び水路	市長指定 (未指定)	町長指定 (未指定)		
海浜及びその付近				町長指定 (未指定)		
湖沼		池沼				
港湾						
広場						
公園	第3種地域	○ (都市公園)	○ (都市公園)			
緑地	第3種地域	風致保全緑地・自然風景 保全緑地	(生産緑地地区)			
保存樹林	第3種地域					
溪谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	滋賀県	京都府			大阪府	
	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
火葬場		○	○	○		
葬祭場			○	○		
官公署			○	○		○
学校			○			○
研究所						○
図書館			○			○
美術館			○			○
音楽堂						○
公会堂			○			○
記念館						○
体育館			○			○
天文台						○
記念塔						○
博物館			○			
公民館			○			
科学館						
社寺・教会			○	○		
病院			○			
公衆便所	禁止物件として規制	禁止物件として規制	○			
御所・離宮		○				
古墳・墓地	第3種地域	○	○	○	○	○
御陵		陵墓	○			
その他公共施設				○		
歴史的風土保存区域等		(樹林地)				
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園		○ (普通地域を除く)				
条例による県立公園		○ (自然公園)				
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域	第3種地域					
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	第1種地域 第2種地域		市長指定 (未指定)		○ (指定済)	
高速自動車国道					市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
自動車専用道路					市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
新幹線					市長指定 (未指定)	
都市景観形成地域						
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域	第3種地域					

区域・場所名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
第1種低層住居専用地域	○	○	・第1種低層住居専用地域	○	・第1種低層住居専用地域	○
第2種低層住居専用地域		・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	
第1種中高層住居専用地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域						
景観地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
準景観地区						
風致地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)		市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
特別緑地保全地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
重要文化財の周囲	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(指定済・敷地のみ)	市長指定(未指定)
重要有形民俗文化財の周囲	市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
史跡名勝天然記念物の周囲	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)		○	市長指定(指定済)	市長指定(指定済)
伝統的建造物群保存地区		市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	
文化財保護条例等による指定地域	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	○	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)
保安林	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
道路及び接続地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)		市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)
鉄道及び接続地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
軌道及び接続地域	市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
索道及び接続地域				市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	
航路から展望される地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼						
港湾						
広場						
公園						
緑地	(生産緑地地区)			(生産緑地地区)		
保存樹林						
溪谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
火葬場						
葬祭場						
官公署	○	○			○	○
学校	○	○			○	○
研究所						
図書館	○	○			○	○
美術館						
音楽堂	○					○
公会堂	○					○
記念館						
体育館	○					○
天文台						
記念塔	○	○			○	○
博物館	○	○			○	○
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所						
御所・離宮						
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園						
条例による県立公園						
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)		久宝寺寺内町 重点地区		市長指定 (未指定)
高速自動車国道						
自動車専用道路						
新幹線						
都市景観形成地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域						

区域・場所名	大阪府	兵庫県				
	吹田市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
第1種低層住居専用地域	○	市長指定 (指定済)	○	○	○	○
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	○	○	○	○
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域					○	
景観地区	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	○ (地区なし)	○	○	○
準景観地区						
風致地区	市長指定 (未指定)	市長指定 (一部指定済)	○ (地区なし)	○	○	○
特別緑地保全地区		市長指定 (未指定)	○ (地区なし)	○	○	○
重要文化財の周囲	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	○	○	○	○
重要有形民俗文化財の 周囲	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	○	○	○	○
史跡名勝天然記念物の 周囲	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	○	○	○	○
伝統的建造物群保存地区		市長指定 (未指定)	○ (地区なし)	○	○	○
文化財保護条例等によ る指定地域	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	○	○	○	○
保安林	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)	○		○	○
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	市長指定 (指定済)	市長指定 (一部指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
軌道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
海浜及びその付近		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
湖沼		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)
港湾		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
広場		市長指定の駅 前広場 (一部指定済)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定) (駅前広場のみ)	市長指定 (未指定) (駅前広場のみ)	市長指定 (未指定)
公園		○ (都市公園・一 部除外)	○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)
緑地	○ (生産緑地地区)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)
保存樹林			○ (未指定)		○	○
溪谷		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
高原						
山岳		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)			市長指定 (未指定)
空港		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)			

区域・場所名	大阪府	兵庫県				
	吹田市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
火葬場		○	○	○	○	○
葬祭場			○	○	○	○
官公署		○	○	○	○	○
学校		○	○	○	○	○
研究所						
図書館		○	○	○	○	○
美術館		○	○	○	○	○
音楽堂						
公会堂		○	○	○	○	○
記念館						
体育館		○	○	○	○	○
天文台						
記念塔						
博物館		○	○	○	○	○
公民館		○	○	○	○	○
科学館						
社寺・教会		○	○	○	○	○
病院		○				
公衆便所		○	○	○	○	○
御所・離宮						
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園			○		○	○
条例による県立公園			○	○	○ (自然公園)	○
原生自然環境保全地域			○ (地区なし)		○	○ (地区なし)
自然環境保全地域			○ (地区なし)		○	○ (地区なし)
緑地環境保全地域			○		○	○
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)	○ (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
高速自動車国道	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
自動車専用道路		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
新幹線			市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
都市景観形成地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)		
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域		○ (未指定)				

区域・場所名	兵庫県			奈良県		和歌山県
	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
第1種低層住居専用地域		第2種地域 (地区なし)		○	○	○
第2種低層住居専用地域		第2種地域				
第1種中高層住居専用地域		第2種地域				
第2種中高層住居専用地域		第2種地域 (地区なし)				○
田園住居地域						
景観地区		第2種地域 (地区なし)		市長指定		
準景観地区						
風致地区		第1種地域 (用途地域以外) 第2種地域 (用途地域)		○	○	○
特別緑地保全地区		第1種地域 (地区なし)				
重要文化財の周囲		第1種地域		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
重要有形民俗文化財の周囲		第1種地域				市長指定 (未指定)
史跡名勝天然記念物の 周囲		第1種地域		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	
伝統的建造物群保存地区		第2種地域			○	
文化財保護条例等による 指定地域		第1種地域		○	○	市長指定 (指定済)
保安林		第1種地域 (風致保安林)			○	○
道路及び接続地域		第1種地域 第3種地域 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域		第3種地域 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)
軌道及び接続地域		市長指定 (未指定)				
索道及び接続地域		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		第3種地域 (指定済)				市長指定 (指定済)
海浜及びその付近		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
湖沼		市長指定 (未指定)				
港湾		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
広場		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
公園		第2種地域 (都市公園)		○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)
緑地				○ (都市公園)		○ (都市公園、生 産緑地地区)
保存樹林						
溪谷		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
高原		市長指定 (未指定)				
山岳		市長指定 (未指定)				市長指定 (未指定)
空港		第3種地域 (指定済)				

区域・場所名	兵庫県			奈良県		和歌山県
	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
火葬場		第2種地域			○	市長指定 (未指定)
葬祭場		第2種地域				
官公署		第2種地域		○	○	○
学校		第2種地域			○	○
研究所						
図書館		第2種地域		○	○	○
美術館		第2種地域		○	○	○
音楽堂						
公会堂		第2種地域		○		○
記念館						
体育館		第2種地域		○	○	○
天文台						
記念塔		禁止物件		禁止物件として規制	禁止物件として規制	
博物館		第2種地域		○	○	○
公民館		第2種地域		○	○	○
科学館						
社寺・教会		第2種地域				市長指定 (指定済)
病院						○
公衆便所		第2種地域		○	禁止物件として規制	
御所・離宮						
古墳・墓地		第2種地域			○	市長指定 (指定済)
御陵				○	○	
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等				○	○	
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園		第1種地域 第2種地域				
条例による県立公園		第1種地域 第2種地域		○		
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域				市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)
高速自動車国道						○
自動車専用道路						
新幹線						
都市景観形成地域		豊岡市景観計画 景観形成重点 地区 第2種地域		○		
歴史的環境調整区域				市長指定 (指定済)		
市民農園の区域						

3. 各自治体の許可対象地域・場所一覧表

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
第1種低層住居専用地域	県内6町（日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町） 全域	府内全域（京都市域、宇治市域、伊根町域及び禁止地域を除く）	第2種低層住居専用地域のみ	県内全域（指定都市・中核市・芦屋市・豊岡市・丹波篠山市の市域及び禁止地域等を除く）	知事指定（未指定）	県内全域（和歌山市域及び禁止地域を除く）
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域			○			
第2種中高層住居専用地域			○			
景観地区			○			
風致地区			○			
特別緑地保全地区			○			
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲			知事指定（未指定）			
伝統的建造物群保存地区			○			
文化財保護条例等による指定地域			知事指定（未指定）			
保安林			○			
道路及び接続地域			知事指定（指定済）			
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域			知事指定（未指定）			
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近			知事指定（未指定）			
渓谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近			知事指定（未指定）			
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近			知事指定（未指定）			
公園						
緑地						
広場			○			
運動場			○			
動物園	○					
植物園	○					
遊園地	○					
競輪・競馬場	○					
船着場	○					
火葬場	○					
葬祭場	○					
社寺・教会	○					
停留場						
公衆便所	○					
自然環境保全地域	○					
緑地環境保全地域	○					
環境緑地保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域		景観計画区域及び隣接区域で知事が指定する区域			(25市町)	知事指定（未指定）
					知事指定（未指定）	

区域・場所名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
溪谷及びその付近						
高原及びその付近	市	市	市	市	市	市
山岳及びその付近	域	域	域	域	域	域
港湾及びその付近	内	内	内	内	内	内
空港及びその付近	全	全	全	全	全	全
駅前広場及びその付近	域	域	域	域	域	域
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

区域・場所名	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近	市	市	市	市	市	市
溪谷及びその付近	域	域	域	域	域	域
高原及びその付近	内	内	内	内	内	内
山岳及びその付近						
港湾及びその付近	内	内	内	内	内	内
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近	全	全	全	全	全	全
公園						
緑地	域	域	域	域	域	域
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

区域・場所名	滋賀県	京都府			大阪府	
	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
溪谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

市
域
内
全
域

市
域
内
全
域
(禁
止
地
域
を
除
く)

市
域
内
全
域

町
域
内
全
域

市
域
内
全
域

市
域
内
全
域

区域・場所名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
溪谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

市内全域（禁止地域等を除く）

市内全域（禁止地域等を除く）

市内全域（禁止地域等を除く）

市内全域（禁止地域等を除く）

市内全域（禁止地域を除く）

市内全域（禁止地域を除く）

区域・場所名	大阪府	兵庫県				
	吹田市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近	市	市	市	市	市内全域（禁止地域等を除く）	市
渓谷及びその付近	域	域	域	域		域
高原及びその付近	内	内	内	内		内
山岳及びその付近	全	全	全	全		全
港湾及びその付近	域	域	域	域		域
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

区域・場所名	兵庫県			奈良県		和歌山県
	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近	市		市	市	市	市
溪谷及びその付近	域		域	域	域	域
高原及びその付近	内		内	内	内	内
山岳及びその付近	全		全	全	全	全
港湾及びその付近	域		域	域	域	域
空港及びその付近	全		全	全	全	全
駅前広場及びその付近	域		域	域	域	域
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

市域内全域（禁止地域を除く）

4. 各自治体の適用除外一覧表（禁止地域・許可地域）

物件	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体のみ (通知が必要)	国又は地方公共団体のみ	○	○ 公共的団体は知事指定	○ 公共的団体は知事指定	○ (基準あり)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○		○		○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	7㎡以内 古墳周辺区域にあつては基準に適合するものに限り	○ (基準あり)	○ (基準あり) 基準については、「IV各自治体の許可基準」欄参照	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (5㎡以内)	○ (基準あり)	7㎡以内 高さ5m以内	○ (基準あり)	○ (基準あり) 基準については、「IV各自治体の許可基準」欄参照	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝		○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)		○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝				○ (基準あり)		
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)		30日以内 はり紙・はり札・立看板大きさ・明示事項あり		○ (7日以内、明示事項あり)	
車両に表示するもの	○	○ (基準あり)		○ (基準あり)	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの					○	
その他知事・市長が別に定めるもの			○	○	○	
工事現場の仮囲い	○ (表示面積15㎡以内、周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)					○ (工事看板)

物件	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (禁止地域は5㎡以内、許可地域は10㎡以内は許可等不要。禁止地域においては許可を受けることにより、15㎡まで掲出可)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (5㎡以内)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (5㎡以内)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝		○ (基準あり)				
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)
車両に表示するもの	○	○	○	○	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの		○ (祭礼等の一時的なもの)				
その他知事・市長が別に定めるもの		○		○		
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)

物件	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝		○ (基準あり)	○ (基準あり)		○ (基準あり)	
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)
車両に表示するもの	○	○	○	○	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの				○		○
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)

物件	滋賀県	京都府			大阪府	
	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ (通知・届出が必要)	○	○	○	○	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○		
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (区画内の自家用屋外広告物の面積の合計が2㎡以下のもの)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○		○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	許可基準に適合しているものは、許可についてはのみ適用除外	○ (基準あり)	○ (許可地域に限る)	○ (個人を含む。基準あり)	○ (個人を含む。基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝					○ (基準あり)	○ (基準あり)
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)					30日以内 はり紙・はり札・立看板大きさ・明示事項あり
車両に表示するもの	○	○ (自家用又は1車両の広告物面積の合計が3.7㎡以下のもの等)			○ (車両(電車・自動車除く))	○ (基準あり)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○ (表示期間を明記するもの)	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの		○ (表示期間を明記するもの)				
その他知事・市長が別に定めるもの		○ (国または地方公共団体の機関の指導に基づき表示する屋外広告物で公益性が高いもの)			○	○
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	工事のために表示するもので表示期間を明記するもの	○ (基準あり)		○ (基準あり)	

物件	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○	○	○	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物						
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (7㎡以内)	○ (7㎡以内)	○ (同一事業所内合計7㎡以内) (一部区域では同一事業所内合計5㎡以内)	○ (7㎡以内)	○ (7㎡以内)	○ (7㎡以内)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (7㎡以内、高さ5m以内)	○ (7㎡以内、高さ5m以内)	○ (7㎡以内(一部区域では5㎡以内)、高さ4m以内)	○ (7㎡以内、高さ5m以内)	○ (7㎡以内、高さ5m以内)	○ (7㎡以内、高さ5m以内)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○		○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝			○ (簡易広告物に限る)			
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝						
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○	○	○	○	○ (屋外広告物としない)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの	○ (非営利広告基準あり)	○ (非営利広告基準あり)	○ (定めなし)	○	○ (非営利広告基準あり)	○ (非営利広告基準あり)
工事現場の仮囲い			○ (基準あり)			

物件	大阪府	兵庫県				
	吹田市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	公共的団体は市長指定	○ 公共的団体は市長指定 (基準あり)	○ 公共的団体は市長指定	○ 公共的団体は市長指定
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物		○	○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (5㎡以内)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (7㎡以内、高さ5m以内)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝		○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝			○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (30日以内、基準あり)					
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの	○ (非営利広告基準あり)	○	○		○	○
工事現場の仮囲い		○ (基準あり)				

物件	兵庫県			奈良県		和歌山県
	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(届出が必要)	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(通知・届出が必要)	○ (公益法人関連及び文化財関連の案内・紹介のみ)	公共的団体は市長指定	○ (基準あり)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○		○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○ (選挙期間中における選挙運動)	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (選挙における政治活動)	○ (選挙における政治活動に限る)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)			
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (7日以内、明示事項あり)	○ (7日又は14日以内、基準あり)	
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (車両・人・動物)	○ (車両のほか、人・動物等)	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの				○	○	
その他知事・市長が別に定めるもの	○	○	○	○	○	
工事現場の仮囲い				○ (基準あり)		○ (基準あり)

Ⅱ 各自治体の許可期間

府県 広告物の種類	最 大 許 可 期 間					
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
広告塔・広告板	3年 (野立広告物・ 屋上広告物・壁 面広告物・突出 広告物・その他 物件利用広告 物)	3年	2年	2年 (看板、アーチ によるもの)	3年 (屋上広告物・ 軒下広告物・塀 及び垣広告物・ 広告塔・建植広 告物・アーチ広 告物)	3年
ポスター・はり紙	自家用3年 非自家用6月	30日	30日	30日 (広告旗)	1月	1月
はり札					1年	1月
立看板					1月 (紙ばり、 布ばり)	
					1年 (上記以外)	
広告幕					1年	1月
アドバルーン					1年	1月
その他のもの	3年 電柱等利用広告物 自家用3年 非自家用6月 広告旗・提灯等	3年 車両広告		1年以内 車体広告、 電柱広告等	1年 電柱広告	1年 電柱広告等

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	滋賀県								
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市
広告塔・広告板	3年	3年 電光表示板を含む (優良意匠屋外広告物に指定したものは、最大6年)	3年	3年 (優良意匠屋外広告物に指定したものは、最大6年)	3年 (広告規制型景観形成地区における許可基準に適合するものについては、6年)	3年	3年 推奨基準適用地区において、推奨基準に適合しているものについては、6年	3年 推奨基準適用地区において、推奨基準に適合しているものについては、6年	3年
ポスター	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
はり紙	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
はり札	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
立看板	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月
広告幕	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
アドバルーン	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月
その他のもの	6月 (広告旗) 2年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告物 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等	6月 (広告旗) 1年 (電柱広告等) 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 2年 電柱広告等

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	滋賀県				京都府			大阪府	
	湖南市	高島市	東近江市※	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
広告塔・広告板	3年	3年 (アーチ 広告物含 む)	3年 (アーチ 広告物、 電光掲 示板、可 変式照 明付き 広告物 を含む)	3年 (アーチ 広告物含 む)	3年	3年	3年	3年	3年
ポスター	2月	2月	2月	2月	3月	30日	30日 (伝建地 区にお ける許 可基準 に適合 する物 につい ては14 日)	30日	30日
はり紙	2月	2月	2月	2月					
はり札	1年	1年	1年	1年					
立看板	6月	6月	6月	6月					
広告幕	2月	2月	2月	2月			3年		
アドバルーン	1月	1月	1月	1月	7日	3年 (伝建地 区は掲 出でき ない)			
その他のもの	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 3年 アーチ広 告物 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 2月 ぼんぼり	3年 車体広告	3年	3年 (伝建地 区はアー チ広告物 、広告旗 の掲出で きない)	1年以内 車体利用 等	3年 車体広 告、電柱 広告等

※ 東近江市については、優良意匠屋外広告物に指定した広告物（種類は問わない）については、最大6年

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	大阪府							兵庫県	
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市	吹田市	神戸市	姫路市
広告塔・広告板	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	3年	2年(R6年4月1日より3年) (アーチ利用広告物含む)
ポスター	30日	30日	3月	3月	30日	30日	30日	1月	1月 (広告旗含む)
はり紙									
はり札									
立看板									
広告幕									
アドバルーン									
その他のもの	2年 車両を利用するもの	2年	2年	2年	2年	2年	2年	1年以内	1年以内 宣伝車、電柱利用、車体利用等

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	兵庫県						奈良県		和歌山県
	尼崎市	明石市	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市	和歌山市
広告塔・広告板	2年 (アーチ利用広告物含む)	2年 (アーチ利用広告物、垣・塀利用含む)	2年 (アーチ利用広告物含む)	2年 (アーチ利用、アーケード利用広告物含む) (資格者等を管理者とし、適正な維持管理が図られているもの)	2年	2年	3年 (確認申請必要物件、10㎡を超えるものは管理者が規則で定める資格を有する者に限る)	3年 (屋上広告物・壁面広告物・突出広告物・塀及び垣広告物・広告塔・広告板・アーチ広告物)	3年 (バスシェルター広告物を含む)
ポスター				30日			1月	1月	
はり紙							1月		
はり札	1月 (広告旗含む)	30日 (広告旗含む)	1月 (広告旗含む)		30日 (広告旗含む)	3月 (広告旗含む)	1年	1年	1月 (のぼり旗、ぼんぼりを含む)
立看板							2月	2月	
広告幕				90日 (広告旗含む)				1年	
アドバルーン									
その他のもの	1年 電柱利用、街灯利用、バス停留所又は消火栓の標識利用、アーケード利用、自動車に表示	1年 電柱利用、街灯利用、バス停留所又は消火栓の標識利用、アーケード利用、自動車に表示	1年以内 宣伝車、電柱利用、車体利用等	1年以内 宣伝車、車体利用、電柱・街灯利用、バス停留所標識利用、テン(資格者等を管理者とし、適正な維持管理が図られているものについては、2年)	1年以内 車体広告、電柱広告等	1年以内 車体広告、電柱広告等	1年	1年 電柱広告物	1年以内

※ 奈良市の許可期間の詳細はP 4 4

※奈良市許可期間

屋外広告物の種類別許可期間

種類	管理者が有資格者 である場合	その他の場合
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
壁面広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造以外）	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造）	1年以内	1年以内
電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	1年以内	1年以内
アーチ広告物	3年以内	2年以内
気球広告物又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
広告幕（懸垂幕，横断幕，旗，のぼり等）又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
立看板	2ヶ月以内	2ヶ月以内
はり札	1年以内	1年以内
はり紙	1ヶ月以内	1ヶ月以内

Ⅲ 各自治体の許可手数料

【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

各町の手数料に関する条例において規定

【大津市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積 1 m ² 未満のもの	1個	880円
	同 1 m ² 以上 2 m ² 未満のもの	同	1,660円
	同 2 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	同	2,120円
	同 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	同	4,260円
	同 10 m ² 以上のもの	同	6,200円に 10 m ² を超える部分の面積が 5 m ² を増すごとに 2,120円を加算した額
立看板及び広告旗		同	500円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	840円
はり札（面積 0.15 m ² 未満のもの）		1枚	180円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	840円
アーチ広告物		1個	8,340円
広告幕		1枚	840円
アドバルーン		1個	2,120円
ぼんぼり		同	180円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。

注2 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【彦根市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 m ² 未満のもの	1個	440円
	同 1 m ² 以上 2 m ² 未満のもの	同	830円
	同 2 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	同	1,060円
	同 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	同	2,130円
	同 10 m ² 以上のもの	同	3,100円に 10 m ² を超える部分の面積が 5 m ² を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
貼り紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 m ² 未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【長浜市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 m ² 未満のもの	1個	440円
	同 1 m ² 以上 2 m ² 未満のもの	同	830円
	同 2 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	同	1,060円
	同 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	同	2,130円
	同 10 m ² 以上のもの	同	3,100円に 10 m ² を超える部分の面積が 5 m ² を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 m ² 未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【近江八幡市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額
立看板及び広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として算定する。

【草津市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【守山市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【栗東市】

	区分	単位	手数料金額（@/年・@/件）
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満	1個	440円
	1㎡以上 2㎡未満	同	830円
	2㎡以上 5㎡未満	同	1060円
	5㎡以上 10㎡未満	同	2130円
	10㎡以上	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（つり下げるものを含む。以下同じ）		100枚	420円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額に許可年数を乗じて得た額となります（例えば、許可期間が2年以内の場合は2倍、3年以内の場合は3倍となります）。

注2 はり紙の単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。

注3 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

【甲賀市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【野洲市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【**湖南市**】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1㎡未満のもの	1個	440円
	同 1㎡以上 2㎡未満のもの	同	830円
	同 2㎡以上 5㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5㎡以上 10㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10㎡以上のもの	同	3,100円に 10㎡を超える部分の面積が 5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【**高島市**】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1㎡未満のもの	1個	440円
	同 1㎡以上 2㎡未満のもの	同	830円
	同 2㎡以上 5㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5㎡以上 10㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10㎡以上のもの	同	3,100円に 10㎡を超える部分の面積が 5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【**東近江市**】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1㎡未満のもの	1個	440円
	同 1㎡以上 2㎡未満のもの	同	830円
	同 2㎡以上 5㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5㎡以上 10㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10㎡以上のもの	同	3,100円に 10㎡を超える部分の面積が 5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【米原市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 m ² 未満のもの	1個	440円
	同 1 m ² 以上 2 m ² 未満のもの	同	830円
	同 2 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	同	1,060円
	同 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	同	2,130円
	同 10 m ² 以上のもの	同	3,100円に 10 m ² を超える部分の面積が 5 m ² を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15 m ² 未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外 ※車両広告を除く）

(1) 京都市、宇治市及び伊根町以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

広告物の種類	手数料
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1 基又は 1 個につき広さ 5 m ² まで 1,500円 広さ 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1 枚、1 基又は 1 個につき 広さ 5 m ² まで 1,000円（舞鶴市 1,500円） 広さ 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 500円（舞鶴市 750円）
気球広告物	1 個につき 750円（舞鶴市 1,350円） 京丹後市・与謝野町 500円
横断幕及び幕広告	1 張につき 250円（舞鶴市 500円）
電柱広告物及び街灯柱広告物	1 個につき 250円（舞鶴市 500円）
立看板、はり札、導標識、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき 250円（舞鶴市 500円）
はり紙	1 0 0 枚までごとに 300円（舞鶴市 600円）

注：この表において「広さ」とは、広告物の表示面積の合計をいう。

(2) 府内全域

車両広告	1 件につき面積が 5 m ² まで 1,020円 面積が 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 510円
------	--

【京都市】

○ 屋外広告物（ポスター、のぼりその他の軽易なものを除く。）

区分	単位	手数料
建築物等定着型屋外 広告物等	ひさし看板等	4,200円
	その他の屋外広告物又は掲出 物件	2,600円
その他の屋外広告物 又は掲出物件 (独立型屋外広告物等)	1 個につき面積 5 m ² ま でごとに	2,600円
		800円
アドバルーンにより表示する屋外広告物		800円
車両等に表示する屋外広告物及び掲出物件		2,600円

備考 1：次に掲げる屋外広告物又は掲出物件に係る手数料は、この表により計算した額に、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 照明付きの屋外広告物（(2)及び(3)に規定する屋外広告物を除く。）又はその掲出物件・・・1.5
- (2) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件・・・3
- (3) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面積の意匠が定期（6月以内）に変更されることが申請の際に予定されているもの・・・0.5

備考 2：許可の有効期間

- (1) アドバルーンにより表示する屋外広告物・・・7日以内
- (2) (1)以外の屋外広告物または掲出物件・・・3年以内

○ ポスター、のぼりその他の軽易な屋外広告物

区分	単位	手数料
ポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの	1 0 0 枚までごと	300円
のぼりその他これに類するもの	5 本までごと	
のれん、立て看板及びちようちんその他これに類するもの	1 個	
小旗	5 0 個までごと	
幕	1 0 m ² までごと	

備考：許可の有効期間は3月以内

（計算例）

- ・壁面平付け看板等（照明付き）で面積が28m²の場合 <基本額><面積加算><照明> 2,600(円)×6×1.5=23,400(円)
- ・2本支柱の独立型屋外広告物等（照明なし）で面積が10m²の場合 <基本額><面積加算> 2,600(円)×2=5,200(円)
- ・可変表示式の広告スタンド（照明付き）で面積が2m²の場合 <基本額><可変表示式> 800(円)×3=2,400(円)

【宇治市】

広告物の種類	手数料	
屋上広告物、屋上広告塔	1 個につき面積 2 ㎡まで	1,000円
	面積 2 ㎡超～5 ㎡まで	2,500円
	以降 5 ㎡を超えるごとに	3,000円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物、一般広告塔、アーチ広告物その他の広告物の類	1 個につき面積 2 ㎡まで	800円
	面積 2 ㎡超～5 ㎡まで	2,000円
	以降 5 ㎡を超えるごとに	2,500円
立看板、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき	500円
幕広告（懸垂幕）	1 張につき	500円
横断幕	1 張につき	1,000円
気球広告物	1 個につき	750円
広告旗、はり札、導標板その他これらに類するもの	1 個につき	250円
はり紙	1 件につき 100 枚まで	500円
※照明付広告物	上記金額の 1.5 倍	
※可変表示式広告物	上記金額の 2 倍	

【伊根町】

広告物の種類	手数料	
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1 件につき面積が 5 ㎡まで	1,500円
	面積が 5 ㎡を超える部分につき 5 ㎡までごとに	750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1 件につき面積が 5 ㎡まで	1,000円
	面積が 5 ㎡を超える部分につき 5 ㎡までごとに	500円
気球広告物	1 個につき	750円
横断幕、幕広告	1 張につき	250円
電柱広告物、街灯柱広告物	1 個につき	250円
立看板、はり札、導標板、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき	250円
はり紙	1 件につき 100 枚まで	300円

【大阪府】（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、寝屋川市、八尾市及び吹田市 以外）

区分	単位	手数料
アドバルーン	1個	650円
広告幕	1枚	350円
立看板		200円
はり紙又ははり札	100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡未満のもの	1件 1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額
	2㎡以上5㎡以下のもの	
	5㎡を超えるもの	

備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。

備考2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【大阪市】

広告物の種類	単位	手数料
広告塔及び広告板	5㎡までごとに	950円
電柱及びこれに類するものを利用する広告	1個	200円
電車またはバス等の車体を利用する広告	1個	200円
小型看板	1個	200円
広告幕	1張	300円
アドバルーン	1個	500円
法第7条第4項に指定する広告旗および立看板等	1枚又は1本	150円
はり紙及びはり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ）	100枚につき	200円

備考1. 広告物の表示及び当該広告物を掲出する物件の設置の許可申請が同時にあった場合は、それらを1件とみなし、手数料については高額のものによる。

備考2. 広告物を掲出する物件の設置のみ許可申請があった場合の手数料は、当該物件に掲出されるべき広告物の区分に対応する手数料の額による。

備考3. はり紙及びはり札等の手数料の算定方法については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【堺市】

区分	単位	手数料
アドバルーン	1個	650円
広告幕	1枚又は1本	350円
広告旗又は立看板等	1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札等	100枚	250円
電車又は自動車の車体を利用する広告	1個	250円
広告塔又は広告板（表示面積が2㎡未満のもの 表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの 表示面積が5㎡を超えるもの 他の工作物等に掲出され、又は表示された 広告物を含む。）	1個	450円
		1,000円
		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの	1個	1,000円

備考1. 広告物の表示に係る申請と、当該掲出物件の設置に係る申請とは、それぞれ別件の申請とする。ただし、掲出物件の設置の申請と合わせて当該物件に表示する広告物の表示の申請があったときは、これらを1件の申請とみなして、当該掲出物件に係る許可申請手数料と当該広告物に係る許可申請手数料とのうち、いずれか高額な方の許可申請手数料のみを徴収する。

備考2. はり紙又ははり札等の枚数の算定については、100枚に満たない端数は、100枚に切り上げる。

備考3. この表の規定は、広告物又は掲出物件の変更の許可又は更新の許可に係る許可申請手数料についても適用する。

備考4. 骨組みのみの工作物その他表示面積を基準として許可申請手数料を算定することが適当でない広告物又は掲出物件については、この表中「表示面積」とあるのは「長辺の長さ」と、「平方メートル」とあるのは「メートル」と読み替えて許可申請手数料を算定する。

【豊中市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板、のぼり旗又は簡易広告板		1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4㎡未満のもの	1個	250円
	上記以外のもの	1台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【高槻市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板、のぼり旗又は簡易広告板		1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5㎡を超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
	上記のいずれにも該当しないもの		1,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【枚方市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告旗		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額

- 備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数を徴収する。
2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【八尾市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板等			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1件	1,000円

- 備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。
2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【東大阪市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
広告旗又は立看板等		1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札等		100枚（その数が100枚未満であるときはその数を100枚とし、その数に100枚未満の端数があるときはその端数を100枚とする）	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	面積が2㎡未満のもの	1件	450円
	面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	面積が5㎡を超えるのもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1件	1,000円

- 備考：広告物の表示及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該掲出物件についての手数料を徴収する。

【寝屋川市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡未満のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額

- 備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。
2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【吹田市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2平方メートル未満のもの	1件	450円
	表示面積が2平方メートル以上5平方メートル以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4平方メートル未満のもの	1個	250円
	上記以外のもの	1台	2,000円

- 備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外
 ※電車車体広告物を除く）

以下のもの以外については、各自治体において規定

広告物の区分	手数料	許可期間
電車車体広告物 (県許可)	1両につき 3,000円	1年以内

【神戸市】

種類	手数料	許可期間
ポスター又ははり紙	100枚までごとに 200円	1ヶ月以内
はり札	100枚までごとに 0.1㎡以内のもの 400円 0.1㎡を超えるもの 800円	2ヶ月以内
地上広告物	1個につき	3年以内
屋上広告物	面積5㎡以内のもの 1,000円	
壁面利用広告物		
突出広告物		
アーチ型広告物		
電柱広告、街灯柱利用広告物、標識利用広告物、その他これらに類するもの	1個 400円	1年以内
車体利用広告 (電車、自動車等)	1台(両)につき5㎡ごとに 400円 (上限2,000円)	1年以内
立看板、アドバルーン、幕類	1個 400円	2ヶ月以内
その他のもの	1個 400円	1年以内

【姫路市】

広告物の区分	単位	手数料
看板、広告板、広告塔	1件につき 面積5㎡までごとにつき	1,000円
アーチ利用広告物	1基につき	4,000円
アーケード利用広告物	1個につき	300円
電柱・街灯利用広告物	1個につき	300円
標識利用広告物	1個につき	300円
自動車の車体利用広告物 (側部にあつては3㎡以下、後部にあつては1㎡以下に限り宣伝車を除く)	1個につき	300円
宣伝車及び6.の項に掲げる広告物以外の自動車の車体利用広告物	1台につき	2,000円
電車の車体利用広告物	1両につき	3,000円
広告幕	1枚につき	300円
アドバルーン	1個につき	800円
のぼり、旗	1個につき	300円
立看板	1個につき	300円
はり紙、はり札	100枚までごとにつき	300円
その他の広告物	1枚、1基又は1個につき	300円

【尼崎市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合及び同一車体に7個以上掲出すとき又は1個の表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【明石市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	3㎡以下のもの	1個につき	300円 ただし、車1台につき合計金額が2,000円を超える場合は、2,000円とする。	
	3㎡を超えるもの	車1台につき	2,000円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【西宮市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合でその表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【芦屋市】

広告物の区分	手数料	許可期間	
看板、広告板、広告塔、アーケード利用によるもの	・5㎡未満のもの1枚又は1基につき	1,000円	2年以内
	・5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき	2,000円	
	・10㎡以上のもの1枚又は1基につき	3,000円	
	ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。		
アーチによるもの	1基につき	4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき	2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき	300円	
バス停留所標識利用広告物	1個につき	300円	
車体利用広告物	3㎡以下	300円	
	合計が2,000円を超える場合1台につき	2,000円	
	3㎡超	2,000円	
ラッピングバス		2,000円	
広告幕	1枚につき	300円	90日以内
のぼり・広告旗	1個につき	300円	
はり紙・はり札	100枚につき	300円	30日以内
	※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする		
立看板	1個につき	300円	
その他の広告物	1枚(基、個)につき	300円	

※屋外広告士などの有資格者が管理者として設置され、適切に管理を行う場合、上記の許可期間に1年を加えること

【豊岡市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき 1,000円 ・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき 2,000円 ・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	2年以内
アーチによるもの	1基につき 4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき 2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
標識利用広告物	1個につき 300円	
車体利用広告物	1個につき 300円	
アドバルーン	1個につき 800円	30日以内
広告幕	1枚につき 300円	
のぼり・旗	1個につき 300円	
はり紙・はり札	100枚につき 300円 ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき 300円	
その他の広告物	1枚(基、個)につき 300円	

【丹波篠山市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき 1,000円 ・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき 2,000円 ・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	2年以内
アーチによるもの	1基につき 4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき 2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
標識利用広告物	1個につき 300円	
車体利用広告物	1個につき 300円	
アドバルーン	1個につき 800円	3月以内
広告幕	1枚につき 300円	
のぼり・旗	1個につき 300円	
はり紙・はり札	100枚につき 300円 ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき 300円	
その他の広告物	1枚(基、個)につき 300円	

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

(1) 下市町、上北山村及び川上村以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1個の広さ5㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1個	1,000円
広告幕※	1枚	500円
電柱広告物	1件5個までごとにつき	1,000円
立看板	1件5個までごとにつき	1,000円
はり札	1件5個までごとにつき	500円
はり紙	1件100枚までごとにつき	500円

※安堵町…1枚につき1,000円

(2) 下市町・上北山村・川上村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1個の広さ5㎡までごとにつき	880円
気球広告物	1個	880円
広告幕	1枚	500円
電柱広告物	1件5個までごとにつき	880円
立看板	1件5個までごとにつき	880円
はり札	1件5個までごとにつき	500円
はり紙	1件100枚までごとにつき	500円

【奈良市】及び【橿原市】

1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、広告板、壁面広告物、塀垣広告物等の広告物	1個の広さ5㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1個	1,000円
広告幕	1枚	500円
電柱広告物	1件5個までごとにつき	1,000円
立看板	1件5個までごとにつき	1,000円
はり札	1件5個までごとにつき	500円
はり紙	1件100枚までごとにつき	500円

【和歌山県】（和歌山市 以外）

各市町村の手数料に関する条例により規定されている。

【和歌山市】

区分		単位	金額
建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物	1 平方メートル以内のもの	1 個につき	400円
	1 平方メートルを超え 2 平方メートル以内のもの		700円
	2 平方メートルを超え 5 平方メートル以内のもの		1,100円
	5 平方メートルを超えるもの		1,100円に 5 平方メートルまでごとに 1,100円を加算した額
はり紙及びはり札		1 件につき 100 枚までごとに	400円
立看板		1 個につき	250円
置看板		1 枚につき	500円
広告幕		1 枚につき	400円
のぼり旗		1 個につき	250円
電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱並びに標識を利用する広告物			400円
アドバルーン			1,000円
ぼんぼり			250円
備考			
1 形状及び意匠が同一のものは、1 件とする。			
2 表示面積の変更を伴わない変更又は改造の許可等の手数料については、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。			

IV 各自治体の許可基準

【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

1. 共通基準

(1) 一般基準

- ア 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること。
- イ 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと。

(2) 広告物種類別基準

- ア 電柱等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件の許可基準

種類	項目	規格等
電柱等巻付広告物	高さ	下端の高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下
	その他	個数は、1柱につき1個であること。ただし、両面に巻き付けて表示し、または設置する場合は、2個以下であること。
電柱等袖付広告物	高さ	下端の高さ：（歩道上）地上から2.7m以上、（車道上）地上から4.7m以上 長さ：1.5m以下
	突出し幅	0.9m以下
	表示面積	1.2㎡以下
	その他	個数は、1柱につき1個であること。 原則として歩道または民地側に突き出すものであること。

イ 簡易広告物の許可基準

種類	項目	規格等
はり紙またははり札の類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	1㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に50個以下 近傍に同一または類似のはり紙またははり札の類を多数表示しないこと。
広告幕またはのれんの類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	5㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
広告旗(これを支える台を含む。)の類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	3㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
立看板または置看板(これらを支える台を含む。)の類	高さ	上端の高さ：地上から3m以下
	表示面積	3㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
提灯の類	表示面積	2㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下

2. 地域別基準

		第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
共通基準	1文字ごとの面積	1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限り。)	1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限り。)	1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限り。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限り。)	1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限り。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限り。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限り。)
	照明	ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。						
		明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。						
電光可変式広告物	表示等の目的に照らし必要最小限度の表示面積(3㎡以下)	光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでないこと。ただし、これらが景観と調和のとれたものである場合は、この限りでない。		光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30m以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。				
		外照灯の光色は、暖色系であること。		—	—	—	—	—
	表示の内容がおおむね一定のものであること。		表示面積3㎡以下		表示面積5㎡以下	表示面積3㎡以下	表示面積5㎡以下	表示面積10㎡以下
電光が点滅しないものであること。		明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。						
		文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。						
		<ul style="list-style-type: none"> ・信号機から30m以上離れた場所に設置するものである場合 ・車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合 						

(以下の表中の用語について)

※「景観重要区域」とはふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第9条第1項に掲げる沿道景観形成地区および河川景観形成地区のことをいう。

※「色彩規制A」とは、「表示面積の70%以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が6以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合は、この限りでない」ことをいう。

※「色彩規制B」とは、「表示面積の70%以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合は、この限りでない」ことをいう。

※「濃茶色」とは、原則として日本産業規格Z8721に定めるマンセル値「10YR/2.0/1.0」である色をいう。

		第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)		
自家用広告物	適用除外	1敷地の合計5㎡以下は許可申請不要			1敷地の合計10㎡以下は許可申請不要					
	野立広告物	高さ	地上から6m以下	地上から6m以下	地上から8m以下	地上から10m以下	地上から6m以下	地上から8m以下	地上から10m以下	
		幅	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	3m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	—	—	—	
		表示面積	5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	10㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	20㎡以下(幅が3mを超える場合に限る。)	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	
		色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	—	—	—	—	—	—	
		支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。						景観重要区域内にあっては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、5m以下	
		表示面積	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	
		色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)					
		支柱	外部から見えない構造であること。							
その他		屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。								
壁面広告物	表示面積	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・30㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・30㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下	・50㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下		
	色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡を超える場合に限る。)						
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。								
突出広告物	高さ	・ 上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。 ・ 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。								
	突出し幅	・ 取付壁面から1.5m以下であること。 ・ 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。								
	表示面積	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下		
その他物件利用広告物	高さ	地上から4.5m以下							地上から10m以下	
	表示面積	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・10㎡以下 ・一の物件に表示し、設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・20㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・20㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・10㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・20㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・30㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・30㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	
	色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	—	—	—	—	—	—		
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。								

		第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)			
非 自 家 用 告 白 物	形 態 ご と の 規 制	野 立 告 白 物	高さ	地上から3m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが3m以 下であるときは、地上から6m以下	地上から3m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが3m以 下であるときは、地上から6m以下	地上から4.5m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが4.5m 以下であるときは、地上から8m以 下	地上から4.5m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが4.5m 以下であるときは、地上から10m 以下	地上から4.5m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが4.5m 以下であるときは、地上から8m以 下	地上から4.5m以下 ただし、対象とする視点が野立 広告物を設置する地面と異なる平 面上の道路である場合において、 当該道路の路面からの高さが4.5m 以下であるときは、地上から10m 以下		
			表示面積	・一般広告物：1.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：3㎡ 以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：3㎡以下	・一般広告物：1.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：3㎡ 以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：3㎡以下	・一般広告物：2.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：5㎡ 以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：2.5㎡に当該者の数を乗じて 得た面積(8以上の者が共同で表 示等する場合：20㎡)以下	・一般広告物：2.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：5㎡ 以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：2.5㎡に当該者の数を乗じて 得た面積(8以上の者が共同で表 示等する場合：20㎡)以下	・5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：10㎡以下	・7.5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：15㎡以下	・10㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場 合：20㎡以下	
			色彩	色彩規制A	色彩規制B	色彩規制B	—	色彩規制B	—	—	
			支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。							
			場所	一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。							
			案内図板 場所	案内図板にあっては、当該案内図 板に係る事業所等から1km以内の 区域に表示し、または設置するも のであること。	案内図板にあっては、当該案内図 板に係る事業所等から1km以内の 区域に表示し、または設置するも のであること。	案内図板にあっては、当該案内図 板に係る事業所等から5km以内の 区域に表示し、または設置するも のであること。	案内図板にあっては、当該案内図 板に係る事業所等から10km以内の 区域に表示し、または設置するも のであること。	—	—	—	
			乱立防止 基準	隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。 ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。							
			その他	同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100mの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5m以上の間隔を保つものであること。							
			屋 上 告 白 物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの4 分の1の範囲内であって、かつ、 1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの4 分の1の範囲内であって、かつ、 1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの4 分の1の範囲内であって、かつ、 2m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの3 分の1の範囲内であって、かつ、 3m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの4 分の1の範囲内であって、かつ、 2m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの3 分の1の範囲内であって、かつ、 3m以下	地上から屋上広告物を表示し、ま たは設置する箇所までの高さの3 分の1の範囲内であって、かつ、 5m以下
				表示面積	3㎡以下	3㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	10㎡以下
色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超え る場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が1㎡を超え る場合に限る。)		色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)							
支柱	外部から見えない構造であること。										
その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。										
壁 面 告 白 物	表示面積	・5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の4分の1以下	・5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の4分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の3分の1以下	・7.5㎡以下であること。 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下であること。 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の3分の1以下	・25㎡以下であること。 ・一の壁面に表示し、または設置 する壁面広告物の表示面積の合計 が当該壁面の面積の3分の1以下			
	色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超え る場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、 表示面積が1㎡を超える場合に限 る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡を超える場合に限る。)							
	その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。									
	高さ	・上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。									
突 出 告 白 物	突出し幅	・取付壁面から1.5m以下であること。 ・道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。									
	表示面積	3㎡以下	3㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	10㎡以下			
	高さ	地上から3m以下	地上から3m以下	地上から4.5m以下	地上から4.5m以下	地上から6m以下	地上から8m以下	地上から10m以下			
そ の 他 物 件 利 用 告 白 物	表示面積	・3㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・3㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下	・10㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置す るその他物件利用広告物の表示面 積の合計が5㎡を超える場合は、そ の表示面積の合計が当該物件の面 積の3分の1以下			
	色彩	色彩規制A	色彩規制B	色彩規制B	—	色彩規制B	—	—			
	場所	一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものでないこと。									
	その他	物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。									

【大津市】

1. 許可基準

(1) 一般基準（市条例施行規則）

一般基準	<p>(1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。</p> <p>(2) 原則として表示面の下地の色は、黒及び高彩度色を使用しないこと。</p> <p>(3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。</p> <p>(4) 蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。</p> <p>(5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。</p> <p>(6) ネオンサイン又はこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。</p>
------	--

(2) 個別基準（市条例施行規則）

建築物を利用するもの	屋上広告物	自家用のもの	第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ10m以下 	<p><共通基準></p> <p>(1) 屋上等の水平投影面をはみ出さない</p> <p>(2) 広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと</p>
			第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ20m以下 一の建築物につき1個以内 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない 	
			第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ20m以下 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない 	
	非自家用のもの	第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ5m以下 	<p><共通基準></p> <p>(1) 屋上等の水平投影面をはみ出さない</p> <p>(2) 広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと</p>	
		第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ10m以下 一の建築物につき1個以内 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない 		
		第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ10m以下 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない 		
	壁面広告物	第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> 面積は、表示される壁面の面積の1/3以下 	<p><共通基準></p> <p>壁面内で表示し、または設置するものであること</p>	
		第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 面積は、表示される壁面の面積の1/2以下 一の事業所につき1壁面に1個以内 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない 		
		第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> 面積は、表示される壁面の面積の1/2以下 		
突出広告物	第1種地域		<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 突出し幅は、取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下 下端の高さは、歩道上の場合は地上から2.7m以上、車道上の場合は地上から4.7m以上 上端は取付壁面の高さを超えないこと 		
	第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 一の事業所につき1個以内 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない 			
	第3種地域				

野立広告物	自家用のもの	第1種地域	・地上からの高さは10m以下	
		第2種地域	・地上からの高さは20m以下 ・一の事業所につき1個以内。 ただし、当該事業所に複数の入口がある場合は、一の入口につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない	
		第3種地域	・地上からの高さは20m以下	
	鉄道・軌道・索道	・鉄道等の境界線からの距離が100m以上 ・広告物相互間の距離が100m以上 ・高さは、広告板4.5m以下、広告塔10m以下 ・面積は、広告板30㎡以下、広告塔20㎡以下 ・広告塔については1面の幅2m以下	東海道新幹線は除く。	
鉄道・道路沿線に所在する非自家用のもの（東海道新幹線・高速道路から両側1000m以内、鉄道・道路から両側500m以内に所在するもの）で次に掲げる道標及び案内図板の類を除く。	東海道新幹線	・新幹線との境界線からの距離が500m以上 ・広告物相互間の距離が300m以上 ・高さは、広告板10m以下、広告塔20m以下 ・面積は、50㎡以下		
	一般国道並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線	・道路の境界線からの距離が30m以上 ・広告物相互間の距離が100m以上 ・高さは、広告板4.5m以下、広告塔10m以下 ・面積は、広告板30㎡以下、広告塔20㎡以下 ・広告塔については、1面の幅2m以下		
	高速道路	・道路の境界線からの距離が500m以上 ・広告物相互間の距離が300m以上 ・高さは、広告板10m以下、広告塔20m以下		
野立広告物	鉄道（新幹線を除く。）、軌道、索道から100m以内、東海道新幹線及び高速道路から500m以内、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から30m以内に所在する道標・案内板の類		・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以下（ただし、10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以下） ・高さ（脚の部分を除く。）は、4.5m以下 ・同一の表示者が表示等するものにあつては、個数は同一地域2個以内	一の国道と他の国道が平面交差する地点から30m以内の区間に係る区域に所在するものを除く。
		第1種地域	・地上からの高さは10m以下	
		第2種地域	・地上からの高さは20m以下 ・一の事業所につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない	
		第3種地域	・地上からの高さは20m以下	
電柱類を利用するもの	巻付けにするもの	・下端の高さは地上から1.2m以上 ・長さは1.8m以下	広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きと袖付け広告物1個以内	
	袖付けにするもの	・下端の高さは、歩道上の場合は2.7m以上、車道上の場合は4.7m以上 ・長さは1.5m以下、突出幅は0.9m以下 ・表示面積は1.2㎡以下 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置すること		

注) 第1種地域：用途地域が、第1種（第2種）中高層住居専用地域、第1種（第2種）住居地域及び準住居地域
第2種地域：JR大津駅周辺及び市道幹1037号線沿道のうち市長が別に定める地域
第3種地域：第1種地域及び第2種地域以外の地域

2. 許可を受けることにより禁止地域の規定の適用が除外される場合における許可基準

(1) 自家用広告物

表示面積の合計が禁止地域において15㎡以下であるもので次の基準をみたすもの（5㎡以下の場合は許可不要）

※禁止地域内における自家用広告物の許可基準

建築物を利用するもの	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみ出さない ・広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと 	
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は、表示される壁面の面積の1/3以下 ・壁面内で表示し、または設置するものであること 	
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下 ・道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下 ・下端の高さは、歩道上の場合は地上から2.7m以上、車道上の場合は地上から4.7m以上 ・上端は取付壁面の高さを超えないこと 	
	野立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは地上から10m以下 	

(2) 道標、案内図板の類

次の基準を満たすもの。

野立広告物	景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・一方向から見た表示面積の合計は3㎡以内（2以上の者が共同して設置する場合は5㎡以内） ・地上からの高さは、4.5m以下 ・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は5.00m以上
	それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以内（10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以内） ・脚の部分を除いた高さは、4.5m以下 ・同一表示者が表示する場合、同一地域内には2個以下
野立広告物以外	景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・一方向から見た表示面積の合計は3㎡以内（2以上の者が共同して設置する場合は5㎡以内） ・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は5.00m以上
	それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以内（10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以内） ・同一表示者が表示する場合、同一地域内には2個以下

【彦根市】

一般基準	<p>都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。</p> <p>原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。</p> <p>景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。</p> <p>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。</p> <p>電光表示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。</p> <p>電光表示板、回転灯などの発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。</p> <p>道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。</p>
------	---

個別基準

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
	総量規制(㎡)	15㎡以下(※1、※2)	15㎡以下(※1、※2)	————	————	————	————
自家用 広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 設置は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ (建築物等の高さ) × 2/3 かつ3m以下 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ) × 2/3かつ10m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ) × 2/3かつ20m以下 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ (建築物等の高さ) × 2/3かつ10m以下 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ) × 2/3かつ10m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ) × 2/3かつ20m以下
		<p>< 共通基準 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 					

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
自家用広告物	壁面広告物	・表示面積 壁面面積の1/4以下	・表示面積 壁面面積の1/4以下	・表示面積 壁面面積の1/4以下	・表示面積 [住居系用途地域または市街化調整区域] 壁面面積の1/3以下 [近隣商業地域等] 壁面面積の1/2以下	・表示面積 壁面面積の1/3以下	・表示面積 [住居系用途地域または市街化調整区域] 壁面面積の1/3以下 [近隣商業地域等] 壁面面積の1/2以下
	<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面内で表示し、または、設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所面積の1/2以下であること。 						
	突出広告物	・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを越えない		・上端は、取付壁面の高さを越えないものであること。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下。 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上 						
	野立広告物	・高さ 地上から4.5m以下 ・幅 3m以下	・高さ 地上から10m以下 ・幅 4.5m以下 (特定用途地域は除く)	・高さ 地上から10m以下	[住居系用途地域または市街化調整区域] ・高さ 地上から10m以下 [近隣商業地域等] ・高さ 地上から20m以下	・高さ 地上から10m以下	[住居系用途地域または市街化調整区域] ・高さ 地上から10m以下 [近隣商業地域等] ・高さ 地上から20m以下
	立看板、広告旗 その他立看板の類	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 片面1.2㎡以下 (総面積2.4㎡以下) ・高さ 地上から3m以下 ・設置個数 敷地の道路に接する辺の延長を5で除した数値以下 ・道路の路肩から5メートル以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離は、5m以上 					
	電光表示板	・設置は許可しない。		・表示面積 片面3㎡以下 (総面積6㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下	・表示面積 片面5㎡以下 (総面積10㎡以下) ・高さ 地上から10m以下	・表示面積 片面3㎡以下 (総面積6㎡以下) ・高さ 地上から10m以下	・表示面積 片面5㎡以下 (総面積10㎡以下) ・高さ 地上から10m以下
可変式照明付き 広告物	・設置を許可しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・屋上または高い位置に設置するものでないこと。 				
非自家用 広告物	色彩	——	——	——	——	<ul style="list-style-type: none"> ・色相R・YR・Y系 彩度8以下 ・その他の色相 彩度6以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色相R・YR・Y系 彩度10以下 ・その他の色相 彩度8以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
非 自 家 用 広 告 物	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p>・高さ (建築物等の高さ) ×1/2かつ5m以下</p> <p><共通基準> ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</p>	<p>・高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ) × 1/2かつ5m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ) × 1/2かつ10m以下</p>
	壁面広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p>・表示面積 壁面面積の1/3以下</p> <p><共通基準> ・壁面内で表示し、または設置するものであること。 ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所面積の1/2以下であること。</p>	<p>・表示面積 [住居系用途地域または市街化調整区域] 壁面面積の1/3以下 [近隣商業地域等] 壁面面積の1/2以下</p>
	突出広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p>・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上</p>	
	野立広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p>・野立広告板 高さ 地上から4.5m以下 表示面積 片面30㎡以下 ・野立広告塔 高さ 地上から10m以下 表示面積 総面積20㎡以下かつ1面の幅2m以下 ・同一の表示者が掲出する場合の相互間の距離は100m以上離すこと。</p>	
	立看板、広告旗 その他立看板の類	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
電光表示板	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	
可変式照明付き 広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
道標、案内図板の類	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 片面3㎡以下（総面積6㎡以下） （複数の者が共同で表示する場合、 片面5㎡以下） 高さ 地上から4.5m以下 同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は500m以上であること。 表示面の色彩 色相 R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩についてはこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 片面3㎡以下 （総面積6㎡以下） （複数の者が共同で設置する場合、 片面5㎡以下） 高さ 地上から4.5m以下 同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は100m以上であること。 表示面の色彩 色相 R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 片面5㎡以下 （総面積10㎡以下） （10人以上で共同で表示する場合、 片面30㎡以下） 高さ 地上から4.5m以下 同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は100m以上であること。 表示面の色彩 色相 R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30m以内の区域には、設置は許可しない。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下 電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置を許可しない。 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。 					

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
電柱の類を利用する 広告物	・設置は許可しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一表示者が表示し、または設置するもの にあつては、相互間の 距離は、500m以上 ・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面 積の30%以下で着色され る部分の色彩について は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に設置するもの にあつては、相互間の 距離は、道路1側に つき20m以上 ・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面 積の30%以下で着色され る部分の色彩について は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に設置するもの にあつては、相互間の 距離は、道路1側に つき20m以上 ・色彩 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面 積の30%以下で着色され る部分の色彩について は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に設置するもの にあつては、相互間の 距離は、道路1側に つき20m以上 ・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面 積の30%以下で着色され る部分の色彩について は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に設置するもの にあつては、相互間の 距離は、道路1側に つき20m以上 ・色彩 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面 積の30%以下で着色され る部分の色彩について は、この限りでない。
		<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻付け広告物 下端の高さ 地上から1.9m以上 長さ 1.5m以下 ・袖付け広告物 下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上 長さ 1.1m以下 突き出し幅 0.9m以下 ただし、表示面積は0.88㎡以下 ・電光表示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 				
<p>※1 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあつては、総量規制に次の緩和措置を設ける。$\Sigma a \leq 15 \text{ (㎡)} \times A / 1,500 \text{ (㎡)}$（a：各広告物の面積 A：敷地面積） ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。</p> <p>※2 特定用途地域（第1種・第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されない。</p> <p>※3 住居系用途地域：都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。 近隣商業地域等：都市計画法による、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、工業専用地域を示します。</p>						

【長浜市】

一般基準		都市美及び自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、形状、意匠等を周辺のまちなみと調和させること。 色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。 後背地への眺望の妨げとならないよう配慮すること。 照明は、過剰な光量、照射範囲など、良好な景観を阻害しないこと。 ネオンサイン又はイルミネーションにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする事。 容易に破損、損壊しない構造とするとともに、適正な維持管理に努めること。 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。					
個別基準		第1種地域 (琵琶湖・余呉湖ゾーン)	第2種地域 (歴史・風致ゾーン)	第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	第4種地域 (沿道田園ゾーン)	第5種地域 (沿道商業ゾーン)	第6種地域 (その他)
自家用 広告物	総量規制 (㎡)	15㎡ (用途地域除く※1)	15㎡	15㎡	—	—	—
	屋上広告物	・設置は許可しない。		・設置は許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えない場合、その壁面から2メートル以内にあるものは壁面広告物とみなす。	・高さは、建築物等の高さ(塔屋等の高さを除く)の2/3以内、かつ、5m以下	・高さは、建築物等の高さ(塔屋等の高さを除く)の2/3以内、かつ、6m以下	・高さは、建築物等の高さ(塔屋等の高さを除く)の2/3以内、かつ、20m以下 (住居系用途地域(※2)にあっては、地上からの高さは、10m以下)
	壁面広告物	・表示面積は、壁面面積の1/4以下			・表示面積は、壁面面積が100㎡以内の場合、壁面面積の1/2以内、かつ、20㎡以内 ・壁面面積が100㎡を超える場合、壁面面積の1/5以内		
	野立広告物	・高さは、地上から10m以下 ・幅は、4.5m以下(用途地域(※1)を除く。) ・表示面の地色は、次に定める彩度とすること。ただし、広告物の面積の1/3以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 (ア)R, YR, Y:彩度10以下 (イ)それ以外の色相:彩度8以下	・高さは、地上から10m以下	・高さは、地上から10m以下	・高さは、地上から10m以下	・高さは、地上から10m以下	・高さは、地上から20m以下(住居系用途地域(※2)にあっては、地上から10m以下)
		<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 					

自家用 広告物	電光掲示板	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・1事業所につき原則1個とする。 ・建築物に表示する面積は、3㎡以下であること。 ・広告塔に表示する面積は、一面3㎡以下（複数面の場合6㎡以下）	・1事業所につき原則1個とする。 ・建築物に表示する面積は、5㎡以下であること。 ・広告塔に表示する面積は、一面5㎡以下（複数面の場合10㎡以下）	・1事業所につき原則1個とする。 ・建築物に表示する面積は、5㎡以下であること。 ・広告塔に表示する面積は、一面5㎡以下（複数面の場合10㎡以下）
	突出広告物	<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は1m以下 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上 ・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 					
		第1種地域 (琵琶湖・余呉湖ゾーン)	第2種地域 (歴史・風致ゾーン)	第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	第4種地域 (沿道田園ゾーン)	第5種地域 (沿道商業ゾーン)	第6種地域 (その他)
非自家用 広告物	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、5m以下	・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、6m以下	・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、地上からの高さは、10m以下）
		<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 					
	壁面広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・表示面積は、壁面面積の1/4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、壁面面積が100㎡以内の場合、壁面面積の1/2以内、かつ、20㎡以内 ・壁面面積が100㎡を超える場合、壁面面積の1/5以内 		
		<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面内で表示し、又は設置するものであること。 					
	野立広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
電光掲示板	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
突出広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は1m以下 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上 ・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 			

	第1種地域 (琵琶湖・余呉湖ゾーン)	第2種地域 (歴史・風致ゾーン)	第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	第4種地域 (沿道田園ゾーン)	第5種地域 (沿道商業ゾーン)	第6種地域 (その他)
道標、案内図板 (案内内容が表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物)の類	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は、一面3㎡以下(複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下) 高さは、地上から4.5m以下 表示面の地色は、次に定める彩度とすること。ただし、広告物の面積の1/3以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 (ア) R, Y R, Y : 彩度10以下 (イ) それ以外の色相 : 彩度8以下 同一の広告主が設置するものにあつては、500m以上間隔をおくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は、一面3㎡以下(複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下) 高さは、地上から4.5m以下 同一の広告主が設置するものにあつては、500m以上間隔をおくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は、一面3㎡以下(複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下) 高さは、地上から4.5m以下 同一の広告主が設置するものにあつては、500m以上間隔をおくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は、一面5㎡以下(5人以上の者が共同で設置する場合、一面15㎡以下) 高さは、地上から4.5m以下 個数は、同一の広告主が設置するものにあつては、同一地域(※3)内に2個以下 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は、一面5㎡以下(5人以上の者が共同で設置する場合、一面15㎡以下) 高さは、地上から4.5m以下 個数は、同一の広告主が設置するものにあつては、同一地域内(※3)に2個以下 	—
<p><共通基準> (注) 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。</p>						
電柱の類を利用する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 設置は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置は許可しない。 	<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 巻付け広告物 (ア) 下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下 袖付け広告物 (ア) 下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道にあつては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1.2㎡以下 (イ) 原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 <p>※広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p>			

※1 用途地域のうち、都市計画法による第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除きます。

※2 住居系用途地域とは、都市計画法による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域をいう。

※3 同一地域とは、100m×100mの区間をいう。

【近江八幡市】

一般基準		(1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。 (2) 原則として、表示面の色数を抑えとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。 (3) 景勝地における眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。 (4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。 (5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。 (6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。 (7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等については、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。						
個別基準		第1種地域 (水郷・風致・文化・低層住宅ゾーン)	第2種地域(詩情あふれる風景ゾーン)	第3種地域(沿道・市街地ゾーン)	第4種地域(沿道・田園ゾーン)	第5種地域(田園・集落ゾーン)	特別地域(重要風景ゾーン)	
自家用 広告物	許可申請の要否	・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。	・総面積10㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。	規制基準なし。			・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。	
	総量規制	・表示面積の合計は、15㎡以下。ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、10㎡以下。 ・敷地面積が基準面積1,500㎡以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和を設ける。 $Z_a \leq 15\text{㎡} \times A / 1,500\text{㎡}$ (Aは各広告物の面積(㎡)、Aは敷地面積(㎡)) ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、式中「15㎡」とあるのは、「10㎡」と読み替える。	規制基準なし。			・表示面積の合計は、5㎡以下。		
	色彩基準	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。			・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20%未満であること。	
	野立 広告物	面積等	・幅は、4.5m以下。 ・表示面積は、片面3㎡以下。	—			—	
		高さ等	・高さは、地上から10m以下。	・高さは、地上から10m以下。	・高さは、地上から12m以下。 (商業系用途地域及び国道8号から30m以内の地域については、地上から20m以下)	・高さは、地上から12m以下。	・高さは、地上から10m以下。	・高さは、地上から3.5m以下。
	屋上 広告物	面積等	・設置を許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを越えず、その壁面から2m以内にあるものについては、この限りでない。	—			—	
		高さ等	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、5m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、20m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、10m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、10m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・設置を許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを越えず、その壁面から2m以内にあるもの及び既存のものうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。	
	壁面 広告物	面積等	・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、表示面積は3㎡以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下であり、表示面積は3㎡以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下。	・表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下、表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。	
高さ等		・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置するものであること。		
突出 広告物	面積等	・表示面積は、片面3㎡以下。 ・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	—			・表示面積は、片面2㎡以下。 ・突出幅は、取付壁面から60cm以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないものであること。
	高さ等	・表示面積は、片面3㎡以下。 ・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないこと。	—			・表示面積は、片面2㎡以下。 ・突出幅は、取付壁面から60cm以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを越えないものであること。

	可変式 照明付き 広告物	面積等	・表示面積は、片面1.5㎡以下であること。	—	・表示面積は、片面5㎡以下であること。		
		高さ等	・設置を許可しない。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。	・設置を許可しない。
	電光 表示板	面積等	・表示面積は、片面1.5㎡以下であること。	—	・表示面積は、片面5㎡以下であること。		
		高さ等	・設置を許可しない。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。	・設置を許可しない。
非 自 家 用 廣 告 物	許可申請の要否		設置を許可しない。			全て必要	・設置を許可しない。
	色彩基準		設置を許可しない。			規制基準なし。	・設置を許可しない。
	野立 広告物	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面15㎡以下(住居系の用途地域については、片面5㎡以下)。 ・高さは、地上から10m以下(住居系の用途地域については、地上から4.5m以下)。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、100m以上。	・設置を許可しない。
		高さ等	設置を許可しない。				
	屋上 広告物	面積等	設置を許可しない。			—	
		高さ等	設置を許可しない。			・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の2分の1以下、かつ、5m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・設置を許可しない。
	壁面 広告物	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、鉛直投影面積の3分の1	・設置を許可しない。
		高さ等	設置を許可しない。			・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	
	突出 広告物	面積等	設置を許可しない。			—	・設置を許可しない。
		高さ等	設置を許可しない。			・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	
可変式 照明付き 広告物	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面5㎡以下。	・設置を許可しない。	
	高さ等	設置を許可しない。			・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。		
電光 表示板	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面2㎡以下。	・設置を許可しない。	
	高さ等	設置を許可しない。			・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。		
許可申請の要否		全て必要				・設置を許可しない。	
表示内容		地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所その他案内の内容の表示部分が全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。				・設置を許可しない。	
色彩基準		・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。		・設置を許可しない。	
野立 広告物	面積等	・表示面積は、片面3㎡以下。	・表示面積は、片面3㎡以下。	・表示面積は、片面5㎡以下。	・表示面積は、片面5㎡以下。	・設置を許可しない。	
	高さ等	・高さは、地上から4.5m以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。	・高さは、地上から4.5m以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。	・高さは、地上から4.5m以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4.5m以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。 ・一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区間で、国道の境界線から30m以内の区域には、設置を許可しない。	・高さは、地上から4.5m以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4.5m以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。		

案内図板	屋上 広告物	面積等	設置を許可しない。			—	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の2分の1以下、かつ、5m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支える支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・設置を許可しない。	
		高さ等	設置を許可しない。			—			
	壁面 広告物	面積等	・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、3㎡以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。			・設置を許可しない。
		高さ等	・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。 ・同一の建築物に対して1個以内。	・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。			
	突出 広告物	面積等	—			—			
高さ等		・設置を許可しない。	・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	—			・設置を許可しない。	
可変式 照明付き 広告物	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面5㎡以下。 ・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。			・設置を許可しない。	
	高さ等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面2㎡以下。 ・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。			・設置を許可しない。	
電光 表示板	面積等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面2㎡以下。 ・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。			・設置を許可しない。	
	高さ等	設置を許可しない。			・表示面積は、片面2㎡以下。 ・高さは、地上から4.5m以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。			・設置を許可しない。	
電柱 類を利用 する 広告物	色彩基準	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。					・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20%未満であること。
	巻付け広告物	・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。 ・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。	・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。						・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合には、この限りでない。 ・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。
	袖付け広告物	・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置すること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。	・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置すること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。						・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合には、この限りでない。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置すること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。

【草津市】

一般基準		<p>(1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。 (2) 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。 (3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。 (4) 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 (5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。 (6) ネオンサインまたはこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。</p>							
個別基準		禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	都市計画道路大江壺仙寺線地区	東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区	
自家用 広告物	許可申請	総面積5㎡以下は 許可申請不要	総面積5㎡以下は 許可申請不要	総面積10㎡以下は 許可申請不要	総面積10㎡以下は 許可申請不要	総面積10㎡以下は 許可申請不要	総面積5㎡を超えるものは 許可申請が必要	総面積10㎡を超えるもの は 許可申請が必要	
	総量規制	15㎡	15㎡	—	—	—	15㎡	—	
	色彩規制	—	—	—	—	—	下地の色 【0.1YR~10Y】彩度10以下 【0.1GY~10R】彩度8以下 下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。 【R系】彩度6を超えるもの 【R系以外】彩度6を超えるもの 【すべて】明度3未満、9以上	下地の色 【0.1YR~10Y】彩度6以下 【0.1GY~10R】彩度6以下 【すべて】明度3以上、9未満 下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。 【R系】彩度6を超えるもの 【R系以外】彩度6を超えるもの 【すべて】明度3未満、9以上	
	野立 広告板	面積等 幅4.5m以下 高さ等 1.0m以下	— 1.0m以下	— 2.0m以下	— 2.0m以下	— 1.0m以下	幅4.5m以下 1.0m以下	幅4.5m以下 6m以下	
	野立 広告塔	面積等 幅4.5m以下 高さ等 1.0m以下	— 1.0m以下	— 2.0m以下	— 2.0m以下	— 1.0m以下	幅4.5m以下 1.0m以下	幅4.5m以下 6m以下	
	壁面 広告物	面積等 設置壁面の面積×1/4以下 高さ等 壁面からはみ出さない	設置壁面の面積×1/3以下 壁面からはみ出さない	設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない	設置壁面の面積×1/2以下 壁面からはみ出さない	設置壁面の面積×1/3以下 壁面からはみ出さない	設置壁面の面積×1/4以下 壁面からはみ出さない	1階および2階の壁面の面積×1/4以下 壁面からはみ出さない	
	突出 広告物	面積等 突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 その他 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない 下端高さ： 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	突出幅： 取付壁面から1.5m以内 上端高さ： 取付壁面の高さを超えない	
	屋上 広告物	面積等 設置を許可しない 高さ等	— 設置箇所までの高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	— 設置箇所までの高さ×2/3 かつ2.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	— 設置箇所までの高さ×2/3 かつ2.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	— 設置箇所までの高さ×2/3 かつ2.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	— 設置箇所までの高さ×2/3 かつ1.0m以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	設置を許可しない	1階の屋上に限る

		禁止地域 1	禁止地域 2	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域	第 3 種許可地域	都市計画道路大江霊仙寺線地区	東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区	
非 自 家 用 廣 告 物	許可申請	設置を許可しない	設置を許可しない	すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要	設置を許可しない	設置を許可しない	
	総量規制	—	—	—	—	—	—	—	
	野立 広告板	面積等	—	—	設置を許可しない	片面あたり 30㎡以下 4.5m以下	片面あたり 30㎡以下 4.5m以下	—	—
		高さ等	—	—					
	野立 広告塔	面積等	—	—	設置を許可しない	1 面あたり 20㎡以下、1 面 の幅 2m 以下	1 面あたり 20㎡以下、1 面 の幅 2m 以下	—	—
		高さ等	—	—					
	壁面 広告物	面積等	—	—	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/3以下	—	—
		高さ等	—	—	壁面からはみ出さない	壁面からはみ出さない	壁面からはみ出さない	—	—
	突出 広告物	面積等	—	—	突出幅：取付壁面から 1.5m 以内、官民境界から 1m 以内			—	—
		その他	—	—	上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m 以上【歩道】2.7m 以上			—	—
屋上 広告物	面積等	—	—	—	—	—	—	—	
	高さ等	(案内図板の類でも許可しない)		設置箇所までの高さ×1/2 かつ 10m 以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	設置箇所までの高さ×1/2 かつ 10m 以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	設置箇所までの高さ×1/2 かつ 5m 以下 建物の幅をはみ出さないこと 支柱等は見えないこと	(案内図板の類でも許可しない)	—	
電柱 広告物	共通	個数は、1 柱につき巻付け 1 巻き、袖付け 1 個以内 道標、案内図板であること		個数は、1 柱につき巻付け 1 巻き、袖付け 1 個以内			個数は、1 柱につき巻付け 1 巻き、袖付け 1 個以内 道標、案内図板であること	個数は、1 柱につき巻付け 1 巻き、袖付け 1 個以内 道標、案内図板であること	
	巻付け	下端高さ：地上から 1.2m 以上 長さ：1.8m 以下							
	袖付け	下端高さ：【車道】4.7m 以上【歩道】2.7m 以上 長さ：1.5m 以下 突出し幅：0.9m 以下 表示面積 1.2㎡ 以下							
野立広告板および 野立広告塔にか かる広告物相互 間距離		—	—	—	一般国道全線及び県道大津能登川長浜線から 30m 以上、500m 以内 → 100m 以上 鉄道から 100m 以上 500m 以内 → 100m 以上		—	—	
道 標 ・ 案 内 図 板 (*) の 類	許可申請	すべて必要	すべて必要	すべて必要	—	—	すべて必要	すべて必要	
	面積	3㎡以下	5㎡以下	5㎡以下	—	—	3㎡以下	3㎡以下	
	高さ	4.5m 以下	4.5m 以下	4.5m 以下	—	—	4.5m 以下	4.5m 以下	
	共同掲出	2 人以上が共同で表示する 広告物は 5㎡以下	2 人以上が共同で表示する 広告物は 8㎡以下	2 人以上が共同で表示する 広告物は 8㎡以下	—	—	2 人以上が共同で表示する 広告物は 5㎡以下	認めない	
	表示内容	案内内容が表示面積の 40% 以上	案内内容が表示面積の 40% 以上	案内内容が表示面積の 40% 以上	—	—	案内内容が表示面積の 40% 以上	案内内容が表示面積の 40% 以上	
同一広告主の 相互間距離	同一広告主が複数掲出する 場合は 500m 以上離すこと。	同一広告主が複数掲出する 場合は 500m 以上離すこと。	同一広告主が複数掲出する 場合は 1000m 以上離すこと。	—	—	同一広告主が複数掲出する 場合は 500m 以上離すこと。	同一広告主が複数掲出する 場合は 500m 以上離すこと。		

* 道標、案内図板とは、広告表示面の 40% 以上が「案内内容」であるものをいう。

【守山市】

地域区分		【第1種地域】	【第2種地域】	【第3種地域】	【第4種地域】	【第5種地域】
全体規制		汚れや色あせ、塗料等のはく離が著しくない 破損や老朽が著しくない 倒壊または落下のおそれがない 信号機または道路標識等に類似せず、効用を妨げない 道路交通の安全を阻害しない 禁止物件に掲出していない 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和している 地色は、黒・原色を使用していない 蛍光・発光を伴う材料を用いていない 照明を伴う場合、昼間においても良好な景観または風致を害していない				
自家用広告物(※1)		総面積5㎡以下は許可申請不要			総面積10㎡以下は許可不要	
総量規制(㎡)		15㎡ (用途地域除く)	15㎡	——	——	——
色彩		・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	——	——
野立	面積	——	——	15㎡ (一面7.5㎡) 以下	——	——
	高さ	10m以下			【その他】20m以下 【住居系】10m以下(※5)	
屋上	面積	設置できない	——	——	——	——
	高さ		(建築物)×2/3かつ3m以下			【その他】(建築物)×2/3かつ20m以下 【住居系】(建築物)×2/3かつ10m以下(※5)
壁面	面積	(鉛直投影壁面積)×1/4以下			【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下 【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下(※5)	
	高さ	——	——	——	——	——
突出	面積	——	——	——	——	——
	高さ	【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内 【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内				
可変表示式	面積	10㎡ (片面5㎡) 以下				
	その他	強い光を放つものは原則禁止				
のぼり	面積	表示面積は1.5㎡以下とすること。				
	相互間距離	道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。				

地域区分		【第1種地域】	【第2種地域】	【第3種地域】	【第4種地域】	【第5種地域】
非自家用広告物(※1)		設置できません			すべて許可が必要	
野立	面積		×		×	—
	高さ		×		×	【その他】20m以下【住居系】10m以下(※5)
屋上	面積		×			—
	高さ		×			【その他】(建築物)×1/2かつ10m以下 【住居系】(建築物)×1/2かつ5m以下(※5)
壁面	面積		×			【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下 【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下(※5)
	高さ		×			—
突出	面積		×			—
	高さ		×			【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内 【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内
可変表示式	面積		×		×	10㎡(片面5㎡)以下
	その他		×		×	強い光を放つものは原則禁止
のぼり	面積		×		×	表示面積は1.5㎡以下とすること。
	相互間距離		×		×	道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。
案内図板(※2)		すべて許可が必要				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。 		<ul style="list-style-type: none"> 表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。 		<ul style="list-style-type: none"> 表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。 	
面積	3㎡以下(片面)		5㎡以下(片面)			
高さ	4.5m以下(脚を含む)					
集約化	2人以上なら5㎡以下		10人以上なら15㎡以下			
個数	同一広告主は同一地域(※4)内に2個以内					
表示内容	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。					
その他	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。 ・【指定道路、鉄道】100m以上離すこと。(※6) ・【東海道新幹線】300m以上離すこと。(※6)	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。

※1 自家用広告物とは、自己の店名や事業内容等を広告するために自己の事業所等に表示する広告物をいい、非自家用広告物とは自家用広告物に該当しないものをいう。

※2 案内図板とは、誘導することを目的として広告物に矢印や案内地図等を記載しているものをいう。

※3 地色とは、文字その他の具体的な図柄以外の色の全てをいう。

※4 同一地域とは、100m×100mの区間をいう。

※5 【住居系】とは、都市計画法で定められた用途地域のうち住宅、住居の良好な環境を守ることを目的に指定された区域をいう。

※6 指定道路、鉄道、東海道新幹線の沿道沿線についての広告物間の相互距離。

【栗東市】

1 一般基準

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、高さ、形態、意匠、色彩等を周囲の景観に調和させること。
 (2) 地色には黒及び高彩度の色彩を使わないこと。
 (3) 表示面及び屋外広告物を掲出する物件に使用する色数を抑えること。
 (4) 素材は、汚れにくく耐久性のあるものとし、蛍光色及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
 (5) 容易に破損及び損壊しない構造とすること。
 (6) 照明を伴うものにあつては、昼夜を問わず、光量、照射範囲及び照明器具自体が周囲の景観又は風致を害しないこと。
 (7) 電光掲示板その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明
 (8) 反射材等を用いる場合や、道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通の安全性に十分配慮すること。
 (9) 適正な維持管理に努めること。

2 地域区分ごとの基準

- (1) 自家用広告物の許可の基準

ア 自家用広告物（イ及びウを除く。）

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
	屋上広告物	1 設置は、許可しない。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、表示される壁面の面積（以下「壁面面積」という。）の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 地上から天端までの高さは、地上から4.5メートル以下であること。
	電光掲示板	1 設置は、許可しない。
第2種地域	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物の高さから塔屋等の高さを除いた高さ（以下「建築物等の高さ」という。）の5分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 地上から天端までの高さは、地上から10メートル以下であること。
	電光掲示板	1 設置は、許可しない。
第3種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であつて、かつ、基準階以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 地上から天端までの高さは、10メートル以下であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下（複数面の場合6平方メートル以下）であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、10メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。

第4種地域	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 地上から天端までの高さは、2.0メートル以下であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下(複数面の場合6平方メートル以下)であること。
第5種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、1.0メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、1.0メートル以下であること。 2 その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、2.0メートル以下であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下(複数面の場合6平方メートル以下)であること。
第6種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、1.0メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、1.0メートル以下であること。 2 その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、2.0メートル以下であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下(複数面の場合6平方メートル以下)であること。

イ 電柱の類を利用する広告物

地域区分	規格等
第1種地域	設置は、許可しない。
第2種地域	1 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは
第3種地域	1.8メートル以下であること。
第4種地域	2 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、1.2平方メートル以下であること。
第5種地域	3 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。
第6種地域	4 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。

ウ その他の広告物の基準

地域区分	種類	規格等
第1種地域	立看板	市長が別に定める。
第2種地域	広告旗	
第3種地域	はり紙	
第4種地域	アーチ広告物	
第5種地域	広告幕	
第6種地域	アドバルーン ぼんぼり	

(2) 非自家用広告物の許可の基準
ア 非自家用広告物（イ、ウ及びエを除く。）

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	設置は、許可しない。
第2種地域	全ての広告物	設置は、許可しない。
第3種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	設置は、許可しない。
	電光掲示板	設置は、許可しない。
第4種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 できるだけ設置を避けること。 2 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	設置は、許可しない。
	電光掲示板	設置は、許可しない。
第5種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	設置は、許可しない。
	電光掲示板	設置は、許可しない。

第6種地域	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 面積は、20平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの区間)に2個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。
	電光掲示板	設置は、許可しない。

イ 道標、案内図板（案内内容が表示面積の40パーセント以上を占めている誘導目的の広告物）

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 電光掲示板	設置は、許可しない。
	野立広告物	1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
第2種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
	電光掲示板	設置は、許可しない。

第3種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとする。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を50メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
	電光掲示板	設置は、許可しない。
第4種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとする。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100メートル×100メートルの区間）に2個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。） 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
	電光掲示板	設置は、許可しない。
第5種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとする。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。

	野立広告物	<ol style="list-style-type: none"> 面積は、5平方メートル以下であること。 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 10以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、30平方メートル以下とする。 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に2個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。） 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
	電光掲示板	設置は、許可しない。
第6種地域	全ての広告物	1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。
	屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 塔状の形態にはしないこと。 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 建築物1棟につき、1個までとする。 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	<ol style="list-style-type: none"> 面積は、20平方メートル以下であること。 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 10以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、30平方メートル以下とする。 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100メートル×100メートルの区間）に2個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
	電光掲示板	設置は、許可しない。

ウ 電柱の類を利用する広告物

地域区分	規格等
第1種地域	設置は、許可しない。
第2種地域	<ol style="list-style-type: none"> 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
第3種地域	
第4種地域	
第5種地域	
第6種地域	

エ その他の広告物の基準

地域区分	種類	規格等
第1種地域	立看板	市長が別に定める。
第1種地域	広告旗	
第2種地域	はり紙	
第3種地域	アーチ広告物	
第4種地域	広告幕	
第5種地域	アドバルーン	
第6種地域	ぼんぼり	

(第9条関係)

1 推奨する基準

(1) 自家用広告物の許可の基準

種類	規格等
全ての広告物	1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。
壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。
野立広告物	1 表示面の幅は1.2メートル以下かつ表示面積の合計3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。

(2) 非自家用広告物の許可の基準

ア 非自家用広告物(イ及びウを除く。)

種類	規格等
全ての広告物	1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。
壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。
街灯柱に設置する広告旗(バナーフラッグ)	1 バナーフラッグ掲出用ポールに設置すること。 2 界隈にぎわい及び活気又は心落ち着く快適な環境の演出にも効果があり、品の良さを感じられるデザインとすること。
野立広告物	1 表示面の幅は1.2メートル以下かつ表示面積の合計3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。

イ 道標、案内図板(案内内容が表示面積の40パーセント以上を占めている誘導目的の広告物)

種類	規格等
全ての広告物	1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。
壁面広告物	1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。
野立広告物	1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、5平方メートル以下とする。 3 過剰な光が散乱するもの及び光源の点滅するものは、設置しないこと。

(第19条関係)

(1) 自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

地域区分	規模
第1種地域	1 壁面当たりの表示面積の合計が1平方メートルを超える場合
第2種地域	
第3種地域	
第4種地域	1 壁面当たりの表示面積の合計が10平方メートルを超える場合
第5種地域	
第6種地域	

(2) 非自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

地域区分	規模
第1種地域	1 壁面当たりの表示面積の合計が1平方メートルを超える場合
第2種地域	
第3種地域	
第4種地域	
第5種地域	
第6種地域	

【甲賀市】

一般基準		<p>(1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。</p> <p>(2) 地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。</p> <p>(3) 反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。</p> <p>(4) 蛍光及び発行を伴う塗料又は材料を用いないこと。</p> <p>(5) 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。</p> <p>(6) ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。</p>					
個別基準	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	推奨基準適用地区(※)	
対象範囲	<p>・指定した国宝及び重要文化財の建造物のある敷地の周囲50m</p> <p>・紫香楽宮</p> <p>・景観計画における「東海道土山宿景観形成地区」「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」</p>	<p>・第1種および第2種低層住宅専用地域</p> <p>・都市公園・緑地、古墳、墓地</p> <p>・高速道路(新名神)の道路敷</p> <p>・国道307号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分</p> <p>・杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分</p> <p>・土山地域幹線道軸の地域(国道1号線沿線を除く)</p> <p>・県道大河原北土山線の国道1号土山支所前交差点から土山町鮎河猪ノ鼻線との交点までの区間及びこれから500m以内の区域</p> <p>・国道477号の土山町大河原県道大河原北土山線との交点から三重県との境界までの区間及びこれから展望できる500m以内の区域</p> <p>・県道鮎河猪ノ鼻線の全線及びこれから500m以内の区域</p> <p>・県道黒川山中線の全線及びこれから500m以内の区域</p> <p>・上記以外の国道477号全区間(土山地域の範囲)、県道大河原北土山線全区間の道路敷から50m以内の地域</p> <p>・自然公園特別地域</p> <p>・インターチェンジの周辺(道路敷から500mの範囲)</p>	<p>・高速道路(新名神)から展望可能な300m以内の地域</p> <p>・高速道路(新名神)のうち土山S A、甲南P Aから展望可能な500m以内の地域</p> <p>・鉄道から100m以内の地域</p> <p>・指定道路(一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線)から30m以内の地域</p>	<p>・第1種許可地域、第3種許可地域を除く他の地域</p>	<p>・第1・第2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域(第1種許可地域を除く)</p>	<p>(第1種)</p> <p>・土山地域国道1号沿線地区</p> <p>・水口地域旧東海道沿線地区(第2種)</p> <p>・国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷</p> <p>・国道307号沿道景観形成地区</p> <p>・杣川河川景観形成地区</p>	
自家用広告物	許可申請	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	第1種地域では、総面積10㎡以下の場合も届出要
	総量規制	15㎡以下(低層住専を除く都市計画法第8条に規定する用途地域にあっては規制無し)	15㎡以下	—	—	—	15㎡以下
	色彩規制	<p>①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。</p> <p>②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。</p> <p>③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。</p> <p>②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。</p> <p>③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。</p>

自家用 広告物	素材	木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。					木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。	
	野立広告板・塔	面積等	幅4.5m以下	—	—	—	幅4.5m以下	
		高さ等	地上から10m以下			地上から20m以下 (住居系用途地域にあっては地上から10m以下)	地上から20m以下 地上から10m以下	地上から10m以下 (指定道路沿線は道路路面から10m以下)
	壁面 広告物	面積等	設置壁面の面積×1/4以下	設置壁面の面積×1/3以下	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/3以下	設置壁面の面積×1/4以下
		高さ等	壁面からはみ出さない					
	突出 広告物	面積等	突出幅：取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内					
		その他	上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上					
屋上 広告物	面積等	建物の幅をはみ出さないこと					設置を許可しない	
	高さ等	設置を許可しない	建物の高さ×2/3かつ3m以下	建物の高さ×2/3かつ10m以下 (住居系用途地域にあっては5m以下)	建物の高さ×2/3かつ10m以下	建物の高さ×2/3かつ5m以下		
			広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること					
可変表示 式広告物	面積等	設置を許可しない	1事業所につき原則1個まで。					
			3㎡以下(片面)	10㎡以下(片面) (住居系用途地域にあっては3㎡以下)	10㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)		
	かつ建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の1/4以下							
	高さ		指定道路沿線の敷地では、地上からの高さ10m以下(住居系用途地域にあっては5m以下)					
その他	該当する広告物の基準を満たすこと					・3m以下(片面)・建築物に表示する場合は壁面の見つけ面積の1/4以下・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する(1事業所につき原則1個)・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下、住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下		

※ 推奨基準適用地区は許可地域に設ける。第1種と第2種の地区を設け、第1種地区では許可申請の適用除外となる総面積10㎡以下であっても届出が必要。

推奨基準適用地区では、設けられている許可地域の許可基準に適合すれば許可可能。そのうえで推奨基準適用地区の基準に適合すれば可変表示式広告物を除き、許可期間が最大3年のものを最大6年まで延長できる。(ただし、3年毎に安全点検調査を提出するものとする。)

		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	推奨基準適用地区(※)	
非自家用 広告物	許可申請	設置を許可しない	設置を許可しない	すべて必要	すべて必要	すべて必要	設置しない	
	総量規制	—	—	—	—	—	—	
	野立広告板	面積等	設置を許可しない	設置を許可しない	設置を許可しない	20㎡以下(片面)	5㎡以下(片面)	設置を許可しない
		高さ等				地上から4.5m以下		
	野立広告塔	面積等	設置を許可しない	設置を許可しない	設置を許可しない	1面あたり20㎡以下1面の幅2m以下	1面あたり5㎡以下	設置を許可しない
		高さ等				地上から10m以下	地上から4.5m以下	
	野立広告板および野立広告塔にかかる広告物相互間距離		—	—	—	鉄道・指定道路等から500m以内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの範囲)に2個以内	—
壁面 広告物	面積等	—	—	設置壁面の面積×1/2以下(住居系用途地域にあっては1/3以下)	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/3以下	—	

非 自 家 用 廣 告 物	高さ等	—	—	壁面からはみ出さない			—	
	突出 広告物	面積等	—	—	突出幅：取付壁面から1.5m以内 官民境界から 1m以内			—
		その他	—	—	上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上			—
	屋上 広告物	高さ等	—	—	建物の高さ× 1/2かつ10m以 下（住居系用途 地域にあっては 5m以下）	建物の高さ× 1/2かつ10m以 下	建物の高さ× 2/3かつ5m以下	—
					建物の幅をはみ出さない			
					広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよ う外枠等で覆うこと 形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が1.2 以下であること			
電柱 広告物	共通	個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内					—	
	巻付け	下端高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下					—	
	袖付け	下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出し幅：0.9m以下/表示面積：片面1.2㎡以下					—	
可変表示式広告物	設置を許可しない					設置しない		
道 標 ・ 案 内 図 板 (*) の 類	許可申請	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要	
	色彩規制	①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。 ②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。 ③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。	地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。	地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。	非自家用の野立広告板・塔の基準と同じ。地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。	①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。 ②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。 ③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。		
	素材	木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。				木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。		
	面積	3㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）		20㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）	5㎡以下（片面）	
	高さ	地上から4.5m以下（指定道路沿線では道路面から4.5m以下）			地上から4.5m以下			
	共同掲出	2人以上が共同で表示する広告物は5㎡以下	2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下	2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下			2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下	
	同一広告主の相互間距離	同一広告主が複数掲出する場合は500m以上離すこと。		同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に2個以内	鉄道・指定道路等から500m以内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は500m以上離すこと。	
	その他	国道同士の交差点から30m以内の区域は、掲出不可					—	

* 道標、案内図板とは、広告表示面の40%以上が「案内内容」であるものをいう。

【野洲市】

(1) 一般基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- 原則として地色は、黒及び原色を使用しないこと。
- 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
- 可変表示式広告物にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。
- 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

(2) 個別基準

地域の種類		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域		第4種規制地域			
				(住居系) ※3		(住居系) ※3			
自家用 広告物の 基準	総量規制	15㎡※1	15㎡	—					
	野立 広告板、 塔	表示面 の幅	幅：4.5m以下		—				
		高さ	地上から10m以下		地上から20m以下	地上から10m以下	地上から20m以下	地上から10m以下	
		面積合計	15㎡以下※2						
	壁面	面積	壁面の面積×1/4	壁面の面積×1/3	壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3	壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3	
		高さ等	壁面からはみ出さない						
	突出	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内						
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない						
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上						
	屋上	高さ等	設置できません	建物の高さ×2/3かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと	建物の高さ×2/3かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと				
可変式広告物		設置できません		—					
非自家用 広告物	野立 広告板	面積等	設置できません	設置できません	設置できません			一面30㎡以下	
		高さ						縦4.5m以下かつ地上高7m以下	
	野立 広告塔	面積等						一面あたり14㎡以下かつ一面の幅：2m以下	
		高さ						地上高7m以下	
	壁面	面積			壁面の面積×1/2		壁面の面積×1/3	壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3
		高さ等			壁面からはみ出さない				
突出	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内							
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない							
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上							

の基準	屋上	高さ等			建物の高さ×1/2かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	同一広告主の広告物に関する相互間距離	設置できません	設置できません	100m以上	『J R琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以下の範囲』：100m 『国道8号線、国道477号線および県道大津能登川長浜線から30mを超え500m以下の範囲』：100m 『東海道新幹線および名神高速道路からの距離が500mを超え、1000m以下の範囲』：300m ※対象：非自家用広告物全般	
非自家用広告物の基準	可変式広告物	設置できません		—		
	案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)	一面5㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり8㎡以下)	一面5㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり8㎡以下)	一面30㎡以下
		高さ	4.5m以下(脚含む)	4.5m以下(脚含む)	4.5m以下(脚含む)	縦4.5m以下かつ地上高7m以下
		同一広告主の広告物に関する相互間距離	500m以上		100m以上	『J R琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以下の範囲』：100m 『国道8号線、国道477号線および県道大津能登川長浜線から30mを超え500m以下の範囲』：100m 『東海道新幹線および名神高速道路からの距離が500mを超え、1000m以下の範囲』：300m ※対象：非自家用広告物全般
電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る		下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下		
	袖付	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上		下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上		

- ※1 敷地面積が1,500㎡以上の施設にあたっては、総量規制に次の緩和を設ける。広告物の総和 $\leq 15\text{㎡} \times A / 1,500$ (A:敷地面積)ただし、1,500未満の場合は1,500㎡で算定する。
- ※2 自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても表示面積の合計は15㎡以下とする。
- ※3 都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。

【湖南省】

(1) 一般基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- 色数を抑えるとともに、地色（表示面の2/3以上）は、高彩度の色彩を使用しないこと。
- 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明の器具自体が周辺の景観または風致を害しないこと。
- 電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動ならびに光の明滅および照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとする。
- 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。

① 自家用広告物

地域名		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域	第8種地域	
許可の必要性		総面積5㎡以下は許可申請不要		総面積3㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要				
総量規制		15㎡	15㎡（ただし用途地域除く）	10㎡	15㎡	-				
野立広告物		地上から10m以下 ※第2種地域の用途地域では15m以下			地上から20m以下 ※住居系用途地域では地上から10m以下		地上から10m以下			
屋上広告物		地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ3m以下※第2種地域の用途地域内では10m以下			地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ10m以下					
		屋上等の水平投影面をはみださない			-					
		広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う								
		形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること								
壁面広告物		壁面の面積1/3以下		壁面の面積1/4以下	壁面の面積1/3以下	壁面の面積1/2以下※住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下		壁面の面積1/3以下		
		壁面からはみ出さない								
突出 広告 物	突出幅	取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下								
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない								
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上								
電柱 の類 を利用 する 広 告 物	巻き付けにする広告物	下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。								
	袖付けにする広告物	下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1.2㎡以下であること。原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。								
	個数	広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。								
	その他	電光表示板等でないこと								
電光表示板等		5㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる			10㎡以下（片面） 住居系用途地域の場合は5㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる			10㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる		
立看板		地上から3m以下								
広告旗		脚を含めて3m以下								

② 非自家用広告物

地域名		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域	第8種地域
許可の必要性		すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」 以外は掲出できません	設置できません	すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」 以外は掲出できません			すべて許可が必要		
野立 広告物	面積等	3㎡以下 (片面)		3㎡以下 (片面)	5㎡以下(片面)		10㎡以下(1面)	-	-
	高さ	地上から4.5m以下		地上から4.5m以下若しくは道路面から4.5m以下			【野立広告板】 地上から4.5m以下 【野立広告塔】 地上から10m以下	地上から10m以下	
	集約化	2人以上なら5㎡以下 但し1事業所の 広告部分が3㎡ を超えないこと		2人以上なら5㎡以下 但し1事業所の 広告部分が3㎡ を超えないこと	10人以上なら30㎡以下 但し1事業所の 広告部分が5㎡ を超えないこと		-	-	-
	相互の距離 個数等	同一広告主が 複数掲出する 場合は、同一 地域(100m× 100mの区 間)に2個以 内		同一広告主が 複数掲出する 場合は、同一 地域(100m× 100mの区 間)に2個以 内	同一広告主 が複数掲出 する場合は、 相互間距離 を500m以上 離すこと	同一広告主 が複数掲出 する場合は、 同一地域(100m× 100mの区 間)に2個以 内	-	-	-
	その他	国道同士の 交差点から 30m区間は 掲出不可		国道同士の交差点から30m区間は掲出不可			-	-	-
屋上 広告物	高さ等	地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 屋上等の水平投影面を はみださない 広告物または掲出物件を 支持する支柱等を見えない よう外枠等で覆う 形状は縦の高さを横の長さ で除した数値が1.2以下 であること	-	地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 屋上等の水平投影面を はみださない 広告物または掲出物件を 支持する支柱等を見えない よう外枠等で覆う 形状は縦の高さを横の長さ で除した数値が1.2以下 であること	地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下 住居系用途地域の場合は 地面から広告物の設置箇所 までの高さ×1/2以下かつ 3m以下 屋上等の水平投影面を はみださない 広告物または掲出物件を 支持する支柱等を見えない よう外枠等で覆う		地面から広告物の設置箇所 までの高さ×1/2以下 かつ3m以下 屋上等の水平投影面を はみださない 広告物または掲出物件を 支持する支柱等を見えない よう外枠等で覆う		
		壁面 広告物	面積 高さ等	壁面の面積×1/3以下	壁面の面積×1/4以下	壁面の面積×1/3以下	壁面の面積×1/2以下 住居系用途地域の場合は 壁面の面積×1/3以下		壁面の面積×1/3以下
		壁面からはみ出さない							

突出 広告 物	突出し幅	取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下	取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下					
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	取付壁面の高さを超えない					
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上					
電柱 の類 を利用 する 広告 物		自家用広告物における基準と同じ	自家用広告物における基準と同じ					
	相互の距離 個数等	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100m)に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100m)に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100m)に2個以内	-	-	-
電光表示板等	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	10㎡以下(片面) 住居系用途地域の場合は設置できません 1事業所につき1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	設置不可	設置不可	
立看板	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	
広告旗	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	設置不可	

【高島市】

一般基準	<p>都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。</p> <p>原則として地色は、黒および原色を使用しないこと。</p> <p>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。</p> <p>照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。</p> <p>可変式照明および電光表示板（可変式照明とは、光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明を指し、電光表示板等とは、可変式照明により、文字や意匠等を表示する機能をもった器具を指す。以下、「電光表示板等」という。）にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。</p> <p>道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとならないようにすること。</p>
-------------	--

個別基準

		第1種地域 (水辺と歴史の景観を守る地域)	第2種地域 (都市景観を育てる地域)	第3種地域 (眺望景観を守る地域)	第4種地域 (高島の景観を守る地域)		
総量規制		15㎡以下	—	—	—		
自家用 広告物	野立 広告板	高さ	5m以下	20m以下	10m以下		
		幅	4.5m以下	—	—		
	野立 広告塔	高さ	5m以下	20m以下	10m以下		
		幅	4.5m以下	—	—		
	壁面 広告物	面積	(壁面の面積) × 1/4以下	(壁面の面積) × 1/2以下	(壁面の面積) × 1/3		
		その他	壁面をはみ出さないこと				
	突出 広告物	上端	取り付け壁面の高さを超えないこと				
		下端	車道：4.7m以上 歩道：2.7m以上				
		その他	突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内				
	屋上 広告物	高さ	設置できません	(建物の高さ) × 2/3かつ 20m以下	(建物の高さ) × 1/2かつ 3m以下	(建物の高さ) × 1/2かつ 10m以下	
その他		建物の幅をはみ出さないこと					
非自家用 広告物	野立て広告板	高さ	設置できません	設置できません	設置できません		
	野立て広告塔	高さ		10m以下			
	壁面 広告物	面積		(壁面の面積) × 1/2以下	(壁面の面積) × 1/3以下		
		その他		壁面をはみ出さないこと			
	突出 広告物	上端		取り付け壁面の高さを超えないこと			
		下端		車道：4.7m以上 歩道：2.7m以上			
		その他		突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内			
	屋上 広告物	高さ		(建物の高さ) × 1/2かつ10m以下	設置できません	(建物の高さ) × 1/2かつ 5m以下	
相互間距離	100m以上離すこと（同一表示者が設置する場合）						
案内 図板	面積	片面1㎡以下	片面3㎡以下				
		※景観に調和した広告物を複数の者が共同で表示する場合は、この限りでない（条件はガイドライン等により示す） ※国道同士が交差する場所から30m以下の区域は設置できません					
	高さ	3m以下（脚を含む）					
相互間距離	500m以上離すこと	100m以上離すこと ※同一表示者が設置する広告物は100m×100mの区域内に2個以内					

【東近江市】

一般基準		都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。 原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。 景勝地における眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 電光掲示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。 電光掲示板、回転灯などの発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。				
個別基準		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
自家用 広告物	総量規制(㎡)	15㎡以下(※1)	15㎡以下(※1)			
	色彩	・色相 全ての色相 彩度6以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	・色相 R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。		[住居系用途地域(※2)] 地色(最大面積を占める色)は、原則落ち着いた色彩(彩度10を超えない色)を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	
	屋上広告物	設置は許可しない。	設置は許可しない。	・高さ (建築物等の高さ)×1/2かつ 3m以下	・高さ (建築物等の高さ)×1/2かつ 10m以下	・高さ [住居系用途地域(※2)] (建築物等の高さ)×1/2かつ 10m以下 [その他の用途の地域] (建築物等の高さ)×2/3かつ 20m以下
	壁面広告物	・表示面積 壁面面積の1/4以下 <共通基準> ・壁面、屋上からはみ出さないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。			・表示面積 壁面面積の1/3以下 ・表示面積 [住居系用途地域(※2)] 壁面面積の1/3以下 [その他の用途の地域] 壁面面積の1/2以下	
	突出広告物	・表示面積 片面2㎡以下(総面積4㎡以下) ・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。 ・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下。 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上	・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。	・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。		

自家用 広告物	野立広告物	・高さ 地上から4.5m以下 ・幅 3m以下 ・一事業所等原則1個まで	・高さ 地上から10m以下 ・幅 4.5m以下 ・一事業所等原則1個まで	・高さ 地上から10m以下	・高さ [住居系用途地域(※2)]10m以下 [その他の用途の地域]15m以下	・高さ [住居系用途地域(※2)]10m以下 [その他の用途の地域]15m以下	
	立看板、広告旗その他立看板の類	設置は許可しない。	・高さ [立看板] 地上から3m以下 [広告旗] 高さ(脚を含む) 3m以下				
	電光掲示板	設置は許可しない。	・表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下		・表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下) ・高さ 地上から10m以下		
			・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと ・1事業所につき原則1個まで ・屋上広告物としての設置はできない				
可変式照明付き 広告物	設置は許可しない。	・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと ・屋上又は高い位置への設置はできない					
非自家用 広告物	色彩	——	——	——	——	[住居系用途地域(※2)] 地色(最大面積を占める色)は、原則落ち着いた色彩(彩度10を超えない色)を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	
	屋上広告物	・設置は許可しない。				・高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ)×1/2かつ5m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ)×1/2かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。	
	壁面広告物	・設置は許可しない。				・表示面積 [住居系用途地域(※2)] 壁面面積の1/3以下 [その他の用途の地域] 壁面面積の1/2以下 ・壁面内で表示し、または設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。	

非 自 家 用 廣 告 物	突出広告物	・設置は許可しない。		・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下 ・上端の高さ 取付壁面の高さを超えないものであること。 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上
	野立広告物	・設置は許可しない。		・高さ 地上から10m以下 ・表示面積 片面10㎡以下 ・同一広告主が複数設置する場合の相互間の距離は、100m以上離すこと。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用す
	立看板、広告旗その他立看板の類	設置は許可しない。	・高さ [立看板] 地上から3m以下 [広告旗] 高さ(脚を含む) 3m以下 ・表示面積 [立看板] 1面につき1.2㎡以下 [広告旗] 1面につき2㎡以下	
	電光表示板	設置は許可しない。		
	可変式照明付き広告物	設置は許可しない。		
道標、案内図板の類	・表示面積 片面1㎡以下(総面積2㎡以下) (2人以上が共同で掲出する場合、片面2㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 全ての色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用	・表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下) (2人以上が共同で掲出する場合、片面5㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は2km以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相：彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	・表示面積 片面5㎡以下(総面積10㎡以下) (2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相：彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	・表示面積 片面5㎡以下(総面積10㎡以下) (2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。 ・国道同士が交差する場所から30m以内の区域には、設置は許可しない。 ・表示面の色彩 [住居系用途地域(※2)] 地色(最大面積を占める色)は、原則落ち着いた色彩(彩度10を超えない色)を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。
	<p>・広告の種類にあつては、壁面広告物又は野立広告物であること。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置を許可しない。 ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。ただし、これらの内容が40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる場合は設置が可能。</p>			

電柱の類を利用する 広告物	・設置は許可しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上 ・色彩 <ul style="list-style-type: none"> 色相 R・Y R・Y系彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、20m以上 ・色彩 <ul style="list-style-type: none"> 色相 R・Y R・Y系彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、20m以上 ・色彩 <ul style="list-style-type: none"> [住居系用途地域(※2)] <ul style="list-style-type: none"> 地色(最大面積を占める色)は、原則落ち着いた色彩(彩度10を超えない色)を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] <ul style="list-style-type: none"> 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。
	<p><共通基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻付け広告物 <ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 地上から1.9m以上 長さ 1.5m以下 ・袖付け広告物 <ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上 長さ 1.1m以下 突き出し幅 0.9m以下 ただし、表示面積は0.9㎡以下 ・電光掲示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 			
<p>※1 敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあつては、総量規制に次の緩和措置を設ける。 $\sum a \leq 15 (m^2) \times A / 1,500 (m^2)$ (a:各広告物の面積 A:敷地面積) ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。</p> <p>※2 住居系用途地域:都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。</p>				

【米原市】

一般基準		<p>都市および自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。 原則として表示面の色数を抑えとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 電光表示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと 電光表示板、回転灯などの発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。</p>						
個別基準		第1種地域 (伊吹山エリア)	第2種地域 (湖岸エリア)	第3種地域 (自然・文化エリア)	第4種地域 (田園居住エリア)	第5種地域 (幹線道路エリア)	第6種地域 (商業エリア)	第7種地域 (その他)
総量規制 (㎡)								
自家用 広告物	全ての広告物	<p>1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相(以下「色相」という。)の区分に応じ、当該各号に定める同規格に規定する彩度(以下「彩度」という。)とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度6を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。</p>	<p>1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。</p>	<p>1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。</p>	<p>1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置にあつては、可変表示の表示面積は1面につき5㎡以下であつて、かつ、可変表示の表示面積の合計は10㎡以下であること。</p>	<p>表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。</p>		<p>1 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 2 電光表示板の設置にあつては、可変表示の表示面積は1面につき10㎡以下であつて、かつ、可変表示の表示面積の合計は20㎡以下であること。</p>
	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、10m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>

自家用 広告物	壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。		
	突出広告物	・設置は許可しない。 1 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。				
	野立広告物	・高さ 地上から10m以下 ・幅 4.5m以下	・高さ 地上から10m以下	・高さ 地上から20m以下		
	立看板、広告旗	<共通基準> ・壁面、屋上からはみ出さないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所面積の1/2以下であること。				
非自家用 広告物	全ての広告物	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) それ以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。 3 道標および案内図板(地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物をいう。以下同じ。)の類であること。	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。	電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 2 電光表示板等の設置は許可しない。
	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。 1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。

非 自 家 用 広 告 物	壁面広告物	・設置は許可しない。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であって、かつ、3㎡以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であって、かつ、3㎡以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	
	突出広告物	・設置は許可しない。	1 表示面積は、1面につき3㎡以下であること。 2 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上であること。 4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 5 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 6 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。				
	野立広告物	1 表示面積は、1面につき1㎡以下であること。 2 高さは、地上から4.5m以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、1面につき3㎡以下であること。 2 高さは、地上から4.5m以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、1面につき5㎡以下であること。 2 高さは、地上から4.5m以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、1面につき5㎡以下であること。 2 高さは、地上から4.5m以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、100m四方の区域(以下「同一地域」という。)内に2個以内であること。	1 道標および案内図板の類であること。 2 表示面積は、1面につき5㎡以下であること。 3 高さは、地上から4.5m以下であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、同一地域内に2個以内であること。	1 表示面積は、1面につき50㎡以下であること。 2 高さは、地上から10メートル以下であること。	1 表示面積は、1面につき20㎡以下であること。 2 高さは、地上から10m以下であること。

非 自 家 用 廣 告 物	電柱広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・設置は許可しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき1㎡以下であること。 2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。 3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上で、長さ1.5m以下、突き出し幅は0.9m以下であること。 4 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻および袖付けにする広告物1個以内であること。 5 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。 2 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上で、長さ1.5m以下、突き出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1面につき1.2㎡以下であること。 3 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻および袖付けにする広告物1個以内であること。
	立看板	<ul style="list-style-type: none"> ・設置は許可しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき2㎡以下であること。 2 高さは、地上から3m以下であること。 	
	広告板	<ul style="list-style-type: none"> ・設置は許可しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき1.2㎡以下であること。 2 高さは、脚を含めて3m以下であること。 	

- ※1 第1種地域において、複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき1.5㎡以下とする。
- ※2 第2種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であつて、かつ、5㎡以下とする。
- ※3 第2種地域において、突出広告物または野立広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき5㎡以下とする。
- ※4 第3種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であつて、かつ、5㎡以下とする。
- ※5 第3種地域において、突出広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき5㎡以下とする。
- ※6 第3種地域、第4種地域または第5種地域において、野立広告物を10人以上の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき30㎡以下とする。
- ※7 第5種地域において、一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区間で国道の境界線から30m以内の区域には、野立広告物の設置を許可しない。

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外）

- 京都府では、都市、農山漁村などの地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を促進するため、禁止地域を除く府内全域を許可地域としています。
- 景観法を踏まえた屋外広告物の規制に関する枠組みの整備として、景観地区と準景観地区を禁止地域に加えています。現在では具体的に指定されている地域はありませんが、今後市町村等の景観行政の進捗に伴い逐次指定が進むことも予想されます。
- 車両広告を除く広告物の表示等に係る事務については、府内各市町村で行っており、これに係る手数料の金額、許可基準についても各市町村で定められています。詳しくは市町村の担当窓口にご確認ください。

・ 車両広告に係る許可基準

対象	許可基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道車両、路面電車等で、路線が京都府内（京都市域を除く。以下同じ）にある ・ 路線バス、定期観光バス、高速バス等道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車で、路線が京都府内にある ・ 貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等前述の一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都府内にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の前部の窓に表示しない ・ 電光の表示による等任意に表示内容を変更できない ・ 広告宣伝用自動車については、消防自動車、救急車と紛らわしい色彩を用いない ・ 1車両当たりの広告物の数が5以下

・ その他の広告物に係る許可基準（旧府施行規則による。現在は基準を市町村ごとに定めており異なる。）

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 広告塔			
(1) 路上広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝2 m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下 	
(2) 屋上広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から46m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久構造物であること
(3) 一般広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝地上から30m以下（木造は地上から10m以下） ・ 幅＝高さの1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置すること
2. 軒下広告物			
(1) 壁面に直接設置するもの（直描を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面面積の1/2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと 	
(2) 突き出で広告面が壁面と平行なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面面積の2/3以下でかつ20㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上に突出しないこと ・ 同一壁面に同一内容は1個
(3) 突き出で広告面が壁面と直角なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面から垂直方向に1 m以上突出しないこと 	
3. 屋上広告物			
(1) 洋風屋根に設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝3 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下 	
(2) 和風屋根に設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下 ・ 広告物の上端が大棟の高さを超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久構造物であること ・ 屋根面に直描しないこと
4. 立看板		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝1 m以下 ・ 高さが30 cmの脚を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲出期間は30日以内 ・ 道路上に設置しないこと
5. 建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30㎡以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端が地上から6 m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい変形でないこと ・ 上下二段以上の複合でないこと

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
6. へい垣広告物	・ へい垣面の面積の1/2以下	・ 上端の高さはへい垣の高さを超えないこと	・ 2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること ・ へい垣面に直描しないこと
7. アーチ広告物		・ 縦=2m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
8. 気球広告物		・ 球型で直径3m以下 ・ 網の長さ45m以下	・ ネット面に広告物を設置すること ・ 補助網を用いること
9. 横断幕		・ 縦=1m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
10. 幕広告		・ 幅=1.5m以下 ・ 長さ=11m以下	・ 幕は布地を用いること
11. はり紙	・ 1㎡以内	・ 1辺1m以下	・ 掲出期間30日以内 ・ 著しい変形でないこと

・ **禁止に対する特例の基準** (旧府施行規則による。現在は基準を市町村毎に定めており異なる。)

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 建植広告物	・ 30㎡以内	・ 一辺(脚の部分の長さは算入しない。)10m以下	・ 形状は横短冊形であること ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
2. 電柱広告物		・ 縦=1.2m ・ 横=50cm ・ 下端が地上から1.5m	・ 鉄板巻付広告物であること ・ 知事が定める区間毎に類似した内容を表示したものは1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
3. 街灯柱広告物		・ 縦=50cm以下 ・ 横=30cm以下 ・ 下端が地上から4.5m以上(歩道上2.5m以上)	・ 突出広告物であること ・ 街灯柱1本に広告物は1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装

・ **適用除外の基準** (旧府施行規則による。現在は基準を市町村前に定めており異なる。)

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 速報等	0.5㎡以内		掲出期間を明記
2. はり紙等	0.25㎡以内	一辺の長さ80cm以下	
3. 政治資金規正法の届出団体によるはり紙、はり札、広告旗、立看板等	・ はり紙、はり札=1㎡以下 ・ 広告旗、立看板等=2㎡以下		・ 掲出期間30日以内 ・ 掲出期間、責任者の氏名、連絡先を明記
4. 自己用広告物	5㎡以下(風致地区は2㎡以下)	一辺の長さ5m以下(風致地区は2m以下)	
5. 車両広告			・ 自己の車両に自己の氏名、名称、商号、事業内容、取り扱う商品又は提供する役務を表示 ・ 簡単な図形の結合等からなる意匠を有し、事業者を識別するため複数の車両に共通して表示 ・ 行き先、運行経路等利用事項を案内するため表示 ・ 一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都市域を除く京都府内ないものに表示 ・ 1車両当たりの表示面積の合計が1㎡以下
6. 寄贈名等を表示する公益上必要な施設又は物件	表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の1/20以下で、0.5㎡以下		

*京都市、宇治市、伊根町の許可基準は次ページ以降を参照

屋外広告物許可基準(数値関係)

一般地域、歴史遺産型、木屋町特別

【京都市】

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種類									木屋町特別 規制地区			
		歴史遺産型 第1種地域	第1種地域	歴史遺産型 第2種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域				
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類 最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出 物件の最上部までの高さ)※1 1立面に表示する屋外広告物の総面積※2 表示率(壁面の面積に対する屋外広告物の総 面積の割合)※3	4m	4m	6m	6m	10m	10m	15m	15m	20m	10m			
		3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	20㎡	—	—	—	—			
		10/100	10/100	10/100	15/100	15/100	20/100	20/100	20/100	25/100	25/100	20/100		
屋上屋外広告物等		設置を認めない。												
ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	20/100			
突出型屋外 広告物 等	出幅 [高さ4m以下のもの] 幕 1個当たりの面積 1個当たりの面積	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m			
		2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	5㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	10㎡			
		5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	300m	300m	300m	300m	300m	300m			
可変表示式 屋外 広告物 等	他の可変表示 式屋外 広告物 との距離 面積が2㎡以下のもの 面積が2㎡を超えるもの	設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
		設置を認めない。									300m	300m	300m	300m
		設置を認めない。									20㎡	30㎡	50㎡	15㎡
上記で定めがないもの	1個当たりの面積	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	15㎡	20㎡	30㎡	50㎡	15㎡			
		3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	10㎡			
		3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	6m	6m	3m			
広告塔及び多本支柱型	最上部の高さ 表示面の縦の長さ 表示面1面当たりの面積	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	6m	6m	3m			
		1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	5㎡			
		4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	6m			
一本支柱型	支柱の中心線から表示面の端までの距離 屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の 高さの割合※5 表示面1面当たりの面積	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m			
		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上			
		1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	5㎡			
広告スタンド	最上部の高さ 表示面1面当たりの面積	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m			
		1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡			
		4m	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m			
アーチ型	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡			
		最上部の高さ	設置を認めない。											
		表示面1面当たりの面積	設置を認めない。											
可変表示 式 屋外 広告物 等	広告スタン ド でないもの 他の可変表示 式屋外 広告物 との距離 面積が2㎡以下のもの 面積が2㎡を超えるもの	設置を認めない。									6m	6m	6m	6m
		設置を認めない。									1㎡	1㎡	2㎡	1㎡
		設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
立て看板・のぼり	最上部の高さ 表示面1面当たりの面積	設置を認めない。									300m	300m	300m	300m
		設置を認めない。									1.5m	1.5m	1.5m	1.5m
		設置を認めない。									0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡
のぼり	区画内におけるのぼりの総面積 区画内における他ののぼりとの距離	設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
		設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
		設置を認めない。									2m	2m	2m	2m
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区 においては、設置を認めない。)	綱の長さ 気球の長径 1個当たりの面積 区画内の数	設置を認めない。									2m	2m	2m	2m
		設置を認めない。									2㎡	2㎡	2㎡	2㎡
		設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区 においては、設置を認めない。)	綱の長さ 気球の長径 1個当たりの面積 区画内の数	設置を認めない。									50m	50m	50m	50m
		設置を認めない。									4.5m	4.5m	4.5m	4.5m
		設置を認めない。									10㎡	10㎡	10㎡	10㎡
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区 においては、設置を認めない。)	綱の長さ 気球の長径 1個当たりの面積 区画内の数	設置を認めない。									2個	2個	2個	2個
		設置を認めない。									2個	2個	2個	2個
		設置を認めない。									2個	2個	2個	2個

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては軒の高さ)を超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。③高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。ただし、文字、記号等のみを記載する自家用屋外広告物で一定の基準に適合す

※2 総面積には、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も含める。

※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。また、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も、表示率の算定の対象とする。

※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。

※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

★特別規制地区等の許可基準一覧は、右記URLをご参照ください。 URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000101621.html>

屋外広告物許可基準(数値関係)

沿道型

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(沿道型)の種類													
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域		
建築物等 定着型 屋外 広告物等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出物件の最上部までの高さ)※1	10m	10m	10m	10m	15m	15m	15m	15m	20m	20m	20m	20m	
		1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	10㎡	10㎡	15㎡	20㎡	20㎡	—	30㎡	—	40㎡	—	—	—	
		表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等の総面積の割合)※3	15/100	15/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	25/100	25/100	30/100	25/100	25/100	
屋上屋外広告物等		設置を認めない。													
ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100		
突出型屋外 広告物等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m		
	[高さ4m以下のもの]	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m		
可変表示式 屋外 広告物等	他の可変表示式屋外広告物との距離	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	20㎡	25㎡	25㎡		
		面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。												
		面積が2㎡を超えるもの	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	
上記で定めがないもの	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	30㎡	30㎡	40㎡	50㎡	45㎡	50㎡		
独立型 屋外 広告物等	全種類	区内で表示する屋外広告物等の総面積※4	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	20㎡	25㎡	25㎡	30㎡	
		最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
		表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	
	一本支柱型	表示面1面当たりの面積	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	10㎡	
		最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m	10m	10m	10m	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m	1.5m	2m	2m	
	広告スタンド	屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の高さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	
		表示面1面当たりの面積	3㎡	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡	
		最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
	アーチ型	表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
		最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
		表示面1面当たりの面積	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡	
	可変表示式 屋外 広告物	広告スタンドでないもの	最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m
			表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1.5㎡	1.5㎡	1.5㎡	2㎡	2㎡
			他の可変表示式屋外広告物との距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m
広告スタンド		面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。												
		面積が2㎡を超えるもの	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	
		最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
立て看板・のぼり	表示面1面当たりの面積	0.5㎡	0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡		
	他の可変表示式屋外広告物との距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m		
	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m		
のぼり	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡		
	区内におけるのぼりの総面積	2㎡	4㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡		
	区内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	10m	10m	5m	5m		
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。)	綱の長さ									50m			50m	50m	
	気球の長径									4.5m			4.5m	4.5m	
	1個当たりの面積									10㎡			10㎡	10㎡	
	区内の数									2個			2個	2個	

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあつては軒の高さを超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。)
 ※2 高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。
 ※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。
 ※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。
 ※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

屋外広告物許可基準(その他)

屋外広告物の種類	屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種別							木屋町特別 規制地区		
	歴史遺産型第1種地域(※1)	第1種地域(※1)	歴史遺産型第2種地域(※1)	第2種地域(※1)	第3種地域	第4種地域	第5種地域		第6種地域	第7種地域
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。 (3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。ただし、Y、YRは10、その他の色相は8を超える色を使用しないこと。(※2) (4) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。 (5) 写真又は絵画等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (6) 写真又は絵画等の表示にあっては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (7) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあっては、面積が10㎡以下であること。ただし、10㎡を超える写真・絵画等であって、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。 (8) ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。 (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (10) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (11) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (12) 照明が過度にまぶしいものでないこと。 (13) 照明の色が白又は淡色であること。 (14) 照明の色の数が1であること。							(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。(※2)	(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、Yは6、YIは4、その他の色相では8を超える色が表示面の30%未満であること。(※2)	(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、Yは6、YIは4、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。(※2)
								(13) 照明の色が落ち着いた色であること (14) 照明の色の数が2以下であること。	(13) 照明の色の数が3以下であること。	
								(15) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。ただし、可変表示式を除く。		
	建築物等 定着型 屋外 広告物 等	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんじについてはこの限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれんじ及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等についてはこの限りでない。 (5) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。								
		ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであって、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。							
		突出型屋外広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。							
		幕	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。							
		アーケードに定着するもの	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。							
	独立型 屋外 広告物 等	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。							
		一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。							
多本支柱型		表示面が長方形その他これに類する形状であること。								
アーチ型									可変表示式でないこと。	
アドバルーンにより表示するもの(ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。)	設置を認めない。							(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。	設置を認めない。	

(※1) 歴史遺産型第1種地域、第1種地域、歴史遺産型第2種地域、第2種地域及び条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域内にあっては、自家用屋外広告物(※)、管理用屋外広告物若しくは面積が1㎡以下の案内用屋外広告物又はこれらの掲出物件であること(これら以外の屋外広告物等は表示・設置不可)。

※ 自家用屋外広告物：①自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの、②自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取引取り商品若しくは提供する役務を表示するもの、

③建築物等の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

(※2) その他の規制については、窓口で御相談ください。

屋外広告物許可基準(その他)

沿道型

屋外広告物の種類		屋外広告物規制区域(沿道型)の種類													
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域		
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	全種類	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。													
		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。(※1)					(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の30%未満であること。(※1)		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の30%未満であること。(※1)		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。(※1)				
		(4) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。 (5) 特定地区にあっては、特定の道路(※2)に突き出さないこと。ただし、アーケードに定着するもの、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物であって、景観上支障がないと認められるものについては、この限りでない (6) 写真又は絵画等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (7) 写真又は絵画等を表示にあっては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (8) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあっては、面積が10㎡以下であること、ただし、10㎡を超える写真、絵画等であって、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。 (9) ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。 (10) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (11) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (12) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (13) 照明が過度にまぶしいものでないこと。 (14) 照明の色が白又は淡色であること。 (15) 照明の色の数が1であること。													
		(14) 照明の色が落ち着いた色であること。					(14) 照明の色の数が3以下であること。								
		(15) 照明の色の数が2以下であること。													
		建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについてはこの限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等についてはこの限りでない。											
				ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであって、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。										
				突出型屋外広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。										
				幕	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。										
			アーケードに 定着するもの	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。											
		独立 型 屋外 広 告 物 等	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。											
			一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。											
			多本支柱型	表示面が長方形その他これに類する形状であること。											
		アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美 観形成地区においては、設 置を認めない。)		設置を認めない。					沿道型第5種地域、 沿道型第6種地域に 同じ		設置を認めない。			(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。	

(※1) その他の規制については、窓口で御相談ください。

(※2) 特定の道路:北山通、白川通、北大路通、西大路通、御池通、四条通、五条通、堀川通、烏丸通及び河原町通

種類		景観計画区域 (景観計画重点 区域を除く)	景観計画重点区域														
			重点地区1 (中央玄関口地 区)	重点地区2 (世界遺産周辺 地区)	重点地区3 (世界遺産保全 および特別風致 地区)	重点地区4 (白川集落地区 地区)	重点地区5 (白川集落周辺 地区)	重点地区6 (萬福寺周辺地 区)	重点地区7 (黄檗駅周辺地 区)	平等院表参道地 区	宇治橋東詰地区	あさぎり通り、さ わらびの道周辺 地区	天津南郷宇治線 地区	平等院周辺地区	宇治橋若森線地 区	宇治橋通り地区	本町通り地区
広告塔	屋上広告塔	面積	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下														
		高さ・幅等	高さ=設置建築物等の高さの1/3以下かつ5m以下 幅= 広告塔の高さの1/3以下														
	その他の要件	永久構造物であること															
	一般広告塔	面積	-	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下
高さ・幅等	高さ=地上から15m以下(木造は地上から10m以下)	高さ=地上から6m以下			高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から8m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から8m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から8m以下	高さ=地上から6m以下
その他の要件	幅= 高さの1/3以下 道路上に突き出さないものであること 道路の交差点から20m以上はなれた箇所に設置																
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む)	面積	設置壁面面積の1/4以下														
		高さ・幅等	道路に面する壁面:設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面:設置壁面面積の1/10以下 長さ=設置壁面の同一方向の長さをこえないこと														
	その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個															
	突き出して、広告面が壁面と平行なもの	面積	設置壁面面積の1/4以下かつ総面積10㎡以下														
高さ・幅等	長さ=設置壁面の同一方向の長さをこえないこと																
その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個																
突き出して、広告面が壁面と直角なもの	面積	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下		
高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突き出していないこと																
その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個																
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積	1面当たり15㎡以下かつ総面積30㎡以下														
		高さ・幅等	縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下かつ10m以下														
	その他の要件	永久構造物であること 屋根面に直描しないもの															
	和風屋根に設置するもの	面積	1面当たり15㎡以下かつ総面積30㎡以下														
高さ・幅等	広告物の上端が大棟の高さをこえないこと	縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下かつ10m以下															
その他の要件	永久構造物であること 屋根面に直描しないもの																
立看板	面積	-															
	高さ・幅等	縦=2m以下 横=1m以下 高さが30cmの脚を有すること															
	その他の要件	掲出期間30日以内 道路上に設置しないこと															
建植広告物	面積	30㎡以下	2.5㎡以下	1.5㎡以下	1㎡以下	2.5㎡以下	2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1㎡以下	5㎡以下	1㎡以下			5㎡以下	1.5㎡以下	1㎡以下		
	高さ・幅等	上端が地上から6m以下				上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から4m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下		
	その他の要件	歪しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと															

へい垣広告物	面積	へい垣面の面積の1/2以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下		へい垣面の面積の1/2以下かつ2.5㎡以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ5㎡以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下			
	高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さをこえないこと								
	その他の要件									
アーチ広告物	面積	-								
	高さ・幅等	縦=2m以下								
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域								
気球広告物	面積	-								
	高さ・幅等	球型で直径3m以下 綱の長さは、4.5m以下								
	その他の要件	ネット面に広告物を設置すること 補助綱を用いること								
横断幕	面積	-								
	高さ・幅等	縦=1m以下								
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域								
幕広告	面積	-								
	高さ・幅等	幅= 1.5m以下 長さ=11m以下								
	その他の要件	幕は布地を用いること								
はり紙	面積	1㎡以下								
	高さ・幅等	一辺1m以下								
	その他の要件	掲出期間30日以内 著しい変形でないこと 周辺景観と調和した意匠とする。								
意匠	建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。									
	建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。									
	建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	-	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	表示位置の高さを10m以下とする。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-
色彩	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。				
	彩度10より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 彩度6.5以下を基調とする。									
	LEDによる動画広告は禁止とする									
照明	-		サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。	-		サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。				
種類	風致地区									
全ての広告物等	(1)映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2)宇治市風致地区条例別表第1項第3号ウに定める高さを超えないこと。									
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。								
へい垣広告物	へい垣面に直描しないこと。									

【伊根町】

種類		重要伝統的建造物群保存地区	左記以外		
広告塔	屋上広告塔	面積	—		
		高さ・幅等	設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から4.6m以下		
		その他の要件	永久構造物		
	一般広告塔	面積	—		
		高さ・幅等	地上から3.0m以下（木造は1.0m以下）		
		その他の要件	道路の交差点から2.0m以上離れた箇所に設置		
軒下広告物	壁面に直接設置するもの（直描を含む）	面積	設置壁面面積の1/2以下かつ面積1.5㎡以下	設置壁面面積の1/2以下	
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない	
		その他の要件	道路上に突出しない		
	突き出で、広告面が壁面と平行なもの	面積	設置壁面面積の2/3以下かつ1.5㎡以下	設置壁面面積の2/3以下かつ2.0㎡以下	
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない	
		その他の要件	道路上に突出しない		
	突き出で、広告面が壁面と直角なもの	面積	1.5㎡以下	1.0㎡以下	
		高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない	
		その他の要件	道路上に突出しない		
	屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積	—	
			高さ・幅等	縦=2m以下 （脚の長さを含む） 横=屋根幅の2/3以下	縦=3m以下 （脚の長さを含む） 横=屋根幅の2/3以下
			その他の要件	永久構造物	
和風屋根に設置するもの		面積	—		
		高さ・幅等	縦=1m以下 横=屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない	縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない	
		その他の要件	永久構造物、屋根面に直描しない		
立看板		面積	—		
		高さ・幅等	縦=2m以下		
		その他の要件	掲出期間は許可日の翌日から30日以内、道路上に設置しない		
建植広告物		面積	2㎡以内	30㎡以内	
		高さ・幅等	上端が地上から4m以下	上端が地上から6m以下	
		その他の要件	著しい変形でない		
へい垣広告物		面積	へい垣面の面積の1/2以下		
		高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さを超えない		
		その他の要件	2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであるへい垣面に直描しない		
アーチ広告物		面積	—		
		高さ・幅等	掲出を認めない		
		その他の要件	広告面の縦=2m以下 設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		
気球広告物		面積	—		
		高さ・幅等	掲出を認めない		
		その他の要件	球型で直径3m以下 綱の長さ4.5m以下 ネット面に広告物を設置する補助綱を用いる		
横断幕		面積	—		
		高さ・幅等	掲出を認めない		
		その他の要件	縦=1m以下 設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		

種類		重要伝統的建造物群保存地区	左記以外
幕広告	面積	—	
	高さ・幅等	幅＝1, 5 m以下、長さ＝11 m以下	
	その他の要件	幕は布地を用いる	
はり紙	面積	1 m ² 以内	
	高さ・幅等	1辺1 m以下	
	その他の要件	掲出期間14日以内 著しい変形でない	掲出期間30日以内 著しい変形でない
意匠		材質は原則、木製とし、着色する場合は茶系の木材保護塗装程度とすること。 自立式の広告物に屋根を設ける場合は、板屋根（又は板の代用として茶系色の金属板）を設置すること。 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件は、2枚（店舗等が複数ある場合はその建物ごとに1枚）とすること。	
色彩		板面及び表示内容の色彩は、茶系色、黒又は白等シンプルなものとする。	
照明		点滅式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと	

【大阪府】（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市及び吹田市 以外）

（１）一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

（２）表示方法等の制限区域における基準

次の沿線（両側500m以内）では、道路等からの後退距離や大きさ、高さなどの制限があります。掲出場所によって規制内容が異なりますのでご注意ください。

① 名神高速道路など23路線沿線 【路線型表示制限区域】

23路線の指定は次のとおりです。

府県間高速道路等の重要路線（9路線）	名神高速道路	
	西名阪道路	松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。
	阪和自動車道	堺市界から和歌山県界までに限る。
	一般国道1号（第二京阪道路）	府道大阪中央環状線との門真市大字葺島における交点から京都府界までに限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路箕面山田線及び都市計画道路山田摂津線の部分に限る。
	府道南千里茨木停車場線	府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。
	府道茨木摂津線	一般国道171号との交点から終点までに限る。
	府道箕面摂津線	都市計画道路大阪中央環状線との交点から府道南千里茨木停車場線との交点までに限る。
	東海道新幹線	
一般の表示制限路線（13路線）	中国縦貫自動車道	中国池田インターチェンジから兵庫県界までに限る。
	一般国道1号（第二京阪道路を除く）	大阪市界から府道大阪中央環状線との守口市大日町における交点まで及び府道大阪中央環状線との門真市大字葺島における交点から京都府界までを除く。
	一般国道171号	兵庫県界から池田市界まで及び府道茨木亀岡線との交点から高槻市宮野町と天王町の町界までを除く。
	一般国道423号	都市計画道路御堂筋線の部分に限る。
	一般国道26号	
	一般国道170号	大阪外環状線の部分に限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。
	府道大阪高槻線	一般国道171号との交点から芥川との交点までを除く。
	府道大阪生駒線	大阪市界から西日本旅客鉄道株式会社片町線との交点までを除く。
	府道岸和田牛滝山貝塚線	一般国道26号との交点から府道春木岸和田線「岸和田市稲葉町362-3」との交点までに限る。
	府道泉大津美原線	都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。
	東海道本線	
	阪急電鉄京都線	
住宅密集地等通過路線	阪神高速道路	大阪池田線・守口線・東大阪線・松原線（湾岸線を除く。）

この23路線の沿線では、用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 (・市街化調整区域)
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域

地域区分	路線区分	形式		自家用以外の広告物				自家用広告物
				道路からの距離				道路からの距離
				-50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満	-500m未満
制限緩和区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左
			よこ	建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左
よこ	建物の幅の範囲内							
		その他の 広告物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）				
一般制限区域	① 住宅密集地等通過路線	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左
			よこ	建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左
	よこ		建物の幅の範囲内					
			その他の 広告物等	表示面積	30㎡以内		40㎡以内	大きさ・高さの規定なし
				地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）			
	② 一般の表示制限 路線	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左
			よこ	建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左
よこ	建物の幅の範囲内							
		その他の 広告物等	表示面積	30㎡以内		40㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内 （広告塔は15m以内）				
③ 府県間高速道路 等の重要路線	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左	
		よこ	建物の幅の範囲内					
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左	
よこ		建物の幅の範囲内						
		その他の 広告物等	表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
			地上からの高さ	5m以内 （広告塔は15m以内）				
重点制限区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの1/3以内				同左
			よこ	建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて	建物の高さの1/2以内				同左
	よこ		建物の幅の範囲内					
		その他の 広告物等	表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
			地上からの高さ	5m以内 （広告塔は15m以内）				

※ は、通常の許可基準と同じ基準

② 阪神高速湾岸線、関西空港自動車道の沿線 【路線型表示制限区域】

これらの路線は、各都心部と空港を結ぶ主要なアクセスであり、他の路線沿線とは異なった制限が定められています。道路からの距離が200m未満の区域では、自家用以外の広告物が掲出できません。

地域区分	形式		自家用以外の広告物		7㎡を超える自家用広告物	
			道路等からの距離		道路等からの距離	
			-200m未満	200m以上500m未満	-200m未満	200m以上500m未満
工業系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	同左 *	自家用以外の広告物（道路からの距離200m以上500m未満欄）に同
		よこ		建物の幅の範囲内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	同左 *	
よこ			建物の幅の範囲内			
商業系区域	その他の広告物等	表示面積		40㎡以内	30㎡以内 *	
		地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）	同左 *	
		表示面積		40㎡以内	30㎡以内	
住居系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内		掲出できません
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		1表示面積40㎡以内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内		
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積	掲出できません	取付壁面の1/3以内 1壁面につき40㎡以内	取付壁面の1/3以内 1壁面につき30㎡以内	
その他の広告物等	表示面積		40㎡以内	30㎡以内		
	地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）	同左		
	表示面積		40㎡以内			

*：道路からの距離200m未満での工業系区域の表示内容は、「自己の氏名、名称、社章、商標」に限る。

住居系地域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域
商業系地域	・準工業地域 ・商業地域 ・近隣商業地域
工業系地域	・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域

③ 大阪府景観計画区域のうち、淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
 なお、この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。

（ただし、府道大阪生駒線、東海道本線（北摂山系区域に限る）、阪神高速道路大阪池田線、国道423号、名神高速道路（島本町区域）、阪和自動車道、国道26号（第二阪和国道部分）、西名阪道路、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
	一般制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内
よこ			建物の幅の範囲内	
壁面広告物		たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等		表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は、5m以内 (広告塔は15m以内)	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域

④ 大阪府景観計画区域のうち、大阪湾岸区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
 この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。
 （ただし、阪神高速道路湾岸線、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等	表示面積	市街化区域は、20㎡以内、1面10㎡以内 市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
	地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)		
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
	地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)		

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域

⑤ 古墳集周辺一般区域【面型表示制限区域】

非自家用 広告物	古墳周辺一般区域・古墳周辺特別区域 共通			
	屋外広告物 壁面・突出広告物 自立広告物	掲出禁止		
自家用 広告物	古墳周辺一般区域			
		用途地域	住居系地域	商業系地域 (商業地域・近隣商業地域)
	種類			
	屋外広告物	掲出禁止		
	壁面・ 突出 広告物	大きさ	広告面の面積 ・ 取付壁面の1/3以内 ・ 1敷地あたり10㎡以内 ・ 壁面の高さ・幅以内	広告面の面積 ・ 取付壁面の1/3以内 ・ 1敷地あたり：<規制無し> ・ 壁面の高さ・幅以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	<規制なし>
	自立 広告物	大きさ	広告面の面積 ・ 1面の面積5㎡以内 ・ 1敷地あたり10㎡以内	広告面の面積 ・ 1面の面積10㎡以内 ・ 1敷地あたり20㎡以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	地上から最上端までの高さ：10m以内
	個数	広告塔は1敷地あたり2個以内		
	古墳周辺特別区域			
屋上広告物	掲出禁止			
壁面・突出 広告物	「古墳周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、1敷地あたり広告面の面積7㎡以内（許可手続不要）			
自立 広告物	(壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積)			

※1敷地あたりの広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。

⑥ 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・ 縦 1.2 m以内 ・ 横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・ 縦 2.0 m以内 ・ 横 0.5 m以内	・ 縦 1.5 m以内 ・ 横 電柱の円周の範囲内	・ 縦 0.45 m以内 ・ 横 0.45 m以内
掲出位置	・ 地上から最下端までの距離 4.5 m以上 (歩道上3.0 m以上) ・ 電柱との間隔 0.15m以内	・ 地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・ 地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		

【大阪市】

建物にとりつける広告物			電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上広告塔及び屋上広告板	電柱に巻き付けるもの	柱から突出して取付けるもの
<p>(1) 壁面の端から突出しないこと。</p> <p>(2) 窓又は開口部をふさがないこと。</p> <p>(3) 表示面積は取付面の1/3以下</p>	<p>(1) 道路上への突出幅</p> <p>(イ) 歩車道区別のない道路の場合 1.0m以内</p> <p>(ロ) 歩車道区別のある道路で歩道幅4m未満の場合 1.0m以内、歩道幅4m以上の場合 1.5m以内とすること。</p> <p>(2) 路面から広告物下端までの高さ 車道上の場合 4.5m以上 歩道上の場合 2.5m以上とすること。</p> <p>(3) 広告物上端は取付壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(参考) 道路占用許可基準あり</p>	<p>(1) 広告物の高さは、設置する箇所における建築物の高さの2/3以下とすること。</p> <p>(2) 屋上側端から後退した位置に設置すること。</p> <p>(3) 木造建築物の屋上には設置しないこと。</p>	<p>(1) 道路面から広告物下端までの高さは1.2m以上とすること。</p> <p>(2) 広告物の大きさは、縦1.5m以下とすること。</p> <p>(3) 電柱1本につき1個に限る。</p> <p>(参考) 道路占用許可基準あり</p>	<p>(1)</p> <p>(イ) 大きさ 縦1.2m以下、横0.45m以下とし、電柱と取付け部分の間隔は0.15m以下とすること。</p> <p>(ロ) 掲出位置は歩車道の区別のある道路では電柱の歩道側、歩車道の区別のない道路では道路の中央側。</p> <p>(2) 電柱1本につき1個に限る。</p> <p>(参考) 道路占用許可基準あり</p>
※地域によっては、重点届出区域・広告物景観形成地区など別途基準あり。				

地上にとりつける広告物		道路沿線の広告				自家広告の除外基準
広告板	広告塔	沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	
<p>(1) 地上から5m以下とすること。</p>	<p>(1) 広告物の高さは、地上20m以下とすること。ただし、住居系地域においては、10m以下とすること。</p>	<p>(1) 阪神高速道路全域。</p>		<p>(1) 両側50mの範囲内で路面高以上路面から15m以下禁止</p>		<p>表示面積各7㎡以下</p>
※地域によっては、広告物景観形成地区など別途基準あり。						

【堺市】

区分	第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域	広告景観特別地区 (百舌鳥古墳群周辺地域)	
					百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区
用途地域	第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（南部丘陵地域を除く）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨海部を除く）	工業専用地域（臨海部に限る）	市街化調整区域（南部丘陵地域に限る）	第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	近隣商業地域、商業地域
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積 取付壁面の1/3以内 縦 取付壁面の高さの範囲内 横 取付壁面の幅の範囲内 開口部は塞がないこと。 <p>ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p>	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 面積 取付壁面につき30㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 縦 取付壁面の高さの範囲内 横 取付壁面の幅の範囲内 取付壁面につき4個以内 開口部は塞がないこと。 <p>ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1敷地につき10㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 縦 取付壁面の高さの範囲内、かつ、地上から最上端までの高さが6m以内 横 取付壁面の幅の範囲内 開口部は塞がないこと。 <p>ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非自家用広告物は掲出不可 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 取付壁面の1/3以内 縦 取付壁面の高さの範囲内 横 取付壁面の幅の範囲内 開口部は塞がないこと。 <p>ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非自家用広告物は掲出不可
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内 縦 建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内 横 建造物の幅の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内 縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 横 建造物の幅の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 横 建造物の幅の範囲内 	掲出不可	掲出不可	掲出不可

自立広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 高さ 地上から最上端まで10m以内 <p>ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内 高さ 地上から最上端まで15m以内 <p>ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 地上から最上端まで15m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 高さ 地上から最上端まで10m以内 <p>ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内 高さ 地上から最上端まで6m以内 掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 非自家用広告物は掲出不可 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 高さ 地上から最上端まで10m以内 掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 非自家用広告物は掲出不可
-------	---	---	---	---	--	--

電柱広告		停留所標識を利用する広告物	バス停留所上屋を利用する広告物	消火栓標識を利用する広告物	道路沿道の広告	自家用広告の除外基準
巻きつけて取り付けるもの	突き出して取り付けるもの					
<ul style="list-style-type: none"> 縦 1.50m以内 横 電柱の円周の範囲内 地上から最下端までの距離 1.20m以上 <p>電柱1本につき1個</p> <p>道路標識を掲出している電柱には掲出不可</p> <p>ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> はり紙、はり札及び立て看板は、掲出不可 地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする 蛍光塗料以外の塗料を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 1.20m以内 横 0.45m以内 地上から最下端までの距離 4.50m以上 <p>ただし、歩道上については2.50m以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱1本につき1個 電柱との間隔 0.15m以内 地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする 蛍光塗料以外の塗料を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> 2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.60m以内 横 0.45m以内 地色が赤色、黄色その他これに類する色以外の色 (看板の場合に限る。) 蛍光塗料以外の塗料 (看板の場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 上屋1基当たり2面以内 ただし、運転者に訴求するものとならない場合については、4面以内 1表示面 2㎡以内 ただし、バス停留所名等の表示は除く。 上屋の幅及び高さの範囲内 上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外 動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 0.40m以内 横 0.80m以内 地上から最下端までの距離 4.50m以上 ただし、歩道上については 2.50m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道禁止区域 指定道路の路端から両側 100m未満の区域 非自家用広告物は掲出不可 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 合計7㎡以下

【豊中市】

(1) 一般基準

1. 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いてはならない。
2. 光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用してはならない。
(第1種中高層住居専用地域内、第2種中高層住居専用地域内に限る)

(2) 許可の基準一覧

- ・重点制限区域：第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である区域
- ・一般制限区域：重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
- ・制限緩和区域：商業地域及び近隣商業地域である区域

	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
屋上広告物 (建造物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の10分の1以内	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの3分の2以内 横：建造物の幅の範囲内
壁面広告物 (建造物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき30㎡以内	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき50㎡以内	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内
突出広告物	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.0m以内 ・道路上への突出しがないこと ・掲出個数：1建造物につき2個以内	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.0m以内 ・道路上への突出しがないこと	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.5m以内 ・道路上への突出し幅は1.0m以内 ・地上から最下端までの距離： 車道上：4.5m以上 歩道上：2.5m以上
地上広告物	地上から最上端までの距離： 1.0m以内 表示面積の合計：20㎡以内	地上から最上端までの距離： 1.5m以内 表示面積の合計：40㎡以内	地上から最上端までの距離： 1.5m以内 表示面積の合計：50㎡以内
工作物（建築物は除く）、塀・柵に設けるもの	縦：工作物等の高さの2分の1以内 表示面積：表示される面の面積の10分の1以内	縦：工作物等の高さの2分の1以内	縦：工作物等の高さの範囲内

電柱にとりつける広告物	
柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 1.2m以内 ・横 0.45m以内
地上から最下端までの距離1.2m以上	地上から最下端までの距離4.5m以上(歩道上は3.0m以上) 電柱又は電話柱との間隔0.15m以内
地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のもの	地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のもの
蛍光塗料等以外の材料	蛍光塗料等以外の材料
停留所標識を利用する広告物	
縦 0.45m以内、横 0.45m以内 (道路の進行方向に掲出しないこと) 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色の他、類する色以外の色 蛍光塗料等以外の材料	

電車	
1車両当りの表示面積：8.0㎡未満	・車体各面の表示面積：4.0㎡以内 窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く)
上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	
1車両当りの表示面積：4.0㎡未満	・側面：1.5㎡以内/1面 ・後面：1.0㎡以内 ・各面掲出数：1面につき2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないこと
上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	
消防車・救急車と紛らわしくないこと	

【高槻市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる		市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる	同左	(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱 1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 2.0m以内 ・横 0.5m以内 大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては 縦 1.2m以内 横 0.45m以内
(上記以外) ・縦 壁面の高さの範囲内 ・横 壁面の幅の範囲内		(上記以外) ・縦 建造物の高さの2/3以内 ・横 建造物の幅の範囲内		地上から最下端までの距離1.9m以上	地上から最下端までの距離4.5m以上
				地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの	地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの
				けい光塗料以外の塗料	けい光塗料以外の塗料
				停留所標識を利用する広告物	
				2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m以内、横 0.45m以内 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 けい光塗料以外の塗料	電柱又は電話柱との間隔0.15m以内

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告の除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
		道路及び鉄道並びにこれらに接続する地域で市長が指定する区域にあるもの (両側から500mまでの地域のうち、これから展望できる範囲にある区域) ・名神高速道路 ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線	用途地域及び設置建造物によって区分あり	・名神高速道路, ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線 から両側500mまでの地域	・鉄筋コンクリート造等耐火構造建造物に表示する広告物以外の広告物 【その他の広告物】の場合、地上からの高さ5m以内(広告塔は15m以内) ・相互間距離の規定はありません	表示面積7㎡以下

【枚方市】

(1) 一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

(2) 表示方法等の制限区域における基準

① 【道路軸制限区域】

枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（道路景観軸）」の「国道1号・170号沿道区域」及び「第二京阪道路沿道区域」における表示方法等の制限

用途地域により、制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。

区域	形式	自家用以外の広告物	自家用広告物	
制限緩和区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内	
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内	
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の 広告物等	表示面積 地上からの 高さ	30㎡以内 10m以内	大きさ・高さの規定なし	
一般制限区域	屋上 広告物	たて	掲 出 で き ま せ ん	建物の高さの2/3以内
		よこ		建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内
		よこ		建物の幅の範囲内
その他の 広告物等	表示面積 地上からの 高さ	大きさ・高さの規定なし		
重点制限区域	屋上 広告物	たて	掲 出 で き ま せ ん	建物の高さの1/3以内
		よこ		建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて		建物の高さの1/2以内
		よこ		建物の幅の範囲内
その他の 広告物等	表示面積 地上からの 高さ	大きさ・高さの規定なし		

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

② 【河川軸制限区域・東部制限区域】 枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（河川景観軸）」の「淀川沿岸区域」、「天野川沿岸区域」、「穂谷川沿岸区域」及び「景観形成区域（東部景観区域）」における表示方法等の制限

これらの区域には、周囲の景観に調和させることと併せて、用途地域により制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。なお、この規制は道路軸制限区域にはかかりません。

区域	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物	
制限緩和区域	屋上広告物	河川軸制限区域で一部禁止	たて ----- よこ	建物の高さの2/3以内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
			たて ----- よこ	建物の高さの範囲内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等	地上からの高さ	大きさ・高さの規定なし	同左	
一般制限区域	屋上広告物		たて ----- よこ	建物の高さの1/3以内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
			たて ----- よこ	建物の高さの範囲内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等	表示面積 ----- 地上からの高さ	30㎡以内（東部制限区域の市街化調整区域は、7㎡以内） ----- 10m以内（東部制限区域の市街化調整区域は、5m以内）	大きさ・高さの規定なし	
重点制限区域	屋上広告物		たて ----- よこ	建物の高さの1/3以内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
			たて ----- よこ	建物の高さの範囲内 ----- 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等	表示面積 ----- 地上からの高さ	7㎡以内 ----- 10m以内	大きさ・高さの規定なし	

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

③ 特定区域（枚方市駅の周辺の区域）

河川軸制限区域内の枚方市駅の周辺における区域の制限
（令和4年4月27日までに表示・設置工事が完了しているものを除く。）

区分		面積	掲出位置
屋上広告物	自家用 広告物	7㎡以内	地上から最上端までの距離は15メートル以内 ただし、鉄道駅等の名称等については、既存の広告物の最上端より上部には設置しないこと。
	非自家用 広告物		地上から最上端までの距離は15メートル以内
屋上広告物以外 （非自家用広告物）		7㎡以内	

④ 景観重点区域（枚方宿地区）

景観重点区域は、枚方市景観計画において、良好な景観を形成する上で特に重要な区域とされ、枚方宿地区では、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な景観の保全等を図る区域としています。

河川軸制限区域における大きさ等の基準に適合するとともに、歴史的景観と調和等を図るために下記の基準に適合するよう努めることとしています。

枚方宿地区のゾーン区分	色彩の基準	デジタルサイネージの基準
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】	以下の彩度を超える色の面積を、各表示面の2/3を超える色彩を使用しないこと。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10 ・Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・その他の色相の場合、彩度6	光量、点滅の速度等は歴史的な景観を損なわないものとする。
【歴史的環境整備ゾーン】 （街道沿い）	ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラスその他自然素材の場合を除く。	電光による表示をしないこと。

※ 景観重点区域（枚方宿地区）で、市が定める条件に該当する広告物等を新たに表示・設置する許可を受けようとする場合及び広告物等を変更等する場合は、その許可の申請をするまでに事前協議が必要になります。なお、広告物等の変更のない継続許可の場合、事前協議は不要です。

⑤ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止地域等内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内 ・横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内 ・横 0.5 m以内	・縦 1.5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0.45 m以内 ・横 0.45 m以内
掲出位置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上（歩道上 3.0 m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）	2面以内 （進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 ＊①②とも看板の場合に限っての制限		

【八尾市】

(1) 一般基準

屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内
	よこ	建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて	建物高さの範囲内
	よこ	建物の幅の範囲内

(2) 表示方法等の制限区域における基準

① 水路軸制限区域（玉串川・長瀬川沿い両側2.5mの区域）

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり10㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの1/2以内	建物の高さの1/2以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの1/2以内	建物の高さの1/2以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり7㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)

色彩基準

- ・ 1) R (赤) ・ YR (橙) 系の色相 彩度10超
 - ・ 2) Y (黄) 系の色相 彩度8超
 - ・ 3) その他の色相 彩度6超
 - ・ 1), 2) 及び3) の色相の使用面積を、広告物の表示面積の1/2以内とする
- ※写真・イラストを用いた広告物についても色彩基準への適合を求める。

② 道路軸制限区域（大阪外環状線沿道5.0mの区域）

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり10㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は10m以内)	5m以内 (地上広告物は10m以内)
重点制限区域				

③ 高安・生駒眺望面型制限区域（大阪外環状線東側50mより東の区域）及び大和川眺望面型制限区域（大和川に沿った区域）

地域区分	形式	非自家用広告物		自家用広告物	
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内	建物の高さの2/3以内	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	規制なし	規制なし	規制なし
		高さ	5 m以内 (地上広告物は8 m以内)	5 m以内 (地上広告物は8 m以内)	5 m以内 (地上広告物は8 m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内（市街化調整区域） 規制なし（その他）	規制なし	規制なし
		高さ	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	規制なし	規制なし
		高さ	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)

制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域			
一般制限区域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	準工業地域
	工業地域	工業専門地域	市街地調整区域	
重点制限区域	第一種中高層専用住居地域		第二種中高層専用住居地域	

■ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	1) 府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1. 2 m以内 ・横 0. 4 5 m以内 1) 以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2. 0 m以内 ・横 0. 5 m以内	・縦 1. 5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0. 4 5 m以内 ・横 0. 4 5 m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離 4. 5 m以上 (歩道上3. 0 m以上) ・電柱との間隔0. 1 5 m以内	地上から最下端までの距離 1. 2 m以上	地上から最下端までの距離 0. 7 m以上
提出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の対向面・歩道側面に限る。)
色彩等	1) 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物にあつては赤色、黄色その他のこれらに類する色以外の色 2) 蛍光塗料以外の塗料 ※1)、2)とも看板の場合に限っての制限		

【東大阪市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物 (景観形成重点地区を除く)	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
<p>市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる</p> <p>(上記以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 壁面の高さの範囲内 横 壁面の幅の範囲内 	<p>景観形成重点地区内では、出入口の案内に必要な場合等、やむを得ないもののみ可</p>	<p>市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる</p> <p>(上記以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 建造物の高さの2/3以内 横 建造物の幅の範囲内 	同左	<p>(巻き付けのみ) 電柱1本につき1個(1対)</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 1.2m以内 横 電柱の円周の範囲内の長さ <p>地上から最下端までの距離2.3m以上</p> <p>地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>けい光塗料以外の塗料</p>	<p>電柱1本につき1個</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 2.0m以内 横 0.5m以内 <p>大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 1.2m以内 横 0.45m以内 <p>地上から最下端までの距離4.5m以上</p> <p>電柱との間隔0.15m以内</p> <p>地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>けい光塗料以外の塗料</p>
停留所標識を利用する広告物					
<p>2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m以内、横 0.45m以内</p> <p>地上から最下端までの距離0.7m以上</p> <p>地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>けい光塗料以外の塗料</p>					

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告の除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
特に基準はありませんが、地上からの高さを5m以内とお願いしております。	特に基準はありませんが、地上からの高さを15m以内とお願いしております。	<p>市長が指定する道路から500mまでの地域のうち、これから展望できる範囲にある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 府道大阪中央環状線 府道大阪生駒線 阪神高速東大阪線 	<p>自家用でない広告物 【その他の広告物】の場合、用途地域及び道路からの距離によって区分あり。 (7㎡を超える自家用広告物及び自家用でない屋上・壁面広告物の場合には、面積の制限はありません。)</p>	<p>広告物の区分(自家用広告物かどうか)、用途地域及び道路からの距離によって禁止。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 壁面広告物または屋上広告物以外の広告物【その他の広告物】の場合、広告板は地上からの高さ5m以内、広告塔は15m以内 相互間距離の規定はありません 	表示面積7㎡以下

市役所本庁周辺景観形成重点地区の共通事項
<ul style="list-style-type: none"> 質の高い景観形成に資するものであること 彩度の高い色彩(マンセル値:彩度8以上)を使用する場合は、その使用面積が広告物等の表示面積の1/2以下であること 電力を使用する場合は、広告物もしくは広告内容が動くもの、点滅するもの、形状が変化するものでないこと 集合看板は、1建物、1接道につき1個までとすること 建物名は、壁面1面につき2個以下とすること

【寝屋川市】

1 重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止地域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
壁面広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1m以内	
	道路への突出し	不可	
	掲出個数	原則、1壁面につき1個	
独立広告物	上端の高さ	地上から10m以内	地上から5m以内
	表示面積の合計	20㎡以内	10㎡以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2以内	同左
	表示面積の合計	見附面積の1/10以内	

2 制限緩和区域（近隣商業地域、商業地域 ※禁止地域及び指定区域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの2/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1.5m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から1.5m以内	同左
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの範囲内	同左

3 一般制限区域（禁止地域、指定区域、重点制限区域、制限緩和区域を除く区域）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの2/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から1.5m以内	地上から5m以内
	表示面積の合計	40㎡以内	20㎡以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2以内	同左

○ その他の共通基準等

- ✓ 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと
- 壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと
- 重点制限区域にあっては、光源が露出し、もしくは点滅するもの又は映像装置もしくはこれに類するものを使用しないこと。

○ 市内4駅周辺指定区域基準

区分 広告物の形式・大きさ等		寝屋川市駅 周辺指定区 域	寝屋川市駅 西側周辺指 定区域	香里園駅西 側周辺指定 区域	香里園駅東 側周辺指定 区域	萱島駅周辺 指定区域	寝屋川公園 駅周辺指定 区域	打上高塚町 周辺指定区 域
		縦	建物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内		
横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内				
表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内				
掲出個数	原則、1建築物につき1個							
壁面広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下			取付壁面の高さ以下			
	突出幅	取付壁面から1m以内			取付壁面から1m以内			
	道路への突出し				不可			
	提出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個以内			
独立広告物 ※自家用 ※上段以外	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、10m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は20㎡以内						
※上段以外	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、5m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は10㎡以内						
塀及び柵（以下 「工作物等」とい う）に設置するも の	縦	工作物等の高さの1/2以内						
	表示面積の合計	表示される工作物等の見附面積の1/10以内						
色彩基準 （規制対象色）	彩度	赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）：6超 その他：4超						
	明度	3未満						
※自然素材の色彩 は除く	使用面積	上記対象色の使用面積の合計： 30/100以内			上記対象色の使用面積の合計：20/100以内			

○ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。
禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦 1.2m以内 横 0.45m以内	縦 1.5m以内 横 電柱の円周の範囲内	縦 0.45m以内 横 0.45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離 4.5m以上（歩道上3.0m以上） 電柱との間隔 0.15m以内	地上から最下端までの距離 1.2m以上	地上から最下端までの距離 0.7m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、 掲出してはならない。ただし、道路標 識の効用を下げないものである場合 は、この限りでない。)	道路等の進行方向面に掲出しないこと
色彩等	✓ 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が3以下のもの。 停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ■ 蛍光塗料以外の塗料 ※ ✓■とも看板の場合に限っての制限		

【吹田市】

			重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
共通基準			①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと（重点制限区域に限る）。		
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 2/3以内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	壁面の 1/10以内	—	—
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内
	総表示	面積	1建築物につき 30㎡以内	1建築物につき 50㎡以内	—
(ウ)突出広告物			・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上） ・掲出個数：1建築物につき2個以内	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.5m以内 ・道路上へ 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）
(エ)地上設置型広告物	上端の高さ		地上から最上端までの距離10m以内	地上から最上端までの距離15m以内	地上から最上端までの距離15m以内
	一基当たり	面積の合計（各面）	20㎡以内	30㎡以内	40㎡以内
(オ)塀・柵その他の工作物に設置するもの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		表示面積	表示される面の面積の 1/2以内	—	—

許可区域名	該当する用途地域
重点制限区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
一般制限区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域
制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する 広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦：1.2m以内	縦：1.5m以内	縦：0.45m以内
	横：0.45m以内	横：電柱又は電話柱の円周の範囲内	横：0.45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離： 4.7m以上 (歩道上は3.0m以上) 電柱との間隔：0.15m以内	地上から最下端までの距離： 1.2m以上	地上から最下端までの距離：0.7m以上
掲出数	電柱又は電話柱1本につき1個	電柱又は電話柱1本につき1個	道路等の進行方向の正面に掲出ししないこと
色彩等	・地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下		・地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色（看板の場合に限る。）

車両を利用する広告物の許可基準

車両の種類	表示の方法	
電車	1車両当たりの表示面積： 8.0㎡未満	・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・車体各面の表示面積：4.0㎡以内
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	1車両当たりの表示面積： 4.0㎡未満	・側面：1.5㎡以内/1面、後面：1.7㎡以内 ・各面の掲出個数：2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないものとする
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	・消防車・救急車と紛らわしくないものとする	

広告景観特定地区（万博公園周辺地区）の許可基準

屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付面積の1/5以内
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと ・取付壁面から1.5m以内 ・道路上へ1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上 (歩道上は2.5m以上) 	
地上設置型広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地上から最上端までの距離15m以内 ・表示面積40㎡以内 	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・工作物等の高さの範囲内	

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外）

※ 本編では各基準の抜粋を記載しておりますので、詳細につきましては各市町屋外広告物担当課へお問い合わせください。

兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市を除く）は、全域が許可基準を満たす必要のある許可地域です。

また、許可基準に加え、屋外広告物の掲出を原則禁止している区域（第1種～3種の禁止地域）、掲出を原則禁止している構造物（禁止物件）が定められています。

1. 許可地域における許可基準（抜粋）

1. 共通の基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等を使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。

2. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・ 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること 	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

3. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・ 意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚） 	

4. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面の上端を超える突出禁止 ・ 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・ 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止 	

5. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ・ 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下） 	
数量	2基以下	
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1.5m以下 ・ LEDサインを使用する場合は10m以下 ・ LEDサインを使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下 	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

6. 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・ 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板 5m以下 ・ 広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定区域への掲出禁止 ・ 交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

※ 著しく汚染しているもの、著しく破損し又は老朽化しているもの、信号機や道路標識に類似しているもの及び道路交通の安全を阻害する恐れのあるものは掲出できません。

2. 禁止物件（抜粋）

1. 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
2. 石垣、擁壁その他これらに類するもの
3. 街路樹及び路傍樹
4. 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
5. パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
6. 電柱、街灯、アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの
7. 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
8. 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
9. 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
10. 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
11. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
12. 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
13. 景観の形成等に関する条例による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
14. 道路の路面

3. 禁止地域及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分	自家用広告物（要許可） （表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要）	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可） （例：自己敷地外に建植えするもの）
禁止地域	総面積10㎡以下 3個以下 〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用1/2以下(原則) 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止	総面積5㎡以下 2個以下	※ 第1種禁止地域においては、特に必要と認められる場合に限る
	総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 ネオンサイン等禁止(建築物利用除く)、光源の点滅禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	一方向の表示面積2㎡以下 (集合広告は合計8㎡以下、1個1㎡以下) 地上からの高さ3m以下(集合広告は5m以下) 誘導距離10km以内、相互間距離5m以上 彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下
	総面積30㎡以下 5個以下 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告物は光源の点滅禁止、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止
禁止物件	〔表示面積〕 5㎡以下 〔数量〕 1物件につき1個 〔色彩〕 禁止地域と同じ	基準なし (禁止地域にあっては上記基準に適合していること)	掲出不可
その他	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

【神戸市】

技術的基準の根拠規定	建物にとりつける広告物				電柱街灯柱にとりつける広告物	
	壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付するもの	柱から突出して取付けるもの
施行規則	同一壁面面積の1/3以下	最大突出幅2m以下	高さが建築物の2/3以下	同左	(電柱) 縦1.5m以下 広告物の下端を電柱が地面に接する部分から1.8m以上離すこと	(電柱) 大きさ 縦1.2m以下 横0.45m以下
神戸市 景観計画	取付物件1個につき ①住居系地域30㎡以下 ②商工系地域70㎡以下 同一壁面に同一表示を複数掲出しないこと 取り付ける壁面からはみ出さないこと	道路への突出幅は1m以下 (ただし、地上からの高さ10m以上のものは突出幅1.5m以下) 歩道上の高さ2.5m以上 車道上の高さ4.5m以上 表示面積(1面につき) ①住居系地域10㎡以下 ②商工系地域20㎡以下 (ただし、地上からの高さが10m以上の場合は30㎡以下) *道路占用許可基準あり	・高さ ①住居系地域10m以下 ②商工系地域20m以下 ・表示面積 広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図の面積の1/2以下 建築物の屋上の区域からはみ出さないこと 脚部、骨組み等はルーバーの利用等により目立たないようにすること		(街灯) 大きさ 縦0.4m以下 広告物の下端を街灯柱が地面に接する部分から1.5m以上離すこと (共通) 1本につき1個	(街灯) 大きさ 縦0.8m以下 横0.4m以下 (共通) 1本につき1個 歩道上2.5m以上 車道上4.5m以上 柱との間隔0.15m以下 *道路占用許可基準あり
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						
<p>全ての広告物(共通)</p> <p>(1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。</p> <p>(2) 夜間に公衆に表示することを目的とする広告物又は夜間に公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の昼間の美観を損なわないように注意すること。</p> <p>(3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにしないこと。</p> <p>(4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。</p> <p>(5) 広告物の表示又は掲出物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。</p> <p>(6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。</p> <p>(7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。</p> <p>(8) 広告物等は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。</p> <p>(9) 神戸市都市景観条例に規定する都市景観形成地域において、景観形成基準が定められた場合には、広告物等を当該基準に則したものとすること。</p> <p>*住居系地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、市街化調整区域</p> <p>商工系地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域</p>						

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	自家広告の除外基準
(地上広告物) <非自家用> ①住居系地域 ・高さ10m以下 ・表示面積10㎡以下 ②商工系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積30㎡以下	<自家用> ①住居系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積20㎡以下 ②商工系地域 ・高さ20m以下 ・表示面積40㎡以下	阪神高速3号神戸線		道路の両端から外側に向かって50mの区域かつ道路面より上方～15mの区域 禁止		禁止区域内7㎡以下 その他の区域10㎡以下
		第二神明道路		道路の両端から外側に向かって100mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止 (商工系地域を除く)		
		県道高速湾岸線		道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止		
		上記以外的高速自動車道、自動車専用道路		道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止 (商工系地域を除く)		
		阪急電車神戸線		六甲駅～芦屋駅の境で線路の北側にある区域 禁止		
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						

【姫路市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室）へお問い合わせください。

1. 許可一般基準（全ての種類の広告物に対して共通の基準）

- (1) 広告物の位置・形状・面積・材料・色彩・意匠等が景観と調和したものであること。
- (2) 表示面以外の部分が、表示面・周辺景観と調和したものであること。
- (3) 光を発する広告物等は美観を損なわないこととし、過度に明るくならない光量とするなど周辺景観と調和するよう努めること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルム含む）・反射性の強い塗料は使用不可。
- (5) 100m以内にある住居専用地域から視認できるものは、発行可変表示式広告物及びネオンサイン等の使用禁止。
- (6) 禁止地域等以外で15mを超える建築物に掲げる広告物の表示面積は、壁面合計の1/2を超えないこと。
- (7) 第1種・第2種住居地域、準住居地域では、自家用広告物以外の広告物の表示面積の合計は10㎡以下。
- (8) 大手前通りA区域、大手前通りB区域、姫路駅北駅前広場区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること。
- (9) 駅南大路区域、中濠通り区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであり、周囲との調和を図る等すること。
- (10) 野里街道区域では、歴史的な町並みの連続性に配慮した規模、形態、意匠等で、地色は建物と同系色又は無彩色であること。
- (11) 姫路城周辺区域、大手前通りA区域、大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域にあつては、付加基準ともに適合すること。

2. 許可種別基準（広告物等の種別に定められた基準）（抜粋）

(1) 屋上を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下 （準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）（※）
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱、骨組みの露出禁止 ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	駅南大路区域	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	高さ12m以上の建築物の屋上への掲出禁止	禁止（屋上への掲出禁止）		

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域
令和3年4月1日以降に建築物を新築、増築又は改築する場合	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止	
上記以外の場合	掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
	表示面積	建築物の各立面積の1/10以下
	数量	建築物1棟につき、1個
	広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
	地上からの高さ	・40m以下 ・広告物等の各部分の高さは、当該各部分から大手前通りまでの水平距離に5/7を乗じて得たものに35mを加えたもの以下 ※既存の広告物等の表示・設置場所、形状、表示面積の変更を伴わない修繕、補強、模様替えを除く
色彩	・地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する ・文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR、YR、Yの場合は彩度8.0以下）	
その他の表示方法	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止	

区分	姫路駅北駅前広場
掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
表示面積	建築物の各立面積の1/10以下
数量	建築物1棟につき、1個
広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する 文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR、Y R、Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 けばけばしい色彩の照明の使用禁止

(2) 壁面又は屋根面を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：当該壁面又は屋根面の1/4以下、その他の地域：当該壁面又は屋根面の1/5以下 広告幕の規格：長さ15m以下、幅1.5m以下、広告幕にあつては、表示期間が5日を超える場合、表示面積に算入
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：原則52m以下、その他の地域：原則47m以下
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面又は屋根面の外郭線からの突出禁止、窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） 意匠が同一のものは、1壁面又は屋根面に1枚（基） （相互距離30m以上又は出入口付近に表示するもので建築物全体の調和に配慮し当該建築物への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものは除く。）

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 3階以上に設置する場合は、箱文字で表示すること 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること （1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域
掲出場所	令和3年4月1日以降に新築、増築又は改築する建築物の屋上構造物の壁面への掲出禁止	
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 高さ8m以下の部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8m以下の部分を1/4以下 高さ8mを超える部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8mを超える部分の1/10以下 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕又は地上からの高さ8m以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 地上からの高さ8mを以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 地上からの高さ8m以上の窓面への表示禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 発光可変表示式広告物の使用禁止 窓面への表示禁止

区分	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所		高さ12m以上の屋上構造物の壁面への掲出禁止
表示面積	<p>当該壁面（屋根面）の1/10以下（発光可変表示式広告物を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積で計算） ただし、2階以下に設置するものが、表示方法の統一、広告枠の設置、集合化等により建築物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められる場合は、2階以下の部分については、当該壁面の1/4以下</p>	当該壁面（屋根面）の1/5以下
色彩	3階以上に設置するものの地色は、建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 発光可変表示式広告物は、1壁面（屋根面）に1枚（基） 3階以上の窓面への表示禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）

(3) 壁面より突出するもの

① 共通基準

区分	基準
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5m以下、道路境界から1m以下
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上：2.5m以上）
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止、骨組み等の露出禁止（表示面以外は金属等で被覆すること） ・交通信号機から10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
建築物等からの出幅	/	建築物の壁面から1m以下
数量		建築物1棟につき、1個
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色、彩度の高い色の色数は2色以下	/
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域	駅南大路区域
掲出場所	地上からの高さ8mを超える部分への掲出禁止	/	/
建築物からの出幅	建築物の壁面から1m以下		
色彩	集合化された広告物は、地色を統一すること	/	地色は建築物と同系色又は無彩色
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止		発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	野里街道区域	姫路駅北駅前広場区域
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1m以下	
数量	建築物1棟につき、1個	2階以上に設置するものは、建築物1棟につき、1個
色彩	/	・地色は建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること ・集合化された広告物は、地色を統一すること
その他の表示方法		発光可変表示式広告物（2階以下に設置するもので、一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

(4) 自己の敷地に建植えるもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積20㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30㎡以下、総合計表示面積60㎡以下
数量	・2基以下 ・敷地面積が10,000㎡以上又は建築面積が3000㎡以上の施設（都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。）のうち、接道距離100m以上の道路を有する施設は、100m以上の道路1本につき1基追加可。ただし、意匠が同一のものは、道路1本につき2基以下
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
地上からの高さ		10m以下
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色、彩度の高い色の色数は、2色以下	

区分	大手前通りA区域	姫路駅北駅前広場区域
表示面積	合計表示面積20㎡以下（横の長さが広告物等の上端の地上からの高さの1/5以下である場合は、それぞれ接する2方向の表示面の合計面積20㎡以下、総合計表示面積40㎡以下）	発光可変表示式広告物は、1方向の表示面の面積5㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積7.5㎡以下、総合計表示面積15㎡以下
数量	意匠が同一のものは、1基	・意匠が同一のものは、1基 ・発光可変表示式広告物は、1基
地上からの高さ		10m以下
その他の表示方法		発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

区分	野里街道区域	駅南大路区域
掲出場所	原則として、表示・設置しないこと。	
数量	1個	
地上からの高さ	5m以下かつ建築物の高さ以下	
横の長さ	1m以下	

(5) 自己の敷地外に建植えるもの（野立広告物等）

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離が100m以上のものは20㎡以下）、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積15㎡以下（路端距離が100m以上のものは30㎡以下）、合計表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上（路端距離が100m以上のものは、相互距離100m以上）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。）
その他の表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5m以上（案内図板を除く。） ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域
色彩	地色は無彩色であること（案内図板は除く。）

区分	野里街道区域
横の長さ	1m以下（案内図板は除く。）

区分	特定区域（※下記の広告物のみ掲出可能）	
	道標・案内図板等	案内誘導広告物
1方向の表示面の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 2㎡以下 ・説明板 : 4㎡以下 ・案内図板 : 6㎡以下 ・その他 : 6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡以下（下記を除く。）（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様）
横の長さ		2m以下
地上からの高さ	3m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下）	
色彩	地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）	
その他の表示方法	寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下	

3. 禁止地域・許可申請の適用除外基準（抜粋）

(1) 自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計5㎡まで表示面積の合計から除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計10㎡まで表示面積の合計から除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計15㎡まで表示面積の合計から除く
数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
敷地内建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止（第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。）	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。） 		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

(2) 管理用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下
数量	2枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下
敷地内建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が3色以下の場合を除く。) 		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物(一定時間表示内容等が変化しないものを除く。)、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止 ・許可基準に適合すること

(3) 案内誘導広告物

① 建植えるもの

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域・第3種禁止地域
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
一敷地内の表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下
1方向の表示面の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く。)(表示面が2方向以上の場合にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) ・集合案内誘導広告物にあつては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下(表示面が2方向以上の場合にあつては、上記と同様) 	
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下	3m以下(特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下)
相互距離	5m以上	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。) 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機、踏切からの距離5m以上、発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・集合案内誘導広告物にあつては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること 	

② 建植えるものの以外

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域・第3種禁止地域
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
表示面積	2㎡以下	
横の長さ	2m以下	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。) 	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	
一敷地内の表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下

【尼崎市】

1. 許可の共通基準

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、景観と調和したものであること。
- (2) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面と調和した塗装、装飾であること。
- (3) ネオンサインその他の照明を使用する場合は、昼間の美観の維持に必要な対策を講じたものであること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料を使用しないものであること。
- (5) 幹線道路等（平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。）に接する敷地（以下「幹線道路等隣接地」という。）内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光（反射光を除く。以下この項において同じ。）を発する部分を有するもの（以下「自光式広告物」という。）にあつては、次の各号に掲げる基準に適合すること。
 - ① 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあつては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積（自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。）の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定する地域を除く。以下「商業系地域」という。）にあつては、4分の1）以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40㎡以下である場合は、この限りでない。
 - ② 幹線道路等隣接地内に建築物が存しない場合にあつては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計は、40㎡以下とすること。
 - ③ 自ら光を発する部分の輝度は、周辺の住環境に配慮したものとするよう努めること。
 - ④ 画像を表示する機能を有する自光式広告物（60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 可変表示式広告物の1方向の表示面の面積は5㎡以下、幹線道路等隣接地内における可変表示式広告物の表示面の面積の合計は10㎡以下とすること。
 - イ 可変表示式広告物の上端の地上からの高さは、5m（商業系地域にあつては、10m）以下とすること。
- (6) 幹線道路等隣接地内において地上からの高さ1.5メートルを超える部分に表示し、又は設置する広告物にあつては、その超える部分に点滅灯の類及び回転灯の類を付帯しないこと。ただし、商業系地域において表示し、又は設置する広告物及び病院の救急入口の表示灯その他市長が別に定める用途に供される広告物については、この限りでない。
- (7) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内の幹線道路等に20m以上接する敷地内に存する建築物（地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。）に表示し、又は設置する広告物等（その表示し、又は設置する期間が1月以内であるものを除く。以下この項において同じ。）の地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。）については、次表の左欄に掲げる色相（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル色票系」という。）に規定する色相をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる明度（マンセル色票系に規定する明度をいう。以下同じ。）及び同表の右欄に掲げる彩度（マンセル色票系に規定する彩度をいう。以下同じ。）の基準（以下「色彩基準」という。）に適合すること。ただし、外壁（当該広告物等に係る建築物の外壁で地上からの高さ18メートルを超える部分をいう。以下同じ。）の色彩等（外壁若しくは屋上（地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。）に付帯する工作物の色彩又は当該広告物等の地色をいう。）で色彩基準に適合しない部分の面積の合計が外壁の面積の20分の1を超えない場合又は当該広告物等の地色部分の面積が20㎡以下の場合は、この限りではない。

色相	明度	彩度
R、YR及びY	6以上	3以下
GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7以上	2以下
無彩色	7以上	-

- (8) 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）の境界線から100m以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの（給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるものにあつては、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。）を除く。以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものとする。

2. 広告物等の種類別の許可基準（個別基準）

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	特定区域
(1) 屋上利用広告物	広告物の高さ	10m以下	7m以下	5m以下	
	設置する場所までの高さに対する広告物の高さ	2/3以下	1/2以下		
	広告物の上端の地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下		
	木造建築物の屋上への掲出	禁止	禁止		
	露出ネオン管のネオンサイン	—	禁止		
	光源の点滅	—	急速な点滅禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）		
	その他の表示方法	建築物の屋上部分のうち広告物等を設置する部分の外端を含む面で水平面に垂直なものから突出禁止 ※詳細は市ホームページを確認 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること			
(2) 壁面利用広告物	1壁面の表示面積合計の壁面面積との割合	1/4以下 (LED1/16以下)	1/5以下 (LED1/20以下)		
	広告物の上端の地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下		
	広告幕の大きさ	長さ1.5m以下×幅1.5m以下			
	壁面の外郭線からの突出	禁止			
	窓又は開口部をふさぐ広告物	禁止（広告幕を除く。）			
	1壁面に同一意匠の広告物掲出	1枚のみ			
(3) 壁面突出広告物	建築物からの出幅	1.5m以下			
	道路境界からの出幅	1.0m以下			
	広告物の上端の地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下		
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	工事現場の板塀、仮囲いへの設置	禁止			
	壁面上端を超えて突出する広告物	禁止			
	表示面以外の面の露出	禁止			
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	信号機から10m以下禁止			
	光源の点滅	信号機から10m以下禁止			
(4) 自己敷地内に建植	広告板	1方向の表示面積	20㎡以下（LEDサインを使用する場合は5㎡以下）		
		表示面積の合計	40㎡以下（LEDサインを使用する場合は10㎡以下）		
	広告塔	1方向の表示面積	20㎡以下（LEDサインを使用する場合は5㎡以下）		
		接する2方向の表示面積合計	30㎡以下（LEDサインを使用する場合は7.5㎡以下）		
		表示面積の合計	60㎡以下（LEDサインを使用する場合は15㎡以下）		
		掲出数	2基以下		
		地上から広告物の上端までの高さ	1.5m（LEDサインを使用する場合は10m（信号機から50m以下の場合5m）以下）		
		露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	—	地上から広告物の上端までの高さが5mを超える場合は禁止	
	光源の急速な点滅	—	禁止		
(5) 自己敷地外に建植・野立	広告板	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）		禁止
		表示面積の合計	20㎡以下（路端から100m以上は40㎡以下）		
		地上から上端までの高さ	5m以下		
	広告塔	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）		
		接する2方向の表示面積合計	15㎡以下（路端から100m以上は30㎡以下）		
		表示面積の合計	30㎡以下（路端から100m以上は60㎡以下）		
		地上から上端までの高さ	10m以下		
		相互間距離	5m以上（路端から100m以上は100m以上）		
		信号機、踏切からの距離	5m以上		
		彩度の高い色	2色以下		
	ネオンサイン等	禁止			
	光源の点滅	禁止			

広告物の種類・区分別			商業系	工業系	住居系	特定区域	
(6) 自己敷地外に建植・道標・案内図板	道標案内図板	広告板	1方向の表示面積	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ		道標 2㎡以下 案内図板 6㎡以下 説明板 4㎡以下 避難誘導 1㎡以下 その他 6㎡以下 (寄贈者名等表示部分の面積は、表示面積の1/5以下)	—
			表示面積の合計	"			3 m以下
			地上から上端までの高さ	"			—
		広告塔	接する2方向の表示面積合計	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			—
			表示面積の合計	"			5 m以上
			地上から上端までの高さ	"			—
	相互間距離			(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ		5 m以上	
	信号機、踏切からの距離			5 m以上 (案内図板は除く。)		—	
	彩度の高い色			2色以下 (案内図板は除く。)		—	
	地色			—		—	
ネオンサイン等			禁止		禁止		
光源の点滅			禁止		禁止		
(7) 自己敷地外に建植・案内誘導	案内誘導	広告板	1方向の表示面積	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)	案内誘導 2㎡以下 集合案内誘導 8㎡以下 (1施設あたり 1㎡以下)
			表示面積の合計	"			—
			地上から上端までの高さ	"			3 m以下
		広告塔	接する2方向の表示面積合計	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			案内誘導 2㎡以下 集合案内誘導 8㎡以下 (1施設あたり 1㎡以下)
			表示面積の合計	"			—
			地上から上端までの高さ	"			3 m以下
	表示面積に対する誘導(方向、距離等)に係る表示部分の割合			—		1/4以上	
	横の長さ			—		2 m以下	
	誘導距離			—		10K m以下	
	相互間距離			5 m以上 (路端から100m以上は100m以上)		5 m以上	
	信号機、踏切からの距離			5 m以上		5 m以上	
	彩度の高い色			2色以下		2色以下	
	地色			—		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)	
	ネオンサイン等			禁止		禁止	
光源の点滅			禁止		禁止		
(8) 電柱利用広告物	広告物の大きさ		(突出) 縦1.2 m以下×横0.45 m以下 (巻付) 縦1.5 m以下 表示面積0.5㎡以下				
	数量		電柱1本につき、突出、巻付ともに各1個				
	突出の方向		歩道上 ※詳細は市ホームページを確認				
	道路路面から下端までの高さ		(突出) 歩車道区分なし 4.5 m以上 (歩道上 2.5 m以上) (巻付) 1.2 m以上				
	信号機からの距離		5 m以上				
	彩度の高い色		2色以下				
	彩度の高い色を地色に使用		禁止 (色数が2色以下の場合を除く。)				

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	特定区域
(9) 街灯利用広告物	1方向の表示面積	0.2㎡以下			
	数量	街灯1本につき、突出1個			
	表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのもので、表示の規格を統一したものであること。			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区分なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	信号機からの距離	5m以上			
	彩度の高い色	2色以下			
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合は除く。）			
(10) バス停利用	1方向の表示面積	表示板の表示面積の1/3以下			
	数量	1個			
	彩度の高い色	2色以下			
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合は除く。）			
	表示の方向	車両の進行経路から視認することができない面に表示			
(11) 消火栓利用	広告物の大きさ	縦0.4m以下×横0.8m以下			
	数量	標識1本につき、突出1個			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区分なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	信号機からの距離	5m以上			
	彩度の高い色	2色以下			
(12) アーチ利用	表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区分なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	ネオンサイン	禁止			
	光源の点滅	禁止			
(13) アークード利用	1方向の表示面積	0.5㎡以下			
	数量	掲出者1名につき、1個			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区分なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	広告物の規格等	照明を伴うもので、規格を統一したもの			
	ネオンサイン等	禁止			
(14) 自動車	光源の点滅	禁止			
	色彩等	消防自動車、緊急自動車と紛らわしくないもの			
	1側部の表示面積	3㎡以下（フィルム貼りは除く）			
	後部の表示面積	1㎡以下（フィルム貼りは除く）			
(15) 垣・塀利用	前部への表示	禁止			
	表示面積の合計	掲出する面の面積の1/4以下			
	数量	2個以下			
(16) 広告幕	垣・塀の外郭線からの突出	禁止			
	道路面から下端までの高さ	4.5m以上（壁面利用及び垣又は塀を利用するものを除く。）			
(17) アドバルーン	表示面の大きさ	高さ1.5m以下、幅1.5m以下			
(18) 広告旗	表示面積	2㎡以下			
	路肩から5m以内での相互間距離	5m以上			
	道路上への掲出	禁止			
(19) 置看板	1方向の表示面積	—	2.5㎡以下		
	広告物等の上端の地上からの高さ	—	1.5m以下		
	道路上に掲出	禁止			

3. 許可を要しない広告物の適用除外の基準（許可申請不要）

種類	禁止地域		許可地域
自家用広告物	3枚（基、個）以下、表示面積の合計が5㎡以下		3枚（基、個）以下、表示面積の合計が10㎡以下
管理用広告物	第1種禁止地域	2枚（基、個）以内、表示面積の合計が5㎡以下	3枚（基、個）以下、表示面積の合計が10㎡以下
	第2種禁止地域	3枚（基、個）以内、表示面積の合計が10㎡以下	
	第3種禁止地域	3枚（基、個）以内、表示面積の合計が10㎡以下	

4. 禁止地域の適用除外の許可基準（許可を受けて掲出できるもの）

種類・区分		許可申請が必要		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
自家用	表示面積の合計	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
	自己の氏名、店名等以外の表示面積	5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
	数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
	建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	屋上への掲出	禁止	禁止	—
	壁面からの突出	禁止	—	—
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	ネオンサイン等	禁止	禁止	露出ネオン管の禁止又はLEDサインの禁止
	光源の点滅	禁止	禁止	急速な点滅禁止
	その他	許可基準に適合していること		
道標・案内図板	1方向の表示面積 （広告塔は接する2面の表示面積の合計）	道標 案内図板	1㎡以下 3㎡以下	2㎡以下 6㎡以下
	2面の表示面積の合計	説明板 その他	2㎡以下 3㎡以下	4㎡以下 6㎡以下
	地上から広告物上端までの高さ		3m以下	3m以下（やむを得ないとき5m以下）
	相互間距離			5m以上
	色彩		—	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
	信号機、踏切からの距離			5m以上
	ネオンサイン等			禁止
	光源の点滅			禁止
	寄贈者名等の表示部分の面積			表示面積の1/5以下
	案内誘導広告物	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に掲出するものであること。 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和したものであること。 該当する個別基準に適合すること。	2㎡以下（集合案内誘導広告物は、8㎡以下（1施設あたりの表示面積は、1㎡以下））
横の長さ		2m以下		2m以下
広告物の地上からの高さ		3m以下（集合案内誘導広告物は5m以下）		3m以下
誘導距離		10km以下		10km以下
相互間距離		5m以上		5m以上
信号機、踏切からの距離		5m以上		5m以上
色彩		彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
ネオンサイン等		禁止		禁止
光源の点滅		禁止		禁止
案内誘導に係る表示部分の面積		表示面の面積の1/4以上		表示面の面積の1/4以上

5. 禁止物件

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建築物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
- (13) 景観の形成等に関する条例第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建築物及び景観形成重要樹木
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

【明石市】

許可地域等における許可基準（抜粋）

共通の基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ 照明を使用する場合は、美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合で、これらの地域から視認できるものにあつては、LEDサイン等（ネオン管、発光ダイオードなどを利用するものであつて、その光源を直接視認できるものをいい、ガソリンスタンドの料金表示、自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）の満空表示その他市長が別に定める広告物等に係るものを除く。以下同じ。）を使用せずかつ光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度若しくは色彩の変化を含む。以下同じ。）を禁止する。
- ⑥ 許可地域等における高さが15mを超える建築物に表示、設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積の1/2以下とすること。
- ⑦ 第1・2種住居地域、準住居地域、又は、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、景観地区などの禁止地域から除かれた区域にあつては、一の敷地内に掲出する広告物等（自家用広告物等を除く）の表示面積の合計を10㎡以下とすること。
- ⑧ 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に表示し、又は設置する電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えられることができる広告物等（60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く。以下「可変表示式広告物等」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - (1) 自家用広告物等であること。
 - (2) 設置数は、一の敷地につき1個以下とすること。
 - (3) 1方向の表示面の面積は5㎡以下とし、表示面積の合計は10㎡以下とすること。
 - (4) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とすること。
 - (5) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に5を乗じて得た面積を用いるものとする。
- ⑨ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であつて、かつ、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の境界線から100m以内の地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であるものが、当該第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域から視認できる場合は、当該可変表示式広告物等は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - (1) 1方向の表示面の面積は10㎡以下とし、表示面積の合計は20㎡以下とすること。
 - (2) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは10m以下とすること。
 - (3) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に4を乗じて得た面積を用いるものとする。

個別基準

1. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・ 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止

2. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサイン等を使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサイン等を使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	・ 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・ 意匠が同一のものは、1壁面に2個（枚）	

3. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でのLEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止 	

4. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下） 	
数量	2基以下	
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1.5m以下 ・LEDサイン等を使用する場合は10m以下 ・LEDサイン等を使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下 	
その他の表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なもの禁止

5. 自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下）表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告板 5m以下 ・広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・特定区域への掲出禁止 ・交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	LEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止

2. 禁止物件（抜粋）

1. 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
2. 石垣、擁壁その他これらに類するもの
3. 街路樹及び路傍樹
4. 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
5. パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
6. 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
7. 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
8. 郵便ポスト及び公衆電話ボックス及び路上受変電設備
9. 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
10. 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
11. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
12. 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
13. 6以外の電柱、街灯その他これらに類するもの、アーチの支柱、アーケードの支柱（はり紙、はり札、広告旗、立看板などの禁止）
14. 道路の路面

3. 禁止地域等及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分	自家用広告物（要許可） （表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要）	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可）
禁止地域等	総面積10㎡以下 3個以下 〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用1/2以下(原則) 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止	総面積5㎡以下 2個以下	※第1種禁止地域等においては、特に必要と認められる場合に限る
	総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	一方向の表示面積2㎡以下 （集合広告物は合計8㎡以下、1個1㎡以下） 地上からの高さ3m以下（集合広告物は5m以下） 誘導距離10k m以内、相互間距離5m以上 彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下
	総面積30㎡以下 5個以下 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告物は光源の点滅禁止、LEDサイン等の禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止
禁止物件	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令の規定によるもの ・公共広告物 ・選挙運動用ポスター等 ・寄贈者名等表示広告物等 		掲出不可
その他	上記のほか、許可の必要な広告物等については、許可地域等の許可基準（共通基準及び関係する個別基準）に適合していること。		

【西宮市】 ※各基準の抜粋を記載しています

1. 許可の共通基準

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、景観と調和したものであること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること
- (3) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものであること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状であること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は3階程度までの高さのものとするよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないものとするよう努めること
- (7) ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること
- (9) 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものであること
- (10) 条例第10条第1項各号に掲げる禁止地域を除く地域及び場所（以下「許可地域等」という。）における高さが15mを超える建築物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域（以下「商業系地域」という。）に存する建築物にあつては地上から5.2m、その他の地域に存する建築物にあつては地上から4.7mまでの高さの部分の壁面面積の合計をいう。）に1/2を乗じて得た面積を超えないものであること
- (11) 条例第10条第1項第1号に規定する市長が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域にあつては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計が10㎡を超えないものであること

2. 広告物等の種類別の許可基準（個別基準）

広告物の種類・区別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域	
屋上利用広告物	広告物の高さ	7m以下	5m以下			用途地域による地域区分に同じ	
	設置する場所までの高さに対する広告物の高さ	1/2以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	木造建築物の屋上への掲出	禁止					
	露出ネオン管のネオンサイン	—	禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）				
光源の点滅	—	急速な点滅禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）					
壁面利用広告物	1壁面の表示面積合計の壁面面積との割合	1/5以下					
	同上	LED 1/20以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	広告幕の大きさ	長さ1.5m以下×幅1.5m以下					
	壁面の外郭線からの突出	禁止					
	窓又は開口部をふさぐ広告物	禁止（広告幕を除く。）					
突出広告物	1壁面に同一意匠の広告物掲出	1枚のみ					
	建築物からの出幅	1.5m以下					
	道路境界からの出幅	1.0m以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）					
	壁面の上端を超えて突出する広告物	禁止					
	表示面以外の面の露出	禁止					
自己敷地内に建植	広告板	1方向の表示面積	20㎡以下（LEDサインを使用する場合は5㎡以下）				
		表示面積の合計	40㎡以下（LEDサインを使用する場合は10㎡以下）				
	広告塔	接する2方向の表示面積合計	30㎡以下（LEDサインを使用する場合は7.5㎡以下）				
		表示面積の合計	60㎡以下（LEDサインを使用する場合は15㎡以下）				
	掲出数	2基以下					
	地上から広告物の上端までの高さ	10m以下					
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	—	地上から広告物の上端までの高さが5mを超える場合は禁止				
	光源の急速な点滅	—	禁止				

広告物の種類・区別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域	
自己敷地外に 建植・野立	広告板	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）			道標 2㎡以下 案内図板 6㎡以下 説明板 4㎡以下 避難誘導 1㎡以下 その他 6㎡以下 (寄贈者名等表示部分の面積は、表示面積の1/10以下)	禁止
		表示面積の合計	20㎡以下（路端から100m以上は40㎡以下）				
	広告塔	地上から上端までの高さ	5m以下				
		接する2方向の表示面積合計	15㎡以下（路端から100m以上は30㎡以下）				
		表示面積の合計	30㎡以下（路端から100m以上は60㎡以下）				
	相互間距離		5m以上（路端から100m以上は100m以上）				
	信号機、踏切からの距離		5m以上				
	彩度の高い色		2色以下				
	ネオンサイン等		禁止				
	光源の点滅		禁止				
自己敷地外に 建植・道標・案内誘導	道標案内図板	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ			彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	案内誘導 2㎡以下
		地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
	案内誘導	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
		広告物の横幅	—				
		誘導距離	—				
	案内誘導	地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
		表示面積	—				
		広告物の横幅	—				
	相互間距離		5m以上（路端から100m以上は100m以上）				
	信号機、踏切からの距離		5m以上（案内図板は除く。）				
彩度の高い色		2色以下（案内図板は除く。）					
地色		—					
ネオンサイン等		禁止					
光源の点滅		禁止					
電柱・街灯利用 広告物	電柱利用	広告物の大きさ	(突出) 縦1.2m以下×横0.45m以下 (巻付) 縦1.5m以下、表示面積0.5㎡以下			用途地域による地域区分に同じ	
		数量	電柱1本につき、突出、巻付ともに各1個				
		突出の方向	歩車道区別なしは路肩側、区別あり（歩道上）は歩道側				
		彩度の高い色を地色に使用	禁止				
	街灯利用	1方向の表示面積	0.2㎡以下				
		数量	街灯1本につき、突出1個				
		表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのもので、表示の規格を統一したものであること。				
	彩度の高い色を地色に使用		禁止（色数が2色以下の場合を除く。）				
	彩度の高い色		2色以下				
	道路面から下端までの高さ		(突出) 歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上） (巻付) 1.2m以上				
信号機からの距離		5m以上					
バス停利用	1方向の表示面積	表示板の表示面積の1/3以下					
	数量	1個					
	彩度の高い色	2色以下					
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）					
	表示の方向	車両の進行方向から展望できない面に表示					
消火栓 標識利用	広告物の大きさ	縦0.4m以下×横0.8m以下					
	数量	標識1本につき、突出1個					
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）					
	信号機からの距離	5m以上					
	彩度の高い色	2色以下					
彩度の高い色を地色に使用		禁止（色数が2色以下の場合を除く。）					

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域
アーチ利用	表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示				用途地域による地域区分に同じ
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)				
	ネオンサイン等	禁止				
	光源の点滅	禁止				
アーケード利用	1方向の表示面積	0.5㎡以下				
	数量	掲出者1名につき、1個				
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)				
	広告物の規格等	照明を伴うもので、規格を統一したもの				
	ネオンサイン等	禁止				
車体利用	光源の点滅	禁止				
	宣伝車	色彩等				
	路線バス・ その他の自動車	消防自動車、緊急自動車と紛らわしくないもの				
		1側部の表示面積	3㎡以下(フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く)			
後部の表示面積		1㎡以下(フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く)				
前部への表示	禁止					
垣・塀利用	表示面積の合計	掲出する面の面積の1/4以下				
	数量	2以下				
	垣・塀の外郭線からの突出	禁止				
広告幕	道路面から下端までの高さ	4.5m以上(壁面利用を除く。)				
アドバルーン	表示面の大きさ	高さ1.5m以下、幅1.5m以下				
広告旗	表示面積	2㎡以下				
	路肩から5m以内での相互間距離	5m以上				
	道路上への掲出	禁止				
置看板・立看板等	道路上に掲出	禁止				

3. 付加基準（市内全域）

付加基準が適用される広告物の規模	高さが4mを超える広告物等及び当該広告物等が存する一団の土地において設置される広告物等、並びに表示面積の合計が30㎡を超える広告物等
数量	接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること
色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%～70%以下(表示面積10㎡以下を除く。) 表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下
文字サイズ	1文字あたりの1辺の長さは2m以下(文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下)
余白	余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分)の面積は、表示面の面積の2/5以上
自己敷地内に建植の数量	接する道路ごとに1基以下(案内誘導のためのものを除く)
その他	LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること

4. 付加基準（津門大塚地区景観重点地区、枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区）

種類・区分		津門大塚地区景観重点地区	枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区
数量		接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること	
色彩		彩度の高い色は2色以下（地色に用いる色は、彩度の高い色は1色以下）	彩度の高い色は2色以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%以下	
		表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下	
		額縁状に使用する地色に用いる色は、彩度5以下	—
文字サイズ		1文字あたりの1辺の長さは2m以下（文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下）	
余白		余白（表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分）の面積は、表示面の面積の2/5以上	
屋上利用広告物		禁止	禁止
壁面利用 広告物	表示面積の合計	壁面の見付面積の1/5以下かつ60㎡以下（建築物から0.5m以内に建植える広告物であって、当該壁面と同方向に向けて表示される場合は、当該広告物の表示面積を含む）	1/5以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	20m以下	—
	その他の表示方法	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること	
突出 広告物	建築物からの出幅	1.0m以下	1.0m以下（道路上禁止）
	広告物等の上端の地上からの高さ	15m以下	—
	形状	1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置すること（最上部の高さが4m以下の場合は、2列可）	—
自己 敷地 内に 建植	数量	接する道路ごとに1基以下（案内誘導のためのものを除く）	2基以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	7m以下（LED使用で交通信号機からの距離が5.0m以下の場合は5m以下）	7m以下
	形状	接する道路が国道2号及び区画道路である場合は、板状の自立型の形状であること。ただし、1本柱で表示部分の幅が支柱の幅の1.2倍未満のものは除く	—
広告旗		禁止	—
はり紙・はり札		禁止	—
自家用でない広告物		禁止	
写真・絵画等を表示した広告物		地上から広告物等の上端までの高さ10m以下 表示面積10㎡以下	—
可変表示式広告物 （常時表示内容を変更できるもの）		禁止	禁止
可動式広告物 （光が動くもの、点滅、回転灯等）		禁止	禁止
その他の表示方法		建築物の屋根、軒又は庇に設置しないこと LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること 接する道路が国道2号又は区画道路である場合は、当該道路沿いに掲出されている広告物等との意匠の統一に努めること 色彩及び意匠は、周辺の緑樹等との調和に配慮したものであること	ネオンサイン等を使用しないものであること ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。）であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあっては、この限りでない

5. 許可を要しない広告物の適用除外の基準（許可申請不要）

種類・区分	禁止地域						許可地域
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	関西学院周辺 景観地区	枝川町戸建 住宅A・B地 区景観重点 地区	苦楽園五番 町くすのき 台地区景観 重点地区	第3種 禁止地域	
自家用 広告物	数量	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	5㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	5㎡以下 10㎡以下 (津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下)
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下
管理用 広告物	数量	2以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	10㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	10㎡以下 10㎡以下 (津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下)
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下

6. 禁止地域の適用除外の許可基準（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区を除く）

種類・区分	許可申請が必要			
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
自家用 広告物	表示面積の合計	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
	数量	3以下	4以下	5以下
	建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	屋上への掲出	禁止	禁止	—
	壁面からの突出	禁止	—	—
	置看板・立看板等	禁止	禁止	禁止
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	ネオンサイン等	禁止	禁止	露出ネオン管の禁止又はLEDサインの禁止
	光源の点滅	禁止	禁止	急速な点滅禁止
	その他	許可基準に適合していること (枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区は、4. もあわせて参照)		
道標・ 案内図版	1方向の表示面積 (広告塔は接する 2面の表示面積の 合計)	道標	1㎡以下	2㎡以下
		案内図板	3㎡以下	6㎡以下
		説明板	2㎡以下	4㎡以下
		避難誘導	0.5㎡以下	1㎡以下
		その他	3㎡以下	6㎡以下
	地上から広告物上端までの高さ	3m以下		3m以下
	相互間距離	5m以上		
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
	信号機、踏切からの距離	5m以上		
ネオンサイン等	禁止			
光源の点滅	禁止			
寄贈者名等の表示部分の面積	表示面積の1/10以下			

種類・区分		許可申請が必要			
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
案内誘導広告物	共通基準	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	2㎡以下（かつ、広告物の種類別の個別基準に適合すること）		
		誘導距離	1 km以下		
		色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
		表示内容	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項を表示するものであること		
		ネオンサイン等	禁止		
		光源の点滅	禁止		
		置看板	禁止		
		その他	第1種禁止地域においては施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に掲出するものであることとし、掲出する場合は建築物の壁面から突出しないものであること。		
	建植	横の長さ	2 m以下		
		広告物の地上からの高さ	3 m以下		
相互間距離		5 m以上			
信号機、踏切からの距離		5 m以上			

7. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区の許可基準

種類・区分		許可申請が必要			
		苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準	
自家用広告物	表示面積の合計	0.5㎡以下	一敷地につき、10㎡以下（敷地面積が500㎡を超える場合にあっては15㎡以下）		
	数量	4以下	4以下	・接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2基以下 ・建植えする広告物等は接する道路ごとに1基以下であること。（案内誘導のものを除く）	
	建植広告物の地上からの高さ	2 m以下	7 m以下		
	広告物等の高さ	2 m以下	建築物に掲出する広告物等については、8メートル以下かつ当該建築物の軒の高さ以下		
	屋上への掲出	禁止			
	壁面からの突出	—	—	建築物等からの出幅1メートル以下かつ、道路上に突出しない	
	置看板・立看板等	禁止	1方向の表示面積0.5㎡以下かつ1基まで		
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下	
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）			
	文字サイズ	—	1文字あたりの1辺の長さ0.8m以下		
	余白	—	表示面の面積の2/5以上		
	ネオンサイン等	禁止			
光源の点滅	禁止				
その他	許可基準に適合していること				

種類・区分		許可申請が必要			
		苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準	
道標・案内図板	1方向の表示面積 (広告塔は接する 2面の表示面積の 合計)	道標	0.5㎡以下	2㎡以下	
		案内図板		6㎡以下	
		説明板		4㎡以下	
		避難誘導		1㎡以下	
		その他		6㎡以下	
	地上から広告物上端までの高さ	2m以下	3m以下		
	相互間距離	5m以上			
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下	
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く。)			
	信号機、踏切からの距離	5m以上			
ネオンサイン等	禁止				
光源の点滅	禁止				
寄贈者名等の表示部分の面積	表示面積の1/10以下				
案内誘導広告物	共通基準	1方向の表示面積(広告塔は接する2面の表示面積の合計)	禁止	2㎡以下(かつ、広告物の種類別の個別基準に適合すること)	
		誘導距離		1km以下	
		色彩		彩度の高い色は、2色以下	・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下
		表示内容		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)	
		ネオンサイン等		名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項を表示するものであること	
	光源の点滅	禁止			
	置看板	禁止			
	建植	横の長さ	2m以下		
		広告物の地上からの高さ	3m以下		
		相互間距離	5m以上		
信号機、踏切からの距離		5m以上			

8. 禁止物件

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木(市長が指定するものを除く。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

【芦屋市】

1. 共通基準

- ①位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- ⑤建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- ⑥点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変更することができる広告物等（以下「LED等」という。）を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- ⑦アドバルーンは使用しないこと。
- ⑧広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2. 広告物規制地域ごとの基準

（1）山麓地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告は掲出できない。
 - ア) 壁面突出
 - イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 - ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ2枚以下の自家用広告物等
 - イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ2枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと
 - ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
 - イ) 1事業所当たり、3枚以下
- ⑤ 色彩
 - ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。
 - イ) Y、YR、Rの色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。
 - ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
 - ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
 - イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
 - ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）
- ⑦ 自己敷地内建植え広告
 - ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下
 - イ) 数量 ・ 2基以下
 - ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下
- ⑧ 垣・塀利用
 - ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下
 - イ) 数量 ・ 2個以下
 - ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑨ 置看板
 - ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
 - イ) 数量 ・ 1基
 - ウ) その他 ・ 道路上不可

（2）住宅地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②広告旗は掲出できない。
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 - ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
 - イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと
 - ア) 1団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
 - イ) 1事業所当たり、4枚以下
- ⑤ 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面（占有部に限る。）の1/5以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

⑦ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ7m以下

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基
- ウ) その他 ・ 道路上不可

(3) 複合地域

① 下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

ア) 1事業所当たり、10㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、10㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) 彩度が10を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/3以下とする。

③ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 個当たり20㎡以下
・ 設置する壁面（占有部に限る。）の1/5以下（商業系地域では1/4以下）
- イ) 高さ ・ 規定なし
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

④ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下 ・ 歩道上に表示する場合は下端高さ2.5m以上
- エ) その他 ・ 道路上不可（歩道上のみ可）

⑤ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ15m以下

⑥ 自己敷地外建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下
- エ) 距離 ・ 相互間距離5m以上

⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下（商業系地域では1/4以下）
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗

- ア) 面積 ・ 個当たり2㎡以下
- イ) 距離 ・ 相互間距離5m以上（道路の路肩から5m以内の場所以に表示する場合に限る。）

- ⑨ 置看板
 ア) 面積 ・ 1 方向 0.5 m² 以下かつ個当たり 1 m² 以下
 イ) 数量 ・ 1 基
 ウ) その他 ・ 道路上不可

(4) 芦屋川特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
 ②下記の広告は掲出できない。
 ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
 ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 ア) 1 事業所当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
 イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
 ④自家用広告物等、③のイ) に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする（商業系地域は除く。）
 ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10 m² 以下
 イ) 1 事業所当たり、3 枚以下
 ⑤ 色彩
 ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が 9 を超える無彩色は使用できない。
 イ) Y、YR、R の色相において彩度が 10 を超える色及びその他の色相において彩度が 8 を超える色は、表示面の面積の 1/30 以下とする。
 ウ) Y、YR、R の色相において彩度が 6 を超える色及びその他の色相において彩度が 4 を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2 色以下かつ表示面の面積の 1/5 以下とする。
 ⑥ 壁面利用広告
 ア) 面積 ・ 1 個当たり 5 m² 以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の 1/5 以下
 イ) 高さ ・ 上端高さ 10 m 以下
 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
 ウ) その他 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
 ・ 意匠が同一のものは 1 壁面に 1 個（枚）
 ⑦ 壁面突出（商業系地域に限る。）
 ア) 面積 ・ 1 方向 1 m² 以下
 イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から 1 m 以下
 ウ) 高さ ・ 上端高さ 4.5 m 以下
 エ) その他 ・ 道路上不可
 ⑧ 自己敷地内建植え広告
 ア) 面積 ・ 1 方向 2 m² 以下かつ個当たり 4 m² 以下（商業系地域は 1 方向 5 m² 以下かつ個当たり 10 m² 以下）
 イ) 数量 ・ 2 基以下
 ウ) 高さ ・ 上端高さ 5 m 以下（商業系地域は上端高さ 7 m 以下）
 ⑨ 垣・塀利用
 ア) 面積 ・ 1 個当たり 5 m² 以下
 ・ 設置する面の 1/5 以下
 イ) 数量 ・ 2 個以下
 ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
 ⑩ 置看板
 ア) 面積 ・ 1 方向 0.5 m² 以下かつ個当たり 1 m² 以下
 イ) 数量 ・ 1 基
 ウ) その他 ・ 道路上不可

(5) 南芦屋浜特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
 ②下記の広告は掲出できない。
 ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
 ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
 ア) 1 事業所当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
 イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
 ④自家用広告物等、③のイ) に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと
 ア) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、10 m² 以下（商業系地域は 20 m² 以下）
 イ) 1 事業所当たり、3 枚以下（商業系地域は 4 枚以下）
 ⑤ 色彩
 ア) 各色相において最も彩度が高い色は使用できない。
 イ) Y、YR、R の色相において彩度が 10 を超える色及びその他の色相において彩度が 8 を超える色は、表示面の面積の 1/30 以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 1個当たり2㎡以下 ・ 設置する壁面(占用部に限る。)の1/10以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ・ 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

⑦ 壁面突出(商業系地域に限る。)

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向2㎡以下かつ1個当たり4㎡以下(商業系地域は1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下)
- イ) 数量 ・ 1基(商業系地域は2基以下)
- ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下(商業系地域は上端高さ7m以下)

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 1個当たり1㎡以下
- ・ 設置する面の1/10以下
- イ) 数量 ・ 1個
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基
- ウ) その他 ・ 道路上不可

(6) 沿道沿岸特別地域

①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。

②広告旗は掲出できない。

③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
- イ) 1事業所当たり、4枚以下

⑤色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 1個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面(占用部に限る。)の1/5以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ・ 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

⑦ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) その他 ・ 上端高さ7m以下

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基

ウ) その他 ・道路上不可

(7) 広告物誘導地域

①下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

②色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) 彩度が10を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/3以下とする。

③ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・1個当たり20㎡以下
・設置する壁面(占用部に限る。)の1/5以下(商業系地域では1/4以下)
- イ) 高さ ・規定なし
・壁面の外郭線からの突出不可
- ウ) その他 ・窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
・意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

④ 壁面突出

- ア) 面積 ・1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下
- ウ) 高さ ・上端高さ4.5m以下 ・歩道上に表示する場合は下端高さ2.5m以上
- エ) その他 ・道路上不可(歩道上のみ可)

⑤ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量 ・2基以下
- ウ) 高さ ・上端高さ1.5m以下

⑥ 自己敷地外建植え広告

- ア) 面積 ・1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量 ・2基以下
- ウ) 高さ ・上端高さ5m以下
- エ) 距離 ・相互間距離5m以上

⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・1個当たり5㎡以下 ・設置する面の1/5以下(商業系地域では1/4以下)
- イ) 数量 ・2個以下
- ウ) その他 ・垣又は塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗

- ア) 面積 ・個当たり2㎡以下かつ計8㎡以下
- イ) 距離 ・相互間距離5m以上(道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。)

⑨ 置看板

- ア) 面積 ・1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・1基
- ウ) その他 ・道路上不可

3. 案内誘導広告物の基準

- ア) 表示面積 ・1方向の表示面積2㎡以下
・複数の施設へ誘導するために表示する集合看板は8㎡以下かつ1施設当たり1㎡以下
- イ) 地上からの高さ 3m以下(集合看板は5m以下、いずれも建植えに限る。)
- ウ) 誘導距離 案内誘導しようとする施設等から10km以内
- エ) 相互距離 5m以上(建植えに限る。)
- オ) その他 ・案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること
・方向や距離等、誘導に係る部分の面積を全体の1/4以上とすること
・集合看板については、形状、面積、材料、色彩、意匠等を統一すること

4. 広告物等の種類ごとの基準

(1) 電柱利用

- ア) 規格 ①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下
②巻きつけるもの 縦1.5m以下、1方向の表示面積0.5㎡以下
- イ) 数量 電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
- ウ) 道路面からの高さ ①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
②巻きつけるもの 1.2m以上
- エ) 掲出場所 交通信号機からの距離5m以上

- オ) その他の表示方法 突出するものは
 ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること
 ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

(2) 街灯利用

- ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
 イ) 1方向の表示面の面積 0.2㎡以下
 ウ) 数量 街灯1本につき1個
 エ) 道路面からの高さ ①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
 ②巻き付けるもの 1.2m以上

- オ) 掲出場所 交通信号機からの距離5m以上
 カ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものは規格を統一すること

(3) バス停留所標識利用広告

- ア) 1方向の表示面の面積 表示板の表示面の面積の1/3以下
 イ) 数量 標識1本につき1個
 ウ) その他の表示方法 車両の進行方向から展望できない面に表示すること

(4) アーチ利用広告

- ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
 イ) 道路面からの高さ 4.5m以上(歩道上2.5m以上)

(5) アーケード利用広告

- ア) 1方向の表示面の面積 0.5㎡以下
 イ) 数量 広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
 ウ) 道路面からの高さ 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
 エ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること

5. 特例基準(大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例)

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

- (ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
 (イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 (ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 (エ) 上記以外の小売業(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 (オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が1000㎡を超えるもの
 (カ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設
 イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、地域によって5㎡又は10㎡以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、基数又は個数に算入しないことができる(置看板を除く。)

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

10,000㎡を超える大規模小売店舗等については、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路ごとに基準の面積や数量を算定することができる。

6. 自動車に表示する広告物等の基準

種類	区分	基準
宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
	表示面積	1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
路線バス	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部には表示しないこと
ラッピングバス	数量	1車体につき1広告
	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部、底部及び両側部の前方1/5の部分には表示しないこと 写真を使用する場合は、表示面の1/4以下とすること
		車両設備と紛らわしくないものとする 文字数は必要最小限にすること 車窓上部に文字情報を表示しないこと

【豊岡市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、豊岡市都市整備課（景観政策係）へお問い合わせください。

1. 許可の共通基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等を使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層専用地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。
- ⑥ 許可地域において、高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては45メートル、その他の地域にあつては30メートルまでの高さの部分の面積の合計をいう。）の1/2を超えないこと。
- ⑦ 都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあつては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。

2. 個別基準

① 屋上利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	① 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ② 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

② 壁面利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
その他の表示方法	① 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること。 ② 壁面の外郭線からの突出禁止 ③ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） ④ 意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	

③ 壁面突出広告

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界からm以下	
地上からの高さ	4.5m以下	3.0m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	① 壁面の上端を超える突出禁止 ② 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ③ 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	

④ 自己敷地内建植え広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	① 広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ② 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数量	2基以下	
地上からの高さ	1.5m以下（LEDサインを使用する場合は1.0m以下。交通信号機からの距離が5.0m以下のときは5m以下）	
その他の表示方法	-	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン、又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

⑤ 自己敷地外建植え広告（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	①広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下）、表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	①特定区域への掲出禁止 ②交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

⑥ 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①道標 : 2㎡以下 ②案内図板 : 6㎡以下 ③説明板 : 4㎡以下 ④その他 : 6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。） ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）
その他の表示方法	①寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑦ 自己敷地外に建植えする案内誘導広告

区分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①2㎡以下（下記を除く。） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
横の長さ	2m以下
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

⑧ 電柱利用広告

区分	基準
規格	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの 縦1.5m以下、表示面積0.5㎡以下
数量	電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻きつけるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	突出するもの ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

⑨ 街灯利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ③厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

⑩ バス停留所標識利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

⑪ 消火栓標識利用広告

区分	基準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)

⑫ アーチ利用広告

区分	基準
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑬ アーケード利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑭ 自動車表示広告

区分	基準
色彩等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バス・その他自動車(宣伝車を除く)は、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
その他の表示方法	路線バス・その他自動車(宣伝車を除く)の前部には表示しないこと ただし、ラッピングバス等については、別途基準を適用

⑮ 垣・塀利用広告

区分	基準
表示面積の合計	掲出される垣又は塀の面の面積の1/4以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

⑯ 広告幕(壁面を利用するものを除く)

区分	基準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

⑰ アドバルーン

区分	基準
規格等	幅1.5m以下、高さ1.5m以下

⑱ 広告旗

区分	基準
表示面積	2㎡以下
相互距離	道路上の路肩から5m以内の場所に掲出するものは、相互間距離を5m以上とすること

⑱ 置看板・立看板

区分	基準
1方向の表示面の面積	2㎡以下
掲出場所	道路上には設置しないこと

3. 適用除外広告物における許可等の共通基準

(1) 自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下、数量が3枚(基、個)以下の場合		
表示面積の合計	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
建植え広告物の1方向の表示面積	5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
数量	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止(中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く)	-
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止)
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準(共通の基準、関係する個別基準等)に適合していること。		

(2) 管理用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	
数量	2枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ③光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ③光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止)
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準(共通の基準、関係する個別基準等)に適合していること。		

(3) 道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可基準	1方向の表示面の面積	①道 標 : 1㎡以下 ②案内図板 : 3㎡以下 ③説 明 板 : 2㎡以下 ④そ の 他 : 3㎡以下	①道 標 : 2㎡以下 ②案内図板 : 6㎡以下 ③説 明 板 : 4㎡以下 ④そ の 他 : 6㎡以下	
		(表示面が2方向以上の場合にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)		
	地上からの高さ	3m以下	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下)	
	相互距離	5m以上		
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩 (案内図板を除く)	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止		
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準(共通の基準、関係する個別基準等)に適合していること。			

(4) 案内誘導広告物

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可基準	表示方法	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること		-
	1方向の表示面の面積	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあつては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物は5m以下)		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内		
	相互距離	5m以上		
	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準(共通の基準、関係する個別基準等)に適合していること。			

【丹波篠山市】

1. 許可の共通基準

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第6種地域及び第7種地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。
- ⑥都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡未満とすること。
- ⑦規制色（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル表色系」という。）は、第1種地域から第3種地域は、色相がR（赤）、YR（橙）は彩度6以上、その他の色相は彩度4以上の色とし、第4種地域から第7種地域は色相がR（赤）、YR（橙）は彩度8以上、その他の色相は彩度6以上の色をいう。

2. 地域別基準

(1) 第1種地域

① 自家用広告

区分	基準
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）
数量	3枚（基、個）以下
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区分	基準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下		
屋上広告	設置禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがらないこと（広告幕は除く） 同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	5m以下	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 1㎡以下 ・案内図板 3㎡以下 ・説明板 2㎡以下 ・その他 3㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	自己敷地外建植え	掲出場所 交通信号機・踏切からの距離5m以上 その他 ・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないとする場合は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(2) 第2種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/5以下		
屋上広告	設置禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがらないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	5m以下	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
	相互距離	5m以上	
掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止		
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(3) 第3種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり3㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	7㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）	
	掲出場所	・屋上構造物の壁面に限る ・木造建築物は設置禁止	
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり7㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材管又はLED材管の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	7㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	7m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものを禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあつては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止		
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(4) 第4種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり5㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）	
	掲出場所	・屋上構造物の壁面に限る ・木造建築物は設置禁止	
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり10㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線からの1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	7㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	7㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	7m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切から距離5m以上
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止		
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(5) 第5種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量	5枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり15㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがらないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で柱管の露出している柱サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	10㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
	掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止	
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(6) 第6種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量	5枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものを禁止
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	20㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり20㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
壁面突出広告	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
庇広告	表示面積の合計	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものを禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	自己敷地外建植え 掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止		
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(7) 第7種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、LEDサインを使用しないものを除く）
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分	基 準		
色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり15㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	30㎡以下	
	広告物の高さ	4m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり30㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	20㎡以下、表示面積の合計50㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止	
自己敷地外建植え 広告（野立広告 物）	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	
	地上からの高さ	5m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲載場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
道標・案内 図板等	1方向の表示面積	10㎡以下、標示面の合計20㎡以下	
	地上からの高さ	5m以下	
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地 外建植え	数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		地上からの高さ	5m以下
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

3. 各地域共通の個別基準適用の広告物

(1) 電柱利用広告

区 分	基 準
規 格	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数 量	電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻きつけるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	突出するものは ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

(2) 街灯利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数 量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ②厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

(3) バス停留所標識利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数 量	1個
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

(4) 消火栓標識利用広告

区 分	基 準
規 格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数 量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用

(5) アーチ利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(6) アーケード利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数 量	広告物等を掲出ししようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(7) 自動車表示広告

区 分	基 準
色 彩 等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

(8) 垣・塀利用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	①第1種地域から第4種地域1枚当たり5㎡以下 第5種地域は1枚当たり7㎡以下 第6種地域は1枚当たり10㎡以下 第7種地域は1枚当たり15㎡以下 ②掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数 量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

(9) 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区分	基準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

(10) アドバルーン

区分	基準
規格等	幅1.5m以下、高さ15m以下

(11) 広告旗

区分	基準
表示面積	2㎡以下
表示面積の合計	第5種地域・第6種地域 10㎡以下 第7種地域 20㎡以下
相互距離	5m以上

(12) 置看板・立看板

区分	基準
1方向の表示面の面積	2㎡以下
掲出場所	道路には設置しないこと

4. 特例基準（大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物を掲出する場合の特例）

(1) 要件

- ① 次のいずれかに係る自家用広告物であること
 - (ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
 - (イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 - (ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 - (エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行なう店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が
 - (オ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設
- ② 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2) 各地域における許可の基準

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）			
表示面積	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計10㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる
数量	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		4枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①建築物の壁面から突出させないこと ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止		①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止	
	駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする			

区分	第5種地域	第6種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）	
表示面積	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	
数量	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止	
	駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	

区分	第7種地域	
	(1)の①の(ア)から(エ)までに掲げる店舗 店舗面積3,000㎡以上	(1)の①の(オ)に掲げる施設 店舗面積500㎡超3000㎡未満
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）	
数量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる	2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
その他	・ 広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 ・ 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

※ 一般基準及び種類別基準については市町村において規定していますので、詳細については各市町村屋外広告物担当課へお問い合わせください。

1. 許可基準

(1) 一般基準（各市町村施行規則）

一般基準	美観上の基準	(1) 市街地における広告物は、都市の環境に調和、都市美を害さないもの。 (2) 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のもの。 (3) その効果の限度においてなるべく小さくすること。 (4) 赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩 ※表1を使用する場合は、その表示部分を最小面積 ※表2にとどめること。 (5) 赤色と緑色は、近接として使用しない。緑色と紫色においても同様。 (6) 夜間照明を目的とするネオンサイン等は、点滅速度をゆるやかなものとし、サーチライトを使用しない。
	危害防止の基準	(1) 容易に腐朽し、又は破損しない構造。 (2) 設置の方法が不完全で倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するもの。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨げないもの。 (4) 一般交通の用に供する道路上に設置しない。

※表1 マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R以上 6 R未満	4 以上 6 未満	8 超
緑 (G)	1 G以上 7 G未満	4 以上 7 未満	6 超
紫 (P)	6 P以上 9 P未満	4 以上 6 未満	7 超

※表2 次表の範囲内

広告物を表示する地域	最小面積割合
商業地域、近隣商業地域、準工業地域	50%を超えない
上記以外の地域	40%を超えない

・大和郡山市の色彩基準（平成20年6月1日規則改正）

赤、緑、紫等の原色又は原色に近い色彩として定める色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
景観形成重点地区 (大和郡山市景観形成ガイドラインに定める城下町・城趾エリア及び環濠集落)	赤 (R)	1 R以上 6 R未満	4 以上 6 未満	6 超
	黄赤 (YR)	—	—	6 超
	黄 (Y)	—	—	4 超
	緑 (G)	1 G以上 7 G未満	4 以上 7 未満	2 超
	紫 (P)	6 P以上 9 P未満	4 以上 6 未満	2 超
	その他	—	—	2 超
その他の地区	赤 (R)	1 R以上 6 R未満	4 以上 6 未満	8 超
	緑 (G)	1 G以上 7 G未満	4 以上 7 未満	6 超
	紫 (P)	6 P以上 9 P未満	4 以上 6 未満	7 超

※ 景観形成重点地区の最小面積割合は、総面積の30%を超えない範囲とする

※ その他の地区は上記※表2に準ずる

・一般県道中和幹線沿道※（大和高田市、桜井市、香芝市及び広陵町）の色彩基準（平成30年10月1日規則改正）

※道路境界から10mの範囲を各市町長が指定

マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
赤 (R)	—	—	10 超	板面の30%を超えない
黄赤 (YR)	—	—	10 超	
黄 (Y)	—	—	10 超	
その他	—	—	8 超	

(2) 種別基準 (各市町村施行規則)

		<地域別の基準>		<共通基準>		
建築物を利用するもの	屋上広告物	天理市、桜井市のうち市長が指定する地域		(1) 建築物の高さの1/3以下 (2) 地上からの高さ1.5m以下		
		1・2種中高層住居専用地域、 1・2種住居地域、準住居地域		(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.5m以下		
		二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)		設置しないこと		
		住宅市街地エリア (中和幹線)	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		田園・山なみエリア (中和幹線)	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積2.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積2.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		沿道市街地エリア (中和幹線)	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積1.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積1.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		上記以外	建築物の高さ：1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下		
建築物の高さ：1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下					
建築物を利用するもの	軒下広告物	二上山・三輪山眺望エリア (中和幹線)		(1) 8㎡以下 (2) 総表示面積2.4㎡以下 (3) 建築物の高さ以下		
		住宅市街地エリア(中和幹線)		(1) 1.0㎡以下 (2) 総表示面積3.0㎡以下 (3) 建築物の高さ以下		
		壁面にとりつけるもの	田園・山なみエリア(中和幹線)		(1) 2.0㎡以下 (2) 総表示面積6.0㎡以下 (3) 建築物の高さ以下	
			沿道市街地エリア(中和幹線)		(1) 表示面積は2.0㎡以下 (2) 壁面にじか付けするものは、 他の広告物の表示面積を含め 壁面の1/3以下	
		上記以外		(1) 表示面積は両面で2.0㎡以下 (2) 突出幅は壁面から1m以内 (道路を占有するものに限る) (3) 路面からの高さは歩道上 2.5m以上、車道上4.5m以上		
		壁面から突出するもの	二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線) 住宅市街地エリア(中和幹線) 田園・山なみエリア(中和幹線) 沿道市街地エリア(中和幹線)		(1) 道路上に突出しない (2) 総表示面積は壁面ごとに 1.0㎡以下 (3) 建築物高さの2/3以下	
			上記以外		(1) 表示面積は両面で2.0㎡以下 (2) 突出幅は壁面から1m以内 (道路を占有するものに限る) (3) 路面からの高さは歩道上 2.5m以上、車道上4.5m以上	
						<共通基準> ・1壁面に3個以下

	<地域別の基準>		<共通基準>
塀・垣 広告物	(1) 古い土塀には掲げない (2) 表示面積は塀・垣の立面積の1/3以下、かつ、20㎡以下 (3) 高さは塀・垣の上端を超えない (4) 同一の塀・垣に3個以下		
広告塔及び 建植広告物	二上山・三輪山眺望エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積24㎡以下、かつ、1面の面積は8㎡以下 (2) 地上からの高さ8m以下	以下を除いて設置してはならない ・自家用広告物 ・市街地において表示するもの
	住宅市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積15㎡以下、かつ、1面の面積は5㎡以下 (2) 地上からの高さ6m以下	
	田園・山なみエリア (中和幹線)	(1) 総表示面積30㎡以下、かつ、1面の面積は10㎡以下 (2) 地上からの高さ10m以下	
	沿道市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積60㎡以下、かつ、1面の面積は20㎡以下 (2) 地上からの高さ木造10m以下、鉄骨造15m以下	
広告塔	上記以外	(1) 表示面積60㎡以下、かつ、1面の面積は20㎡以下 (2) 地上からの高さ木造10m以下、鉄骨造15m以下	鉄道又は道路敷きから展望できる100m以上の場所に設置、かつ、広告物相互の間隔は100m以上
建植広告物	上記以外	(1) 表示面積30㎡以下 (2) 地上からの高さ5m以下	(自家用広告物、鉄道の駅の構内、市街地において表示するものを除く)
電柱広告物	電柱から突出するもの	(1) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下 (2) 地上から広告物の下端までの高さが4.5m以上で民地側に設置	<共通基準> ・1本の電柱に突き出し、巻きつけ各1個以下
	電柱に巻き付けるもの	(1) 大きさは縦1.8m以下 (2) 地上から1.8m以上に設置	
アーチ広告物	(1) 地上からの広告物の下端までの高さは4.5m以上 (2) アーチ上部には公共的な名称のみ表示し、その他の広告物は下部の柱部に掲出		
気球広告物	(1) 気球の大きさ直径3m以下、地上高さ45m以下、係留する綱に架設する広告物は縦15m以下、横1.5m以下 (2) 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れない (3) 広告面にネットを用いる (4) 風速5m以上の時は掲揚しない (5) 気球に補助綱があること		
広告幕	(1) 懸垂幕は縦10m以下、横1.2m以下 (2) 横断幕は繁華街においてのみ掲げる (3) 懸垂幕・横断幕の外周には風圧に耐えられるよう適当なロープを入れる (4) 旗、のぼり等の布地を用いるものは、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しの他、商店街の慣習として認められる場合に限る		
立看板	(1) 大きさは縦1.8m以下、横0.9m以下 (2) 脚部の長さは0.5m以下		
はり札	(1) 表示面積は1枚につき0.5㎡以下		
はり紙	(1) 表示面積は1枚につき1㎡未満。(掲示板に掲出する場合を除く) (2) 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は掲出しない		

2. 禁止地域・許可地域の適用除外基準（禁止地域基準：県施行規則、許可地域基準：各市町村施行規則）

(1) 自己用広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が5㎡以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く）、第2種歴史的風土保存地区、風致地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が7㎡以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
上記以外の地域及び場所	(1) 各広告物の表示面積の合計が10㎡以下

※1 禁止地域のうち展望規制区域については(4)を参照

※2 歴史的風土特別保存地区、第1種・第2種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(2) 自己管理広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 表示面積の合計が1㎡以下
上記以外の地域及び場所	(1) 表示面積の合計が5㎡以下

※歴史的風土特別保存地区、第1種・第2種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(3) 道標及び案内板

広告物を表示する地域及び場所		広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	道標	(1) 縦30cm以下、横75cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物等の紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下
主要交差点周辺※	道標	(1) 縦80cm以下、横240cm以下 (2) 地盤面から広告物上端までの高さ4m以下（同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は、4.8m以下）
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下
上記以外の地域及び場所	道標	(1) 縦40cm以下、横105cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下

※奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域に指定された路線における信号を有する交差点の周辺30mの範囲

(4) 展望規制区域及び主要交差点周辺（禁止地域）における自己用広告物の許可基準

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格		備考
	建築延面積	各広告物の表示面積の合計	
展望規制区域内の準工業地域、工業地域、工業専用地域	500㎡以下	20㎡以下	鉄道又は道路敷地からの距離が20mを増すごとに広告物の規格にそれぞれ10分の1の面積を加算する。 総表示面積10㎡以下は許可不要
	500㎡超1000㎡以下	30㎡以下	
	1000㎡超	40㎡以下	
展望規制区域内で上記以外の地域	500㎡以下	15㎡以下	総表示面積10㎡以下は許可不要
	500㎡超1000㎡以下	25㎡以下	
	1000㎡超	35㎡以下	
展望規制区域外の主要交差点周辺	—	—	総表示面積10㎡超えは許可必要

※それぞれの屋外広告物の種類別の基準を満たす必要があります。

3. 景観保全型広告整備地区について

学研奈良登美ヶ丘駅周辺景観保全型広告整備地区	生駒市鹿畑町の一部地区
京奈和自動車道・五條道路インターチェンジ周辺景観保全型広告整備地区	五條北インターチェンジ周辺地区 五條インターチェンジ周辺地区 五條西インターチェンジ周辺地区
京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）沿道景観保全型広告整備地区	京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）の路端から両側200mの間の地区
法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区	斑鳩町内の奈良大和郡山斑鳩線、国道25号、大和高田斑鳩線の一部区間の沿道地区
山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区	天理環状線（天理市内）～国道169号（桜井市内）の一部区間の沿道地区
主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区	西名阪道郡山インターチェンジ、法隆寺インターチェンジ、香芝インターチェンジの各周辺沿道地区

※広告物等の表示の方法に関する事項を別途定めています。

【奈良市】

景観保全型広告整備地区に該当する場合は別途基準あり

● 第1種禁止地域

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計：5㎡以下

① 一般基準

屋外広告物ごとの表示面積：3㎡以下

項目	基準																																																								
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、ワーアップは使用しないこと ・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと ・特定商品名のみを表示するものでないこと ・特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下 ・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと ・写真等は表示しないこと ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く) ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと 																																																								
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと 																																																								
色彩の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次の範囲内の色彩であること <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地色</td> <td>R系</td> <td>5.0R以上10.0R未満</td> <td>5.0超7.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">YR系</td> <td>0.0YR以上5.0YR未満</td> <td>2.0以上5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR以上10.0YR未満</td> <td>5.0超7.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>0.0Y以上5.0Y未満</td> <td>2.0以上5.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>2.0以上7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td></td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・配色調和に配慮すること ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること 	色相		明度	彩度	地色	R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下	YR系	0.0YR以上5.0YR未満	2.0以上5.0以下	5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下	Y系	0.0Y以上5.0Y未満	2.0以上5.0以下	N系(無彩色)	2.0以上7.0以下	2.0以下	その他の色相		使用不可	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	N系(無彩色)		制限なし
色相		明度	彩度																																																						
地色	R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下																																																						
	YR系	0.0YR以上5.0YR未満	2.0以上5.0以下																																																						
		5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下																																																						
	Y系	0.0Y以上5.0Y未満	2.0以上5.0以下																																																						
		N系(無彩色)	2.0以上7.0以下	2.0以下																																																					
	その他の色相		使用不可																																																						
文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし																																																						
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし																																																						
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし																																																						
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし																																																						
	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし																																																						
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし																																																						
	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし																																																						
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし																																																						
	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし																																																						
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし																																																						
	N系(無彩色)		制限なし																																																						

② 種類別基準

種類及び項目	基準
屋上広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等 数量 ・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他 ・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
塀及び垣 広告物	高さ ・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと 面積・規模等 数量 ・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下 ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下 その他 ・古い土塀には掲げないこと
広告塔 ・ 広告板	表示・設置 ・広告塔は表示又は設置しないこと
	高さ ・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下 色彩 ・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度 その他 ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
電柱広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと
アーチ広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと
気球広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと
共通 のぼり	その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	面積・規模等 その他 ・のぼりの全高は、2m以下 ・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板	面積・規模等 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はり り 札紙	はり札 面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙 面積・規模等 ・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

項目	基準																																																																																														
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、アーチライトは使用しないこと ・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと ・特定商品名のみを表示するものでないこと ・特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下 ・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下 ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く) ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと 																																																																																														
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと 																																																																																														
色彩の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次の範囲内の色彩であること <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N系(無彩色)</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N系(無彩色)</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—
		色相	明度	彩度																																																																																											
地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下																																																																																											
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下																																																																																											
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
	N系(無彩色)		制限なし	—																																																																																											
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
GY系		0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
G系		0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
BG系		0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
B系		0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
PB系		0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
P系		0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																											
N系(無彩色)		制限なし	—																																																																																												
		<ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下 色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下 文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下 色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下 																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> ・配色調和に配慮すること ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること 																																																																																													

② 種類別基準

種類及び項目	基準	
屋上広告物	表示・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・表示又は設置しないこと 	
壁面広告物	面積・規模等 数量	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの
塀及び垣 広告物	高さ 面積・規模等 数量 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと ・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下 ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ・古い土塀には掲げないこと
広告塔・ 広告板	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下
	数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下
	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
	自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
共通	色彩 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度 ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと

広告幕	共通	面積・規模等 その他	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模等 その他	・のぼりの全高は、2m以下 ・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はり札 札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第1種特別許可地域

① 一般基準

項目	基準																																																																																														
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さく、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン等は、周囲に類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、ワープロは使用しないこと ・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと ・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下 ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く) ・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと(自己用広告物を除く) ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと 																																																																																														
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと 																																																																																														
色彩の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次の範囲内の色彩であること <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする <ul style="list-style-type: none"> 地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下 色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下 文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下 色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下 <ul style="list-style-type: none"> ・配色調和に配慮すること ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること 		色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—
	色相	明度	彩度																																																																																												
地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下																																																																																											
	N系(無彩色)		制限なし	—																																																																																											
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
Y系		0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
GY系		0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
G系		0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
BG系		0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
B系		0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
PB系		0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
P系		0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																											
N系(無彩色)			制限なし	—																																																																																											

② 種類別基準

種類及び項目	基準
屋上広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等 ・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下
	数量 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下
	その他 ・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイン等)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること
塀及び垣 広告物	高さ ・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
	面積・規模等 ・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下
	数量 ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下
その他	・古い土塀には掲げないこと

広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下
共通	自立し、移動可能な 広告板		・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
	公共用ベンチ広告板		・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
	面積・規模等		・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める ・鉄道又は道路敷及びこれから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は 広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの ・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断 歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
		面積・規模等 数量 色彩 その他	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下 ・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること
	巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上
		面積・規模等 数量 色彩 その他	・縦は1.5m以下 ・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	
	面積・規模等 その他	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること	
広告 幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下
	のぼり	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ・のぼりの全高は、2m以下 ・のぼり相互の間隔は、5m以上
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	
	ははり 札紙	面積・規模等	・ははり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下 ・ははり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のははり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第2種特別許可地域

① 一般基準

項目	基準																																																									
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告は、その効果の限度においてなるべく小さく、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、ワーアフレッドは使用しないこと ・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと ・道路境界線を越えて表示又は設置しないこと ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下 ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、ははり札、ははり紙を除く) ・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと(自己用広告物を除く) ・屋根には直接ベネキ等で表示しないこと 																																																									
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと ・次の範囲内の色彩であること 																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">色</td> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N系(無彩色)</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	地	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下	色	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下		G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下		B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下		P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下		N系(無彩色)	制限なし	—	—
	色相	明度	彩度																																																							
地	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下																																																						
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下																																																						
色	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下																																																						
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下																																																						
	N系(無彩色)	制限なし	—	—																																																						

色彩の基準	文	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	
	字	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	
	色	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	
	等	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
		N系(無彩色)		制限なし	-	
	<p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる</p> <p>(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下</p> <p>(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下</p> <p>(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする</p> <p>地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下</p> <p>色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下</p> <p>色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下</p> <p>文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下</p> <p>色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下</p> <p>色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下</p> <p>配色調和に配慮すること</p> <p>木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる</p> <p>ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること</p>					

② 種類別基準

種類及び項目		基準		
屋上広告物	表示・設置	表示又は設置しないこと		
壁面広告物	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下 		
	数量	同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 突き出し形式は、表示又は設置しないこと 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと 大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること 		
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの 		
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 高さ、塀及び垣の上端を超えないこと 		
塀及び垣 広告物	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下 塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下 		
	数量	同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下		
	その他	古い土塀には掲げないこと		
	高さ	地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下		
広告塔・ 広告板	広告塔	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 	
		高さ	地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	
	広告板	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 	
		高さ	地上から広告塔の上端までの高さは、5m以下	
	自立し、移動可能な 広告板	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 自己用広告物に限る 広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 表示場所は、背もたれ部分のみであること 表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 	
		公共用ベンチ広告板	<ul style="list-style-type: none"> 自己用広告物に限る 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない 板面は単純な形状であること 可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること 	
	共通	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない 板面は単純な形状であること 可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない 板面は単純な形状であること 可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること 	
	電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
			面積・規模等	縦は1.2m以下、横は0.5m以下
巻付け 広告		数量	1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
電柱 広告物	突き出し 広告	その他	<ul style="list-style-type: none"> 同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと 車道に出ないように設置すること 	
		高さ	地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	
	巻付け 広告	面積・規模等	縦は1.5m以下	
		数量	1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
巻付け 広告	色彩	表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
	その他	同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと		

アーチ広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること	
気球広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	
	面積・規模等 その他	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること	
広告幕	共通	面積・規模等 ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下 その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
	のぼり	面積・規模等 ・のぼりの全高は、2m以下 その他 ・のぼり相互の間隔は、5m以上	
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	
はり札 はり紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

●第3種特別許可地域

①一般基準

項目	基準				
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さく、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はその類似するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと ・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと ・道路境界線を越えて表示又は設置しないこと ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下 ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く) ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと 				
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと ・次の範囲内の色彩であること 				
色彩の基準	地色	色相		明度	彩度
		R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
文字色等	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下	
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下	
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下	
	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下	
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下	
	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下	
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下	
	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下	
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下	
	N系(無彩色)		制限なし	—	
	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	
G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下		
BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下		
B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下		
PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下		
P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下		
RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下		
N系(無彩色)		制限なし	—		
<ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 					
<ul style="list-style-type: none"> 地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下 色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下 文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下 色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下 					
<ul style="list-style-type: none"> ・配色調和に配慮すること ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること 					

②種類別基準

種類及び項目	基準				
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1/3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又はその掲出物件の上端までの高さは15m以下			
	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下 			
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと			

壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下		
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・パスクレーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと		
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下		
広告塔・ 広告板	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下		
	広告塔	面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下	
		高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、5m以下	
	広告板	面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	
		自立し、移動可能な 広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下	
	公共用ベンチ 広告板	面積・規模等	・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		共通	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める ・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は 広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの ・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断 歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・パスクレーションシステム型広告は、別に定める基準によること	
	電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
			面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
			数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
巻付け 広告		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上		
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること		
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下		
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと		
	その他	・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること		
広告 幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)		
	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲揚すること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
立 看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下		
は り 札 紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 一般地域

① 一般基準

項目	基準																																																																																																	
美観上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50%以下 ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く) ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと 																																																																																																	
危害防止の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと 																																																																																																	
色彩の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次の範囲内の色彩とすること <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地色</th> <th colspan="2">色相</th> <th rowspan="2">明度</th> <th rowspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる</p> <p>(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の30%以下</p> <p>(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下</p> <p>(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする</p> <p>地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下</p> <p>色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下</p> <p>色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下</p> <p>文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下</p> <p>色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下</p> <p>色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下</p> <p>・配色調和に配慮すること</p> <p>・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる</p> <p>ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること</p>	地色	色相		明度	彩度	色相	明度	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	7.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	10.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系(無彩色)		制限なし	—
地色	色相		明度	彩度																																																																																														
	色相	明度																																																																																																
地色	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下																																																																																														
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下																																																																																														
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	7.0以下																																																																																														
	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	N系(無彩色)		制限なし	—																																																																																														
文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																														
	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																														
	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	10.0以下																																																																																														
	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																														
	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																														
	N系(無彩色)		制限なし	—																																																																																														

① 一般基準

種類及び項目	基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・次の区分に応じた基準に適合すること (1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所※ 建築物の高さの1/3以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下 (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域 建築物の高さの1/2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m(高度地区における最高限度が25m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下 (3) 上記以外の区域 ア 建築物の高さが15m未満の場合 建築物の高さの1/2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20m(高度地区における最高限度が20m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下 イ 建築物の高さが15m以上25m未満の場合 建築物の高さの1/2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは36m(高度地区における最高限度が36m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下 ウ 高さが25mを超える建築物には、表示又は設置しないこと
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下
面積・規模等	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと

壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下(突き出し形式を除く) ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下		
	その他	・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること (1) 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.0m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 (2) 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと		
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下		
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下	
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	
	自立し、移動可能な 広告板	面積・規模等	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	
		公共用ベンチ広告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0VR 8.0/2.0	
	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の開口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める	
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は 広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	
	電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
			面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
巻付け 広告		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		その他	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0VR 8.0/2.0 ・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること	
巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上		
	面積・規模等	・縦は1.5m以下		
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上		
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること		
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下		
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を保留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること		
広告 幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)		
	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
立 看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下		
は り 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

【樺原市】

1. 許可基準

(1) 一般基準

一般基準は、許可地域の全域で、すべての屋外広告物の許可申請に対して適用される。

基準の種類	基準
美観上の基準	1 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。 2 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。 3 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
危害防止の基準	1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨若しくは振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。 4 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。
色彩の基準（マンセル表色系）	1 地色（背景・基調となる色）はR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。地色以外（文字・図柄等）はR・YR・Y系は彩度12以下、RP系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。 2 基準を超える彩度の色彩の使用は、合計30%以下とすること。
照明の基準	1 商業業務地エリア、沿道市街地エリア、大和三山眺望景観保全地区（第2種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅速度をゆるやかにすること。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。 2 田園・住宅地エリア、専用住宅地エリア、自然風致保全エリア、大和三山眺望景観保全地区（第1種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅しないこと。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。
可変表示式屋外広告物の基準	1 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件以外の電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変更することができる広告物（以下「可変表示式屋外広告物」という。）又はその掲出物件については、全てのエリア及び地区において設置を禁止するものとする。 2 可変表示式屋外広告物の設置に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1）道路交通安全の妨げとならないよう、できるだけ道路及び信号機から離隔すること。 （2）周辺の景観に配慮し、できるだけ明るさを抑えること。 （3）表示時間は、当該設置される事業所等の営業時間内のみとすること。 3 設置数は1の事業所等につき1個以下とする。ただし、複合商業施設等の2以上の事業所等（屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の2以上の棟をなす建物における2以上の事業所等をいう。）は、これを1の事業所等とする。

(2) 地区及び種類ごとの基準

樺原市内の許可地域は、以下の全7種類に区分されている。

- ①商業業務地エリア ②沿道市街地エリア ③田園・住宅地エリア ④専用住宅地エリア ⑤自然風致保全エリア
⑥大和三山眺望景観保全地区（第1種） ⑦大和三山眺望景観保全地区（第2種）

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、広告塔、広告板については、上記の地区区分ごとに基準がある。

塀垣広告物、電柱広告物、アーチ広告物、気球広告物、広告幕、立看板、はり札、はり紙は、全域共通の基準がある。

壁面又は敷地内の総表示面積を算出する際、可変表示式屋外広告物がある場合は、当該広告物の表示面積は4倍で計算する。

自立する広告物については、4m以下のものを広告板、4mを超えるものを広告塔と定義している。

10m以上の広告塔に対する行為については、景観法に基づく届出が別に必要となる。

① 商業業務地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/4以下
	総表示面積	・50㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない

壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1壁面の設置数	・3個以下
	1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・20㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は5㎡以下
突出広告物	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下
	突出幅	・道路を上空占有する場合は、壁面から1m以下かつ敷地境界から0.6m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	総表示面積	・10㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり1㎡以下かつ複数面の合計2㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	・10m以下
	表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ敷地内の合計30㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり5㎡以下かつ複数面の合計7.5㎡以下

② 沿道市街地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	【近隣商業地域、準工業地域、工業地域】 ・建築物の高さが1.5m以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが1.5m未満の場合：高度地区の上限以下かつ20m以下 【上記以外】 ・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	・100㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1壁面の設置数	・3個以下
	1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・20㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は5㎡以下
突出広告物	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下
	突出幅	・道路を上空占有する場合は、壁面から1m以下かつ敷地境界から0.6m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	総表示面積	・10㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり1㎡以下かつ複数面の合計2㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	・鉄骨造1.5m以下、木造10m以下
	表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ敷地内の合計50㎡以下
	可変表示式の場合	・上端高さは10m以下 ・1広告物の表示面積は1面あたり5㎡以下かつ複数面の合計10㎡以下

③ 田園・住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下かつ1.5m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	・20㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・1.5m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・15㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

突出広告物	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
	上端高さ	・1.0m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	突出幅	・道路を上空占用する場合は、壁面から0.8m以下かつ敷地境界から0.4m以下
	1壁面の設置数	・1個以下
	総表示面積	・5㎡以下
広告塔・広告板	可変表示式の場合	・設置禁止
	上端高さ	・1.0m以下
	表示面積	・1面あたり2.0㎡以下かつ敷地内の合計3.0㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

④ 専用住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・4m以下
	表示面積	・敷地内の合計1.0㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

⑤ 自然風致保全エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑥ 大和三山眺望景観保全地区（第1種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑦ 大和三山眺望景観保全地区（第2種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・建築物の高さが1.5m以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが1.5m未満の場合：高度地区の上限以下かつ2.0m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	・5.0㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない

壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1壁面の設置数	・3個以下
	1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・20㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は5㎡以下
突出広告物	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
	上端高さ	・壁面上端以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下
	突出幅	・道路を上空占用する場合は、壁面から1m以下かつ敷地境界から0.6m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	総表示面積	・10㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり1㎡以下かつ複数面の合計2㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	・10m以下
	表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ敷地内の合計30㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり5㎡以下かつ複数面の合計7.5㎡以下

共通基準

種類	許可基準
塀垣広告物	<ol style="list-style-type: none"> 古い土塀には掲げないこと。 表示面積は、塀又は垣の立面積の1/3以下で、かつ、20㎡以下であること。 高さは、塀又は垣の上端を超えないこと。 同一の塀又は垣には、3個以下であること。 総表示面積の合計は、60㎡以下であること。 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
電柱広告物	<ol style="list-style-type: none"> 電柱に突き出す、又は巻き付ける広告物は、それぞれ1個以上取り付けないこと。 突出し広告 <ol style="list-style-type: none"> 大きさは、縦1.2m以下、横0.5m以下であること。 地上から広告物の下端までの高さは、4.5m以上あること。 道路中心線に向けて取り付けないこと。 巻付け広告 <ol style="list-style-type: none"> 大きさは、縦1.8m以下であること。 地上から広告物の下端までの高さは、1.8m以上あること。 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
アーチ広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5m以上であること。 アーチの上部には公共的な名称のみを表示し、その他の広告物は柱部に掲出するものであること。 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
気球広告物	<ol style="list-style-type: none"> 気球は直径3m以下、地上からの高さは4.5m以下、係留する綱に架設する広告物は縦1.5m横1.5m以下であること。 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。 広告面にネットを用いてあること。 風速5m以上のときには掲揚しないこと。 気球に補助綱があること。
広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)	<ol style="list-style-type: none"> 懸垂幕は、縦10m以下、横1.2m以下であること。 横断幕は、縦1.2m以下、横10m以下であること。 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。 旗、のぼり等は、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商売の慣習として認められている場合に限ること。
立看板	<ol style="list-style-type: none"> 大きさは、縦1.8m以下、横0.9m以下であること。 脚部の長さは、0.5m以下であること。
はり札	表示面積は、1枚につき、0.5㎡以下であること。
はり紙	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、1枚につき1㎡未満であること。ただし、掲示板等に掲出する場合は、この限りでない。 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は、掲出しないこと。

(3) 上乗せ基準

許可地域の一部には、上乗せ基準がある。

景観保全型広告整備地区は、京奈和自動車道、大和高田バイパスの高架部の路端から両側200mの範囲に指定。

二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)、沿道市街地エリア(中和幹線)は、中和幹線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ田園・住宅地エリア(県道橿原神宮東口停車場飛鳥線)、自然風致保全エリア(県道橿原神宮東口停車場飛鳥線)は、県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ指定。

表示又は設置の場所	基準
景観保全型広告整備地区	広告物の上端の高さは10メートル以下であること。
二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1つの壁面の表示面積の合計は24㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の総表示面積は、24㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。 6 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
沿道市街地エリア（中和幹線）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 3 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件は、広域幹線沿道区域の禁止地域に表示又は設置しないこと。
田園・住宅地エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の総表示面積は、16㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。
自然風致保全エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。

2. 適用除外の基準

禁止地域では、適用除外の基準を超えると、屋外広告物の掲出はできない。ただし、自家用広告物は、許可申請により掲出できる場合がある。

許可地域では、適用除外の基準を超えると、許可を受ける必要がある。

地域	種類	適用除外の基準	
禁止地域	歴史的風土特別保存地区	道標	・縦30cm、横75cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により5㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・1㎡以下
	歴史的風土保存区域及び風致地区	道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により7㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
	広域幹線沿道区域	道標	・縦80cm、横240cm以下 ・上端高さ4m以下、同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下
		自家用広告物	・10㎡以下 ・10㎡を超える場合は許可申請により表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
上記以外	道標	・縦40cm、横105cm以下	
	自家用広告物	・7㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。	
	自己管理地広告物	・5㎡以下	
許可地域	道標	・縦40cm、横105cm以下	
	自家用広告物	・10㎡以下	
	自己管理地広告物	・5㎡以下	

【和歌山県】（和歌山市 以外）

1. 共通基準

- (1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。
- (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。
- (3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。
- (4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。
- (6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。
- (7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。
- (9) 道路に設置しないものであること。ただし、道路を占用して設置される工作物に添加される場合は、当該道路管理者の許可を受けたものであること。
- (10) 禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあつては、表示面積が0.5㎡より大きい電光表示広告物でないこと、かつ、彩度（日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては適用しない。

2. 許可地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類	個 別 基 準			
	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
建築物を利用する広告物	壁面広告 自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合には1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/20+20㎡以下で、かつ、100㎡以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合には1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/10+30㎡以下で、かつ、200㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合には1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/7+50㎡以下で、かつ、300㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	1 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 2 窓その他の開口部を覆わないものであること。		
突出し広告	一般広告物	信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出すものでないこと。		
	共通	地面から広告物の上端までの高さは10m以下であること。	地面から広告物の上端までの高さは20m以下であること。	地面から広告物の上端までの高さは30m以下であること。 1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは2.5m以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0m以下とし、路面から広告物の上端までの高さは歩道上にあつては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5m以上であること。

屋 上 告 告	自家用広 告物等	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30m以下とすること。
	一般広告 物	広告物の高さは建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30m以下とすること。
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面は、原則として4面であること。 2 屋根に直接表示しないこと。 3 建築物の壁面から突き出ないものであること。 4 木造建築物に掲げるものでないこと。 		
独 立 し て 設 置 さ れ る 告 告 物	自家用広告物 等	表示面積は、1面につき10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき30㎡以下で、かつ、合計60㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般広告物	表示面積は、1面につき7㎡以下で、かつ、合計14㎡以下であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 高さは、7m以下であること。 2 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。 3 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、7m以上であること。 4 点滅又は回転するものでないこと。 		
工 作 物 を 利 用 す る 告 告 物	電柱広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物は、電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。 2 大きさは、突出しのものにあっては縦1.2m以下、横0.5m以下、突出し幅0.6m以下で、かつ、地面から広告物の下端までの高さが4.5m(歩道上にあっては、2.5m)以上とし、巻付けのものにあっては地上3.5mを上端とし、1.5mを下端とする範囲内に設置するものであること。 3 表示内容は、事業所等の方向、里程等を表示するものであること。 4 個数は、電柱1本につき、それぞれ1個であること。ただし、巻付けのものにあっては、その表示面積が1㎡を超えない範囲内において2面を1個とすることができる。 5 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。 6 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。 7 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。 		
	消火栓標識柱 添加広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき、0.32㎡以下で、かつ、突出し幅は0.8m以下であること。 2 個数は、標識柱1本につき、1個であること。 3 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。 4 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5m以上であること。 5 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。 6 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添加するものであり、所轄消防署長の同意書を添付したものであること。 		
	街灯柱添加 広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき、0.5㎡以下で、突出しのものにあっては、道路から広告物の下端までの高さは、歩道にあっては2.5m以上とし、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5m以上であること。 2 表示面は、2面であること。 3 個数は、街灯柱1本につき、1個であること。 4 道路管理者が設置した街灯柱に添加するものでないこと。 		

	照明付バス停留所標識添加広告	1 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は0.2㎡以下で、かつ、照明表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。 2 広告物を設置し、管理するものは、原則としてバス事業者であること。		
	アーケード添加広告	1 表示内容は、地名、街区名等であること。 2 アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のほり以上の高さに設置するものであること。		
	アーチ添加広告	1 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。 2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては3.5m、車道上にあっては5m以上であること。 3 幅員9m以上の道路に設置しないものであること。		
その他の広告物	貼り紙	1 表示面積は、1㎡以下であること。 2 のり付けしないものであること。 3 1壁面には、2枚以下であること。		
	貼り札	1 表示面積は、0.5㎡以下であること。 2 一の物件につき、2枚以下であること。		
	立て看板、のぼりその他これらに類するもの	表示面積は、1面につき2㎡以下であること。		
広告幕	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	横断幕にあっては、道路を横断して設置するものでないこと。		
	気球広告	1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15m、幅1.5m以下であること。 2 気球の大きさは直径3m以下で、ロープの長さは50m以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助網を用いるものであること。		
案内広告物	道標、案内図板等	建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用する。		
	案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、3㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、3㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき3㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、5㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき、5㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。	
		1 事業所等の方向、里程その他の案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 2 道路上に突き出ないものであること。		

備考

- 「一般広告物」とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。
- 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 建築物の屋上工作物の上に広告物を設置する場合は、当該屋上工作物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さを含むものとする。

3. 許可地域等における電光表示広告物の基準

電光表示広告物の許可基準については、各種類に応じて各種類の一般広告物(自家用広告物等以外の広告物をいう。)の基準を適用する。

4. 禁止地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類	個別基準	
建築物を利用する 広告物	壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。
	突出し広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは、10m以下とし、地面から広告物の下端までの高さは、2.5m以上であること。 6 道路に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたもの限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0m以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5m以上であること。
	屋上広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。 2 表示面は、原則として4面であること。 3 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100m以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。 4 屋根に直接表示しないこと。 5 建築物の壁面から突き出ないものであること。 6 木造建築物に掲げるものでないこと。
独立して設置される 広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。 2 高さは、10m以下であること。 3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 4 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100m以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。 5 道路上に突き出ないものであること。 	
その 他の 広告物	立て看板、のぼりその他これらに類するもの	表示面積は、1面につき2㎡以下であること。
	広告幕	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 横断幕にあっては、道路を横断して設置するものでないこと。
	気球広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15メートル、幅1.5m以下であること。 2 気球の大きさは直径3m以下で、ロープの長さは50m以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助網を用いるものであること。
案内 広告物	道標、案内図板等	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共的団体が設置するものであること。 2 表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 3 個数は、最も必要な個所に1個であること。 4 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面の上端及び両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 5 独立して設置されるものにあつては、高さは4m以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。
	案内板	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、1㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、2㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは3メートル以下であること。ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、1面につき、10㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ高さは5メートル以下であること。 3 建築物の壁面を利用するもの及び独立して設置されるものの広告物の個数は、1事業所等について主たる進入路の両側にいずれかの1個であること。 4 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、許可地域等における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用する。この場合、個数は巻き付けのもの又は突出しのものそれぞれ2個であること。 5 事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。

<p>高速道路等沿道案内広告物</p>	<p>1 広告物を表示し、又は設置する目的に関し、次に掲げる基準のいずれかを満たすものであること。</p> <p>(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するため、地方公共団体若しくは公共的団体が表示し、又は設置するもので、公共的目的を有するもの（当該公共的目的以外の目的を有しないものに限る。）であること。</p> <p>(2) 指定観光施設等へ案内するため、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置するもの（当該目的に公衆の利便に供すること以外の目的を含まないものに限る。）であること。</p> <p>2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するためのものにあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからクまでに掲げるものに限り、表示するものであること。</p> <p>ア 指定特産品の名称、当該指定特産品に係る指定地域の名称及び当該指定地域に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>イ 指定特産品の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定特産品の内容に係る説明</p> <p>ウ 指定観光施設等への案内（公衆の利便に供することを目的とするものに限る。）の表示を含む場合にあつては、指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称</p> <p>オ アからエまで及びクに掲げる事項の全部又は一部に付される英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示（以下「翻訳等」という。）</p> <p>カ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）</p> <p>キ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、公共的目的のため必要な表示であると知事が認めるもの</p> <p>(2) 指定観光施設等へ案内するためのもの（指定特産品に係る指定地域への案内の表示を含むものを除く。）にあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからキまでに掲げるものに限り、表示するものであること。</p> <p>ア 指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>イ 指定観光施設等の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定観光施設等の内容に係る説明</p> <p>ウ 指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）</p> <p>エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称</p> <p>オ アからエまで及びキに掲げる事項の全部又は一部に付される翻訳等</p> <p>カ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章</p> <p>キ アからカまでに掲げるもののほか、公衆の利便に供するものとして表示する必要があると知事が認めるもの</p> <p>(3) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定特産品の名称及び当該指定特産品に係る指定地域の名称の組合せ（同一の名称の組合せを表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道（当該高速道路等の車線のうち表示し、又は設置しようとする広告物から最も近い車線の沿道をいう。以下同じ。）上において2を超えて表示していないこと。</p> <p>(4) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定観光施設等の名称（同一の名称を表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道上において2を超えて表示していないこと。</p> <p>3 広告物の形状に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 1の掲出物件に係る表示面は、1面であること。</p> <p>(2) 表示面は長方形で、かつ、幅1.1m以下であること。</p> <p>(3) 地面から広告物の上端までの高さは、7m以下であること。</p> <p>4 広告物の面積に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる表示面積以下であること。</p> <p>ア 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が3であつて、かつ、当該表示面に表示する日本語の案内（記号、マーク、絵その他これらに類するもの（以下「記号等」という。）及びアラビア数字その他外国語による翻訳又はローマ字の表示を付す必要がないことが明らかであるものを除く。以下「日本語案内」という。）の全部について翻訳等を付す場合 4.5㎡</p>
---------------------	--

イ 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が2又は3である場合（アに掲げる場合を除く。） 30㎡

ウ 1の表示面に指定特産品又は指定観光施設等の名称のいずれか1つを表示する場合 20㎡

(2) 次に掲げる表示に係る面積の基準を満たすものであること。

ア インターチェンジの名称その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「案内部分」という。）の面積の合計は、表示面積の5分の1以上であること。

イ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号等その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「記号等部分」という。）を案内部分以外の部分（以下「主要部分」という。）に表示する場合にあっては、記号等部分の面積の合計は、表示面積の5分の1以下であること。

5 広告物の色彩に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 主要部分の表示面の色は、茶色（次に掲げる基準を満たすものをいう。以下同じ。）であること。

ア 色相（日本産業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）が10Rから7.5YRまでの範囲内にあるものであること。

イ 明度（日本産業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）が1.5から3.5までの範囲内にあるものであること。

ウ 彩度が1から3までの範囲内にあるものであること。

(2) 主要部分上に表示する記号等以外のものの色は、白色（明度が9.0以上、かつ、彩度が0.3以下であるものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 案内部分の表示面の色は、白色であること。

(4) 案内部分上に表示する記号等（インターチェンジの表示及びこれに附属する表示に係るものを除く。）以外のもの（以下「文字等」という。）の色は、茶色であること。

(5) 高速道路等を通行する車両の運転者が表示面の裏面又は支柱を容易に視認できる場合にあっては、当該表示面の裏面又は支柱の色は、景観に配慮した色であること。

6 広告物の意匠に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 表示面が点滅し、又は回転するものでないこと。

(2) 電光表示、点灯照明、ネオンサインその他の光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く。）を使用するものでないこと。

7 広告物の表示の方法に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 文字等（日本語案内に付す翻訳等に係るものを除く。）は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる長さ以上であること。

ア 最寄りの高速道路等の路端から15m以内の範囲に表示面の全部が存する場合 縦50cm

イ 最寄りの高速道路等の路端から15mを超える範囲に表示面の全部又は一部が存する場合 縦70cm

(2) 日本語案内に付す翻訳等は、当該日本語案内に係る文字等の長さに55%を乗じて得た数値以上であること。

(3) 文字等の書体は、高速道路等を通行する車両の運転手が明瞭に判読できるものであること。

8 広告物の設置場所に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 高速道路等に設置されている標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1案内標識の表に掲げるものに限る。）から10m以内の範囲に、表示面の全部又は一部が存しないこと。

(2) 高速道路等の道路端から道路外側に向かって5m以上30m以下の範囲に表示面の全部が存するもので、かつ、当該道路端に係る道路面上方12mにおける水平面から当該表示面の全部又は一部が突出しないものであること。

(3) 最寄りの高速道路等の沿道上に他の高速道路等沿道案内広告物が存する場合にあっては、当該他の高速道路等沿道案内広告物から80m以上離れた場所（地理的要因その他やむを得ない事由があり、かつ、周辺景観と不調和とならないと知事が認めた場合にあっては、知事が別に適当と認める場所）に設けられるものであること。

備考

1 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。

2 建築物の屋上工作物の上に広告物を設置する場合は、当該屋上工作物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さを含むものとする。

3 「組合せ」とは、1の指定特産品の名称と当該指定特産品に係る1の指定地域の名称を組み合わせたものをいい、複数の指定特産品の名称又は複数の指定地域の名称を表示する場合は、指定特産品の名称の数に指定地域の名称の数を乗じて得た数の組合せについて、それぞれ高速道路等沿道案内広告物の部個別基準欄2(3)に掲げる基準を満たすものとする。

5. 許可地域等及び禁止地域等における総量基準

一の敷地における広告物（高速道路等沿道案内広告物を除く。）の表示面積の合計（表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものは、下記の基準とする。

禁止地域等	許可地域等		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
30㎡以下であること。	建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、50㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/100+50㎡以下、かつ、150㎡以下であること。	1 建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、100㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/50+100㎡以下、かつ、300㎡以下であること。 2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、150㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/30+150㎡以下、かつ、450㎡以下であること。 2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。

6. 許可地域等における電光表示広告物の総量基準

一の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計（表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものとす。）は、下記の基準とする。

許可地域等	
第2種地域	第3種地域
20㎡以下であること。	30㎡以下であること。

【和歌山市】

規格の設定

項目	要件
基本要件	(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠及び色彩を有するものとする。こと。 (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。 (3) 広告物の側面及び裏面の不体裁な支柱、金具等が露出せず、美観を損なわないように施工するものであること。 (4) 汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。 (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。 (6) 周囲の景観との調和を図るため、表示する広告物又は設置する掲出物件の数は必要最小限とすること。 (7) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、安全面に考慮しながら、地域特性等を踏まえたものとする。こと。 (8) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 (9) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。 (10) 道路を占用して設置される広告物又は広告物を掲出する物件にあつては、道路管理者の許可を受けたものであること。
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告とは、建築物若しくは塀の壁面に直接塗料等で広告内容を表示し、又は建築物若しくは塀の壁面に、木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して取り付け、広告内容を表示するものをいう。 ・突出し広告とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物の壁面から突き出して取り付け、広告内容を表示するものをいう。 ・つり下げ広告とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物その他の物件からつり下げて取り付け、広告内容を表示するものをいう。 ・屋上広告とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物の屋上（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物を含む。）に設置して広告内容を表示し、又は屋上構造物に直接塗料等で広告内容を表示するものをいう。 ・バスシェルター広告とは、バスの停留所に設けられた上屋に広告物が添架されたものをいう。 ・独立して設置される広告物とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、土地に設置し、広告内容を表示するもの（防火壁、塀、フェンス等の工作物に直接表示し、設置するものを含む。）をいう。 ・貼り紙とは、広告内容を紙等に印刷し、又は手書きし、テープ、押しピン等により貼り付けられたものをいう。 ・貼り札とは、ペニヤ板、プラスチックその他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で広告内容を表示するものをいう。 ・立看板とは、ペニヤ板、プラスチックその他これらに類するものを利用して作成されたものであつて、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は建築物その他工作物等に立て掛け、広告内容を表示するものをいう。 ・置看板とは、金属、プラスチックその他これらに類するものを使用して作成されたもので、店頭等に置いて広告内容を表示するものをいう。 ・広告幕とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物その他の物件を利用して設置し、容易に取り外すことができる状態で広告内容を表示するものをいう。 ・のぼり旗とは、木、プラスチック、金属等のさおに布その他のものを取り付けたもので、単独で立て、又は針金等で建築物その他の物件に取り付け、その布その他のものを利用して広告内容を表示するものをいう。 ・ぼんぼりとは、木、金属等の枠に紙、布等の覆いを取り付けた燭台で、光源をもつものに広告内容を表示するものをいう。 ・道標とは、道路の通行の便宜のために設置し、地名又は公共的な施設等の方向、里程等を表示するものをいう。 ・案内図板とは、土地に設置し、又は建築物の壁面に取り付け、事業所等を案内するための図表を表示するものをいう。 ・案内板とは、土地に設置し、建築物の壁面に取り付け、又は電柱に巻き付け、若しくは取り付け、事業所等の名称、方向、里程等の案内誘導を表示するもの（商品その他の営業上の情報を表示するものを除く。）をいう。 ・電光表示広告物とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他表示の内容を常時変化することができる広告物で、文字又は動画が表示されるものをいう。 ・一般広告物とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。 ・表示面積の合計とは、表示しようとする広告物（電光表示広告物を含む。）の面積と既に表示されている広告物（電光表示広告物を含む。）の面積を合算したものをいう。

禁止地域等以外の区域における許可基準

種類	基準			
	地域の区分ごとの基準			共通
	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
壁面広告	<p>自家用広告物等</p> <p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に20分の1を乗じて得た数に20を加えた数以下で、かつ、100㎡以下であること。</p>	<p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に10分の1を乗じて得た数に30を加えた数以下で、かつ、200㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p>	<p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に7分の1を乗じて得た数に50を加えた数以下で、かつ、300㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p>	<p>(1) 壁面の端から突き出ないものであること。 (2) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
一般広告物	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。 (2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。 (2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。 (2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	
突出し広告	<p>自家用広告物等</p> <p>地盤面から広告物の上端までの高さは、10m以下であること。</p>	<p>地盤面から広告物の上端までの高さは、20m以下であること。</p>	<p>地盤面から広告物の上端までの高さは、30m以下であること。</p>	<p>(1) 表示面は、2面であること。 (2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。 (3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 (4) 通常の通行の妨げにならないものであること。 (5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占有の許可を受けて設置する道路の上空における突出し幅が1.0m以下であるものに限る、道路に突き出すことができる。</p>
つり下げ広告	<p>(1) 1個の広告物の表示面積は、2㎡以下とすること。 (2) 道路の占有の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m）以上であること。 (3) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p>			

屋上広告	自家用広告物等	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、7m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、10m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、15m以下とすること。	<p>(1) 建築物1棟につき、1個であること。</p> <p>(2) 屋根に直接表示しないこと。</p> <p>(3) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 木造建築物に設置するものでないこと。</p>
	一般広告物	広告物の高さは、建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、7m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、10m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、15m以下とすること。	
バスシールド	一般広告物	<p>(1) 1面当たりの表示面積は、3㎡以内であること。</p> <p>(2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。</p>			
独立して設置される広告物	自家用広告物等	表示面積は、1面につき、15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。	表示面積は、1面につき、20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積は、1面につき、30㎡以下で、かつ、合計60㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	<p>(1) 高さは15m以下であること。</p> <p>(2) 片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</p> <p>(3) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0メートル以下であるものに限り、道路に突き出すことができる。</p>
	一般広告物	表示面積は、1面につき、7㎡以下で、かつ、合計14㎡以下であること。	表示面積は、1面につき、15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積は、1面につき、20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	<p>(1) 高さは7m以下であること。</p> <p>(2) 片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</p> <p>(3) 道路に突き出ないものであること。</p> <p>(4) 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。</p> <p>(5) 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、後から設置される広告物の高さ(4m未満のときは、4mとする。)以上であること。</p> <p>(6) 点滅し、又は回転するものでないこと。</p>

電柱その他の電柱の類を利用する広告物	<p>(1) 電柱その他の電柱の類に直接塗料等で広告内容を表示するものでないこと。</p> <p>(2) 電柱その他の電柱の類から突き出し、又は電柱その他の電柱の類に巻き付けるものとし、突き出すものにあつてはその大きさが縦1.2m以下、横0.5m以下で、かつ、突出し幅が0.6m以下で、地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道の上空にあつては、2.5m)以上、巻き付けるものにあつては地盤面からその下端までの高さが3.5m以下、その下端までの高さが1.5m以上となるように設置すること。</p> <p>(3) 電柱その他の電柱の類1本につき1個に限ること。ただし、巻き付けるものにあつては、その表示面積が1㎡を超えない場合に限り、2個とすることができる。</p> <p>(4) 彩度(日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。)が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。</p> <p>(5) 表示内容は、事業所等の方向、里程などを表示するものであること。</p> <p>(6) 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(7) 取付方向は、道路中央側でないこと。</p>				
消火栓の標識を利用する広告物	<p>(1) 表示面積は、1面につき、0.32㎡以下で、かつ、突出し幅は0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 個数は、標識柱1本につき、1個であること。</p> <p>(3) 地色は白、ペーヅその他これらに近い淡色とし、図柄は2色以下とすること。</p> <p>(4) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。</p> <p>(5) 取付方向は、道路中央側でないこと。</p> <p>(6) 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添架するものであり、当該消防署長の同意書を添付したものであること。</p>				
街灯柱を利用する広告物	<p>(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、0.5㎡以下であること。</p> <p>(2) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。</p> <p>(3) 個数は、街灯柱1本につき1個に限ること。</p> <p>(4) 道路管理者が設置した街灯柱に添架するものでないこと。</p>				
バス停留所の標識を利用する広告物	<p>(1) 表示面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は、0.2㎡以下で、かつ、表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は、表示ボックスの最下段とすること。</p> <p>(2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。</p>				
アーケードの支柱を利用する広告物	<p>(1) 表示内容は、地名、街区名等であること。</p> <p>(2) アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のほり以上の高さに設置するものであること。</p>				
アーチの支柱を利用する広告物	<p>(1) 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。</p> <p>(2) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。</p>				
貼り紙	<p>(1) 表示面積は、1㎡以下であること。</p> <p>(2) のり付けしないものであること。</p> <p>(3) 1壁面につき、2枚以下であること。</p>				
貼り札	<p>(1) 表示面積は、0.5㎡以下であること。</p> <p>(2) 1の物件につき、2枚以下であること。</p>				
立看板、置看板又はのぼり旗	<p>(1) 表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。</p> <p>(2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。</p>				
広告幕	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。	表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	

アドバルーン	(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ15m以下、幅1.5m以下であること。 (2) 気球の大きさは直径3m以下、綱の長さは50m以下であること。 (3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 (4) 補助網を用いるものであること。
ぼんぼり	(1) 大きさは、縦1m以下、横0.8m以下であること。 (2) 表示面は、3面以内であること。
道標、案内図板又は案内板	(1) この表における壁面広告、突出し広告、つり下げ広告、屋上広告及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を満たすものであること。 (2) 道路に突き出ないものであること。

禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
壁面広告	(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。 (2) 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。	(1) 1の敷地における表示面積の合計は、30㎡以下であること。 (2) 電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面積の合計は0.5㎡以下であること。ただし、立看板、置看板又はのぼり旗については適用しない。
突出し広告	(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、5㎡以下であること。 (2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。 (3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 (4) 地面から広告物の上端までの高さは、10m以下であること。 (5) 通常の通行の妨げにならないものであること。 (6) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0m以下であるものに限る。道路に突き出すことが出来る。	
つり下げ広告	(1) 1個の広告物の表示面積は、2㎡以下とすること。 (2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m）以上であること。 (3) 通常の通行の妨げにならないものであること。	
屋上広告	(1) 1面の表示面積は、同一側壁面面積の10分の1以下であること。 (2) 広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下で、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。 (3) 建築物1棟につき、1個であること。 (4) 屋根に直接表示しないこと。 (5) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (6) 木造建築物に設置するものでないこと。 (7) 高速自動車国道から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。	
独立して設置される広告物	(1) 表示面積は、1面につき、10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。 (2) 高さは、10m以下であること。 (3) 片面にのみ広告物を表示する場合で、その裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。 (4) 高速自動車国道から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。 (5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0メートル以下であるもの限り、道路に突き出すことが出来る。	
立看板、置看板又はのぼり旗	(1) 表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。 (2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。	
広告幕	(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。 (2) 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。	
アドバルーン	(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ15m以下、幅1.5m以下であること。 (2) 気球の大きさは直径3m以下で、綱の長さは50m以下であること。 (3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 (4) 補助網を用いるものであること。	
ぼんぼり	(1) 大きさは、縦1m以下、横0.8m以下であること。 (2) 表示面は、3面以内であること。	

禁止地域等における案内広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
道標又は案内図板	(1) 公共団体が設置するものであること。 (2) 表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 (3) 個数は、最も必要な箇所に1個であること。 (4) 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面の上端又は両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (5) 独立して設置されるものにあつては、高さ4m以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。	電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面積の合計は、0.5㎡以下であること。
案内板	(1) 1事業所等につき、主たる進入路の両端のいずれかに、壁面広告又は独立して設置される広告物のいずれか1個に限り設置することができること。 (2) 建築物の壁面を利用するものの表示面積は、1面につき、1㎡以下であること。 (3) 独立して設置される広告物の表示面積は2面とし、その面積は1面につき2㎡（3以上の者が共同して設置する場合にあつては、10㎡）以下で、かつ、その高さは3m（3以上の者が共同して設置する場合にあつては、5m）以下であること。 (4) 電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出すものにあつては、禁止地域等以外の区域における電柱その他の電柱の類を利用する広告物に係る基準（個数に係る部分を除く。）を準用する。 (5) 個数は、巻き付けのもの又は突き出しのものそれぞれ1個であること。 (6) 事業所等の方向、里程等を表示する面積は、表示面積（電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出す案内板に表示する内容に公共性が高い内容が含まれる場合における当該公共性の高い内容の表示に係る面積を除く。）の3分の1に相当する面積を下らないこと。 (7) 道路に突き出ないものであること。	

禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準

種類	基準		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
電光表示広告物（主に映像を表示する装置を利用するものに限る。）	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、2㎡以下であること	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、20㎡以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、30㎡（商業地域にあつては、40㎡）以下であること。
電光表示広告物（主に文字を表示する装置を利用するものに限る。）	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、5㎡以下であること	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、30㎡以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、40㎡（商業地域にあつては、50㎡）以下であること。

備考 禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準は、各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用する。ただし、独立して設置される広告物における高さは、当該基準の2倍を超えないものとする。

V 各自治体の担当課・係（許可、業登録等窓口一覧）

屋外広告業の登録に係る窓口

府県市	担当課	住所	電話番号	許可窓口
滋賀県	土木交通部 都市計画課 景観係	(〒520-8577) 大津市京町四丁目1番1号 http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/	直通 (077) 528-4184 FAX (077) 528-4906	各市町 P. 210参照
大津市	都市計画部 都市計画課 景観管理グループ	(〒520-8575) 大津市御陵町3番1号 http://www.city.otsu.lg.jp/machi/keikan/okugai/1390283168242.html	直通 (077) 528-2956 FAX (077) 527-1028	○
京都府	建設交通部 都市計画課 計画係	(〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 http://www.pref.kyoto.jp/toshi/	直通 (075) 414-5328 FAX (075) 414-5183	各市町村 P. 211参照
京都市	都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課	(〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎2階 http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-28-0-0-0-0-0-0-0-0.html	直通 (075) 222-4137 FAX (075) 251-2877	○
大阪府	都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ	(〒559-8555) 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎27階 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenchi_kankyo/	直通 (06) 6210-9718 FAX (06) 6210-9714	各市町及び 土木事務所 P. 212 参照
大阪市	建設局 総務部 管理課	(〒559-0034) 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATビル ITM棟6F http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html	直通 (06) 6615-6678 FAX (06) 6615-6576	○
堺市	建築都市局 都市計画部 都市景観室	(〒590-0078) 堺市堺区南瓦町3番1号 https://www.city.sakai.lg.jp	直通 (072) 228-7432 FAX (072) 228-8468	○
豊中市	都市計画推進部 都市計画課 景観形成係	(〒561-8501) 豊中市中桜塚3丁目1番1号 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/	直通 (06) 6858-2419 FAX (06) 6854-9534	○
高槻市	都市創造部 都市づくり推進課 景観・管理チーム	(〒569-0067) 高槻市桃園町2番1号 https://www.city.takatsuki.osaka.jp	直通 (072) 674-7552 FAX (072) 661-7008	○
枚方市	都市整備部 住宅まちづくり課	(〒573-8666) 枚方市大垣内町2丁目9番15号 http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/18-7-0-0-0_8.html	直通 (072) 841-1478 FAX (072) 841-5101	○
八尾市	都市整備部 都市政策課 都市景観係	(〒581-0003) 八尾市本町一丁目1番1号 http://www.city.yao.osaka.jp/	直通 (072) 924-3850 FAX (072) 924-0207	○
東大阪市	土木部 みどり景観課	(〒577-8521) 東大阪市荒本北1丁目1番1号 http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000005149.html	直通 (06) 4309-3227 FAX (06) 4309-3836	○
寝屋川市	都市基盤整備部 審査指導課	(〒572-8555) 寝屋川市本町1番1号 https://www.city.neyagawa.osaka.jp/	代表 (072) 824-1181 内線 2757, 2758 FAX (072) 825-2618	○
吹田市	都市計画部 都市計画室	(〒564-8550) 吹田市泉町1丁目3番40号 https://www.city.suita.osaka.jp/	直通 (06) 6170-2337 FAX (06) 6368-9901	○

府縣市	担当課	住所	電話番号	許可窓口
兵庫県	まちづくり部 都市政策課 景観まちづくり班	(〒650-8567) 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000020.html	代表 (078) 341-7711 内線 4745 FAX (078) 362-9487	各市町 P. 213参照 電車に表示 するものに あつては県
神戸市	建設局 道路管理課	(〒651-0084) 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸4階 https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/business/kaihatsu/okugai/index.html	直通 (078) 595-6389 FAX (078) 595-6379	○
姫路市	都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 (都市景観指導室)	(〒670-8501) 姫路市安田四丁目1番地 http://www.city.himeji.lg.jp/s70/2212583.html	直通 (079) 221-2541 FAX (079) 221-2757	○
尼崎市	都市整備局 都市計画部 開発指導課	(〒660-8501) 尼崎市東七松町1丁目23番1号 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/to_si_seibi/kentiku/1005033/076okugai_a/index.html	直通 (06) 6489-6606 FAX (06) 6489-6597	○
明石市	都市局 都市整備室 都市総務課	(〒673-8686) 明石市中崎1丁目5番1号 https://www.city.akashi.lg.jp/machizukuri/toshi/keikan/koukoku/index.html	直通 (078) 918-5037 FAX (078) 918-5109	○
西宮市	政策局 都市計画部 都市デザイン課	(〒662-8567) 西宮市六湛寺町10番3号 https://www.nishi.or.jp/kotsu/keikan/okugaikokubutsu/index.html	直通 (0798) 35-3950 FAX (0798) 34-6638	○
奈良県	水循環・森林・景観 環境部 景観・自然環境課 景観・屋外広告係	(〒630-8501) 奈良市登大路町30番地 http://www.pref.nara.jp/45231.htm	直通 (0742) 27-8752 FAX (0742) 22-8276	各市町村 P. 214参照
奈良市	都市整備部 都市計画課 景観係	(〒630-8580) 奈良市二条大路南一丁目1番1号 http://www.city.nara.lg.jp	直通 (0742) 34-5209 FAX (0742) 34-4885	○
和歌山県	県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1丁目1番地 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html	直通 (073) 441-3228 FAX (073) 441-3232	各市町村 P. 215参照
和歌山市	都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 景観班	(〒640-8511) 和歌山市七番丁23番地 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009417/soshiki/1002618/1002644/1002714.html	直通 (073) 435-1082 FAX (073) 435-1117	○

屋外広告物の表示等の許可事務に係る窓口一覧

許可事務の窓口：政令市・中核市においては、市役所の担当課が窓口です。
府・県においては次表の管轄区域により窓口が異なります。

【滋賀県】

市町	担当課	住所	電話番号	管轄区域
彦根市	都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室	〒522-8501 彦根市元町4番2号	0749-30-6148	彦根市
長浜市	都市建設部 都市計画課	〒526-8501 長浜市八幡東町632番地	0749-65-6562	長浜市
近江八幡市	都市整備部 都市計画課	〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8	0748-36-5510	近江八幡市
草津市	都市計画部 都市計画課	〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号	077-561-6507	草津市
守山市	都市経済部 都市計画・交通政策課	〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1132	守山市
栗東市	建設部 都市計画課	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0116	栗東市
甲賀市	建設部 都市計画課	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2203	甲賀市
野洲市	都市建設部 都市計画課	〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1	077-587-6324	野洲市
湖南市	都市建設部 都市政策課	〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2348	湖南市
高島市	都市整備部 都市政策課	〒520-1592 高島市新旭町北畑5 6 5 番地	0740-25-8571	高島市
東近江市	都市整備部 都市計画課	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5655	東近江市
米原市	まち整備部 都市計画課	〒521-8501 米原市米原1016番地	0749-53-5144	米原市
日野町	建設計画課	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6567	日野町
竜王町	建設計画課	〒520-2592 蒲生郡竜王町大字小口3番地	0748-58-3716	竜王町
愛荘町	建設・下水道課	〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子825番地	0749-37-8052	愛荘町
豊郷町	地域整備課	〒529-1169 犬上郡豊郷町大字石畑375番地	0749-35-8121	豊郷町
甲良町	建設水道課	〒522-0244 犬上郡甲良町在土353番地1	0749-38-5068	甲良町
多賀町	地域整備課	〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8116	多賀町

【京都府】

市町村	担当課	電話番号
福知山市	土木建設部都市・交通課	0773-24-7051
舞鶴市	建設部都市計画課	0773-66-1048
綾部市	建設部都市計画課	0773-42-4285
宇治市	都市整備部歴史まちづくり推進課	0774-20-8918
宮津市	都市住宅課まち景観係	0772-45-1630
亀岡市	まちづくり推進部都市計画課	0771-25-5046
城陽市	都市整備部都市政策課	0774-56-4066
向日市	建設部都市計画課	075-931-1111
長岡京市	建設交通部都市計画課	075-955-9521
八幡市	都市整備部都市整備課	075-983-5843
京田辺市	建設部計画交通課	0774-63-1219
京丹後市	建設部管理課	0772-69-0510
南丹市	土木建築部道路河川課	0771-68-0051
木津川市	建設部都市計画課	0774-75-1222
大山崎町	環境事業部建設課	075-956-2101
久御山町	都市整備部建設課	075-631-9961
井手町	建設課	0774-82-6167
宇治田原町	建設事業部建設環境課	0774-88-6637
笠置町	総務財政課	0743-95-2301
和束町	地域力推進課	0774-78-3002
精華町	事業部都市整備課	0774-95-1902
南山城村	建設水道課	0743-93-0106
京丹波町	土木建築課	0771-82-3806
伊根町	企画観光課	0772-32-0502
与謝野町	建設課	0772-43-9014

【大阪府】

① 大阪府から許可権限の事務移譲を受けた市町

当該区域内での屋外広告物の許可申請書の提出先となりますが、許可基準等は大阪府の条例によります。

市町	担当課	住所	電話番号
池田市 ※1	都市政策課	池田市城南1丁目1番1号	072-754-6262
箕面市 ※1	まちづくり政策室	箕面市西小路4丁目6番1号	072-724-6918
豊能町 ※1	都市計画課	豊能郡豊能町余野414番地の1	072-739-3425
能勢町 ※1	地域整備課	豊能郡能勢町宿野28	072-734-1726
茨木市	都市政策課	茨木市駅前三丁目8番13号	072-620-1660
守口市	住宅まちづくり課	守口市京阪本通二丁目5番5号	06-6992-1696
大東市	環境政策グループ	大東市谷川一丁目1番1号	072-870-9621
四條畷市	建設管理課	四條畷市中野本町1番1号	072-877-2121
交野市	都市まちづくり課	交野市私部1丁目1番1号	072-892-0121
柏原市	都市開発課	柏原市安堂町1番55号	072-972-1593
松原市	環境予防課	松原市阿保1丁目1番1号	072-334-1550
羽曳野市	都市計画課	羽曳野市誉田4-1-1	072-947-3702
藤井寺市	都市計画課	藤井寺市岡1丁目1番1号	072-939-1214
富田林市	都市計画課	富田林市常盤町1番1号	0721-25-1000
大阪狭山市	都市計画グループ	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	072-366-0011
河内長野市	都市計画課	河内長野市原町1丁目1番1号	0721-53-1111
太子町	地域整備課	南河内郡太子町大字山田88番地	0721-98-5523
河南町	地域整備課	南河内郡河南町大字白木1359番地6	0721-93-2500
高石市	環境政策課	高石市加茂4丁目1番1号	072-275-6266
泉大津市 ※2	環境課	泉大津市東雲町9番12号	0725-33-1131
忠岡町 ※2	生活環境課	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122
和泉市	都市政策室	和泉市府中町二丁目7番5号	0725-99-8140
岸和田市	都市計画課	岸和田市岸城町7番1号	072-423-9538
貝塚市	まちづくり課	貝塚市畠中1丁目17番1号	072-433-7211
泉佐野市	都市計画課	泉佐野市りんくう往来北1 りんくうタウン駅ビル東棟2階	072-447-8124
泉南市 ※3	審査指導課	泉南市樽井一丁目1番1号	072-447-9015
田尻町 ※3	生活環境課	泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1	072-466-5005
熊取町	まちづくり計画課	泉南郡熊取町野田1丁目1番1号	072-452-6401
阪南市	都市整備課	阪南市尾崎町35番地の1	072-489-4535
岬町	生活環境課	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2714

※1 池田市、箕面市、豊能町、能勢町については、共同処理で行う。窓口は池田市（池田市役所内）

※2 泉大津市、忠岡町については、共同処理で行う。窓口は泉大津市（泉大津市役所内）

※3 泉南市、田尻町については、共同処理で行う。窓口は泉南市（泉南市役所内）

② ①以外の市町村に掲出する場合の許可申請書の提出先

担当課	住所	電話番号	管轄区域
茨木土木事務所 管理課	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	072-627-1121	摂津市 島本町
枚方土木事務所 管理課	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	072-844-1331	門真市
富田林土木事務所 管理課	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	0721-25-1131	千早赤阪村

【兵庫県】

市町	担当課	電話番号
洲本市	都市整備部用地課総務管理係	0799-23-1757
芦屋市	都市政策部都市戦略室まちづくり課	0797-38-2109
伊丹市	都市活力部都市整備室都市計画課	072-744-2262
相生市	建設農林部建設管理課	0791-23-7134
豊岡市	都市整備部都市整備課	0796-23-1712
加古川市	都市計画部都市計画課	079-427-9269
赤穂市	建設部都市計画課建築係	0791-43-6827
西脇市	建設水道部都市住宅課	0795-22-3111 (内線547)
宝塚市	都市整備部都市整備室都市計画課	0797-77-2088
三木市	都市整備部都市政策課	0794-82-2000 (内線2265)
高砂市	都市創造部都市住宅室都市政策課 (許可申請、違反処理関係)	079-443-9033
川西市	都市政策部都市政策課	072-740-1201
小野市	地域振興部まちづくり課都市整備係	0794-63-1884
三田市	まちの再生部都市政策室都市政策課	079-559-5118
加西市	都市整備部都市計画課	0790-42-8753
丹波篠山市	まちづくり部地域計画課景観室	079-552-1118
養父市	まち整備部土地利用未来課	079-664-1410
丹波市	建設部都市住宅課	0795-74-2364
南あわじ市	産業建設部建設課	0799-43-5226
朝来市	都市整備部都市政策課	079-672-6127
淡路市	都市整備部都市計画課	0799-64-2533
宍粟市	建設部住宅土地政策課	0790-63-3106
加東市	都市整備部都市政策課	0795-43-0510
たつの市	都市建設部建設課	0791-64-3160
猪名川町	まちづくり部都市政策課	072-766-8704
多可町	建設課	0795-30-0855
稲美町	地域整備部都市計画課	079-492-9143
播磨町	都市計画グループ	079-435-2366
市川町	建設課	0790-26-1016
福崎町	まちづくり課	0790-22-0560 (内線334)
神河町	建設課	0790-34-0964
太子町	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	建設課	0791-52-1117
佐用町	建設課道路河川管理室	0790-82-2019
香美町	建設課建設管理係	0796-36-1961
新温泉町	建設課	0796-82-3115

【奈良県】

市町村	担当課	住所	電話番号（代表）
大和高田市	都市計画課	大和高田市大中98番地4 専用郵便番号（〒635-8511）	(0745) 22-1101
大和郡山市	まちづくり戦略課	大和郡山市北郡山町248-4 専用郵便番号（〒639-1198）	(0743) 53-1151
天理市	都市整備課	天理市川原城町605 専用郵便番号（〒632-8555）	(0743) 63-1001
橿原市	公園緑地景観課	橿原市八木町1丁目1-18 専用郵便番号（〒634-8586）	(0744) 47-3516(直)
桜井市	都市計画課	桜井市大字粟殿432-1 専用郵便番号（〒633-8585）	(0744) 42-9111
五條市	まちづくり推進課	五條市岡口1丁目3番1号 専用郵便番号（〒637-0006）	(0747) 22-4001
御所市	まちづくり推進課	御所市1-3 専用郵便番号（〒639-2298）	(0745) 62-3001
生駒市	みどり公園課	生駒市東新町8-38 専用郵便番号（〒630-0288）	(0743) 74-1111
香芝市	都市計画課	香芝市本町1397 専用郵便番号（〒639-0292）	(0745) 44-3315
葛城市	都市計画課	葛城市柿本166 専用郵便番号（〒639-2111）	(0745) 44-5013（直）
宇陀市	まちづくり推進課	宇陀市榛原下井足17-3 専用郵便番号（〒633-0292）	(0745) 82-5624（直）
山添村	地域振興課	山辺郡山添村大字大西151 （〒630-2344）	(0743) 85-0048
平群町	都市建設課	生駒郡平群町吉新1丁目1-1 専用郵便番号（〒636-8585）	(0745) 45-2077
三郷町	都市建設課	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1 専用郵便番号（〒636-8535）	(0745) 43-7326(直)
斑鳩町	都市創生課	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12 専用郵便番号（〒636-0198）	(0745) 74-1001
安堵町	事業課	生駒郡安堵町大字東安堵958 専用郵便番号（〒639-1061）	(0743) 57-1511
川西町	まちマネジメント課	磯城郡川西町大字結崎28-1 （〒636-0202）	(0745) 44-2679（直）
三宅町	土木管理課	磯城郡三宅町大字伴堂181-1 （〒636-0213）	(0745) 44-3076
田原本町	まちづくり建設課	磯城郡田原本町890-1 専用郵便番号（〒636-0392）	(0744) 34-2085（直）
高取町	事業課	高市郡高取町大字観音寺990-1 （〒635-0154）	(0744) 52-3334
上牧町	建設環境課	北葛城郡上牧町大字上牧3350 専用郵便番号（〒639-0293）	(0745) 76-2504
王寺町	建設課	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23 専用郵便番号（〒636-0002）	(0745) 73-2001
広陵町	環境政策課	北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 （〒635-8515）	(0745) 55-1001
河合町	地域活性課	北葛城郡河合町池部1丁目1-1 専用郵便番号（〒636-8501）	(0745) 57-0200
吉野町	暮らし環境整備課	吉野郡吉野町飯貝1217番地の6 （〒639-3113）	(0746) 32-9024
大淀町	建設産業課	吉野郡大淀町大字桧垣本2090 専用郵便番号（〒638-8501）	(0747) 52-5543
下市町	建設課	吉野郡下市町大字下市1960 専用郵便番号（〒638-8510）	(0747) 52-0001
上北山村	住民課	吉野郡上北山村大字河合330 （〒639-3701）	(07468) 3-0223
川上村	林業建設課	吉野郡川上村大字迫1335-7 専用郵便番号（〒639-3594）	(0746) 52-0111

【和歌山県】

市町村	担当課	住所	電話番号
海南市	管理課	〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地	073-483-8489
橋本市	まちづくり課	〒648-8585 和歌山県橋本市東家1-1-1	0736-33-6103
有田市	都市整備課	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50	0737-22-3609
御坊市	都市建設課	〒644-8686 和歌山県御坊市藪350	0738-23-5512
田辺市	都市計画課	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1	0739-26-9937
新宮市	都市建設課	〒647-8555 和歌山県新宮市春日1-1	0735-23-3333
紀の川市	建設部都市計画課	〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地	0736-77-0851
岩出市	土木課	〒649-6292 和歌山県岩出市西野209	0736-62-2141
紀美野町	建設課	〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287	073-489-5904
かつらぎ町	建設課	〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300
九度山町	建設課	〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019
高野町	建設課	〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町高野山636	0736-56-2934
湯浅町	産業建設課	〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668-1	0737-64-1124
広川町	企画政策課	〒643-0071 和歌山県有田郡広川町広1500	0737-23-7731
有田川町	建設課	〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町下津野2018-4	0737-22-3281
美浜町	農林水産建設課	〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4952
日高町	産業建設課	〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626	0738-63-3804
由良町	地域整備課	〒649-1111 和歌山県日高郡由良町里1220-1	0738-65-1203
印南町	建設課	〒649-1534 和歌山県日高郡印南町印南2570	0738-42-1734
みなべ町	建設課	〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742	0739-33-9370
日高川町	企画政策課	〒646-1324 和歌山県日高郡日高川町土生160	0738-22-2041
白浜町	建設課	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600	0739-43-6589
上富田町	建設課	〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763	0739-34-2374
すさみ町	建設課	〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4806
那智勝浦町	建設課	〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	0735-52-0560
太地町	産業建設課	〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335
古座川町	建設課	〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-67-7902
北山村	産業建設課	〒647-1603 和歌山県東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331
串本町	建設課	〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	0735-67-7262